

だい じ あいづわかまつししょう しゃけいかく
第4次会津若松市障がい者計画・

だい きしょう ふくしけいかく
第7期障がい福祉計画・

だい きしょう じふくしけいかく
第3期障がい児福祉計画

あん
(案)

れいわ ねん がつ
令和6年3月
あいづわかまつし
会津若松市

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

目次

第1章 総論

第1節 計画の基本的事項	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の性格と位置づけ	1
第3 計画の期間	2
第4 基本理念	3
第5 基本目標	3
第6 基本方針	4
第7 市民協働での仕組みづくり	5
第8 計画の推進体制及び評価・見直し	7
第9 施策体系と仕組みづくり	8
第2節 障がいのある人を取り巻く現状	9
第1 障がいのある人の状況	9
第2 国の障がい者政策の動向	17

第2章 障がい者計画

第1節 前障がい者計画の総括	18
第1 基本方針及び分野の総括	18
第2 6つの仕組みづくりの総括	24
第2節 合理的配慮の推進	26
第1 啓発・権利擁護	26
第2 生活環境	29
第3節 地域で支え合える関係づくり	32
第1 地域との関わり	32
第2 災害対策	34
第4節 自己実現を可能とする活動の推進	37
第1 スポーツ・文化芸術・余暇活動等	37
第5節 雇用・就業の促進	40
第1 雇用・就業	40

第6節	障がいのある子どもへの支援の充実	43
第1節	育成環境	43
第7節	地域生活支援の充実	46
第1節	地域生活の基盤づくり	46
第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		
第1節	基本的な考え方	49
第2節	前計画の進捗状況	50
第1節	福祉施設の入所者の地域生活への移行	50
第2節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
第3節	地域生活支援拠点等の整備	55
第4節	福祉施設から一般就労への移行等	57
第5節	障がい児支援の提供体制の整備等	61
第6節	相談支援体制の充実・強化等	64
第7節	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	69
第8節	訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	71
第9節	日中活動系サービス (就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、 自立訓練[機能訓練・生活訓練]、生活介護)	72
第10節	居住系サービス (短期入所、療養介護、共同生活援助、施設入所支援)	74
第11節	相談支援 (計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助)	75
第12節	障がい児支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、 居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援)	76
第13節	地域生活支援事業	79
第3節	基本的な障がい福祉サービス等の提供体制の確保のための目標(成果目標)について	83
第1節	福祉施設の入所者の地域生活への移行	83
第2節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	86
第3節	地域生活支援の充実	89
第4節	福祉施設から一般就労への移行等	93
第5節	障がい児支援の提供体制の整備等	96
第6節	相談支援体制の充実・強化等	100

第7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	103
第4節	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込量及び確保策	105
第1	見込量設定の基本的な考え方	105
第2	訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	106
第3	日中活動系サービス (就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、就労選択支援 自立訓練[機能訓練・生活訓練]、生活介護)	109
第4	居住系サービス (短期入所、療養介護、共同生活援助、施設入所支援)	113
第5	相談支援 (計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助)	116
第6	障がい児支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、 居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援)	119
第5節	地域生活支援事業の実施に関する事項	124
第1	基本的な考え方	124
第2	地域自立支援協議会	126
第3	理解促進研修・啓発事業	128
第4	自発的活動支援事業	128
第5	相談支援事業	129
第6	成年後見制度利用支援事業	132
第7	意思疎通支援事業	133
第8	日常生活用具費助成事業	135
第9	移動支援事業	136
第10	地域活動支援センター事業	137
第11	その他の事業	139
第6節	関係機関等との連携に関する事項	144

だい しょう
第1章

そう ろん
総論

だい せつ けいかく きほんてきじこう
第1節 計画の基本的事項

だい せつ しょう しゃ と ま げんじょう
第2節 障がい者を取り巻く現状

第1節 計画の基本的事項

第1 計画策定の趣旨

本市では、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」を基本理念として「会津若松市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

計画期間中、国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)(令和4年5月施行)により、日常生活及び災害時の情報格差の解消が進められています。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)(令和6年4月施行予定)により、障がい者の地域生活や就労支援の強化が示され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)(令和6年4月施行予定)により、合理的配慮の提供について事業者への義務化が明記されました。また、障害者権利条約(平成26年2月)の締結に基づく、国連の障害者権利委員会による国への審査と勧告(令和4年9月)が行われ、障がい者施策の一層の取組が期待されています。

こうした障がい者施策の動向と、前計画の取組の成果を踏まえながら、令和6年度以降の本市の障がい者施策を総合的に推進していくための指針となる新たな「第4次会津若松市障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

第2 計画の性格と位置づけ

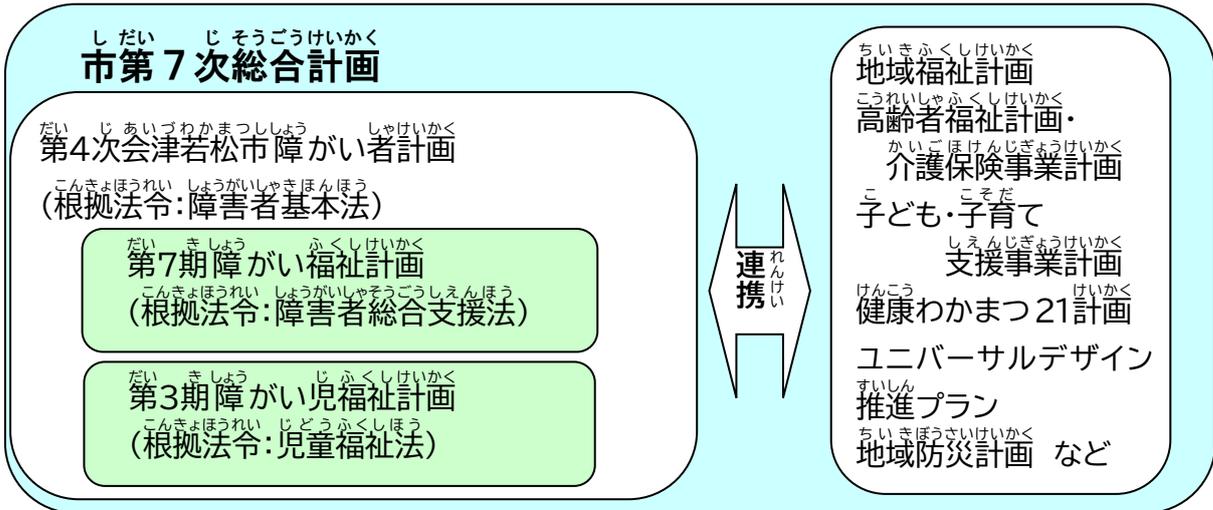
「第4次障がい者計画」は、本市のまちづくりの目標を示す最上位計画である「会津若松市第7次総合計画」のもと「地域福祉計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などとの関連計画との整合を図りながら、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるとするまちを築くための基本的な指針を定めます。

「第7期障がい福祉計画」は、障がいのある人が地域で暮らしていくうえで基礎となる福祉分野の各種事業について目標値などを定め、その着実な実施を図ります。

「第3期障がい児福祉計画」は、障がい児の健やかな育成のための各種事業について目標値などを定め、支援体制の計画的な整備を図ります。

なお、これらの計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標達成に寄与するものです。





第3 計画の期間

「障がい者計画」は、障害者基本法に基づき障がいのある人が暮らしやすくなるための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、令和5年度に終了することから、本計画は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。また、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という)で各自治体の状況に応じ柔軟な設定が可能であるとされたことを踏まえ、障がい者計画との整合性のもと一体的な取組を進めるために6年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画も国の施策動向に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4次 会津若松市障がい者計画					
第7期 障がい福祉計画					
第3期 障がい児福祉計画					

第4 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、

人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員であることを認め合い、支え合える社会である「共生社会の実現」は、障害者基本法にうたわれている普遍的な理念であり、市第7次総合計画でも本市が目指す姿として掲げています。

第4次障がい者計画においては、市第7次総合計画のもと、前計画の理念を継承し「共生社会の実現」を基本理念とします。

第5 基本目標

地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち

ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち

自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち

誰もが安心して暮らすことができるまち

基本理念である「共生社会の実現」を達成するために、4つの基本目標を定めます。

特に合理的配慮の提供は、障害者差別解消法の改正により令和6年4月から事業者にも義務化され、障がいのある人の日常生活や社会生活のさまざまな場面において対応が求められます。

本市では、令和5年3月に「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。条例では、障がい特性に応じたコミュニケーション手段への理解や環境づくりを進めることで、誰もが安心して暮らすことができる共生社会をめざしています。

合理的配慮の推進とライフステージに応じた支援のもと、障がい特性に応じたコミュニケーションと地域の理解により、障がいのある人一人ひとりが自らの生き方を自ら選択し、地域社会の一員として、自分らしく、安心して生活ができる会津若松市を目指します。

第6 基本方針

第4次障がい者計画では、基本目標の達成のため、次の6つの基本方針を定めます。

1 合理的配慮の推進

障害者権利条約では、障がいのある人の社会参加の制限・制約は、障がいのある人個人によるものではなく、社会の側の環境に問題があるという考え方が示されています。共生社会を実現していくためには、社会に存在する障壁(バリア)を解消していくことが必要です。

改正障害者差別解消法では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人の権利擁護のため、障がい理解の啓発により虐待や差別の解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でのユニバーサルデザインの推進を通して、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が実践されるよう、市民、事業者と協働で取り組んでいきます。

2 地域で支え合える関係づくり

東日本大震災以降も、令和元年東日本台風による被害など様々な自然災害が発生しており、自然災害に備えて地域による支え合いやつながりの重要性が増しています。日頃から、身近な地域において人と人とのつながりや絆を築いていくことが必要です。気軽に声を掛け合える地域づくり、支え合える関係づくりに取り組んでいきます。

3 自己実現を可能とする活動の推進

地域で生き生きと心豊かに暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動など余暇時間の充実が大切です。障がいのある人がこれらの活動に主体的に参加し他者との交流を楽しみ、生活の質を上げていくことで、自分らしく生活することのできる支援体制づくりに取り組んでいきます。

4 雇用・就業の促進

人々の多くが働くことで、生活の糧を得るだけでなく、生きがいを感じ、社会に貢献しています。しかし、働く意欲、能力などがあっても、機会が得られずに、働くことができない障がいのある人がいます。企業などに対して障がい者理解を促進することで、障がいがあっても、働く意欲、個性及び能力を活かし、安心して働き続けることができる環境づくりに取り組んでいきます。

5 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな成長のためには、障がいの状況や年齢などに対応したきめ細かな療育や教育が受けられることが必要であり、家族への支援も併せて行うことが重要です。

障がいのある子どもが同年代の障がいのない子どもと等しく地域の中で学び、遊びや余暇を楽しみながら成長する権利を保障するため、障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援や育成環境の整備など、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

6 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域での生活を選択して、安心して暮らし続けるためには、地域社会における支援を充実していくことが重要です。

特に、障がいのある人が自らの意思で自己決定し、生き方を選択していくためには、地域において早期の課題把握と、個々に応じた相談支援体制の充実が必要です。

また、障がいの重度化や親亡き後の支援など多様化する課題に対応するため、支援する側が横断的な連携を図りながら、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組んでいきます。

第7 市民協働での仕組みづくり

計画の基本理念である「共生社会の実現」には、市民協働の取組が必要不可欠です。

そのため、保健、医療、福祉、教育、雇用、労働等の関係機関、団体、民間事業者などで構成する「地域自立支援協議会」の場で意見交換を行いながら、障がいのある人が住みよいまちづくりを目指して、次の6つの仕組みづくりに取り組んでいきます。

1 障がい理解の仕組みづくり

障がいのある人が地域で安心して暮らししていくためには、地域の様々な場面において合理的配慮が推進されていくことが必要不可欠です。すべての市民や事業者に障がいや障がいのある人への正しい理解が広がるための仕組みをつくっていきます。

2 地域で支え合う仕組みづくり

地域で暮らす障がいのある人の多くが、災害への備えなどに様々な不安を抱えています。障がいのある人と地域住民の顔の見える関係づくりや、日頃からの見守りや支え合いが行われるための仕組みをつくっていきます。

3 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動などに参加し、自分らしく生活するために必要な支援体制の仕組みをつくっていきます。

4 就労に向けた仕組みづくり

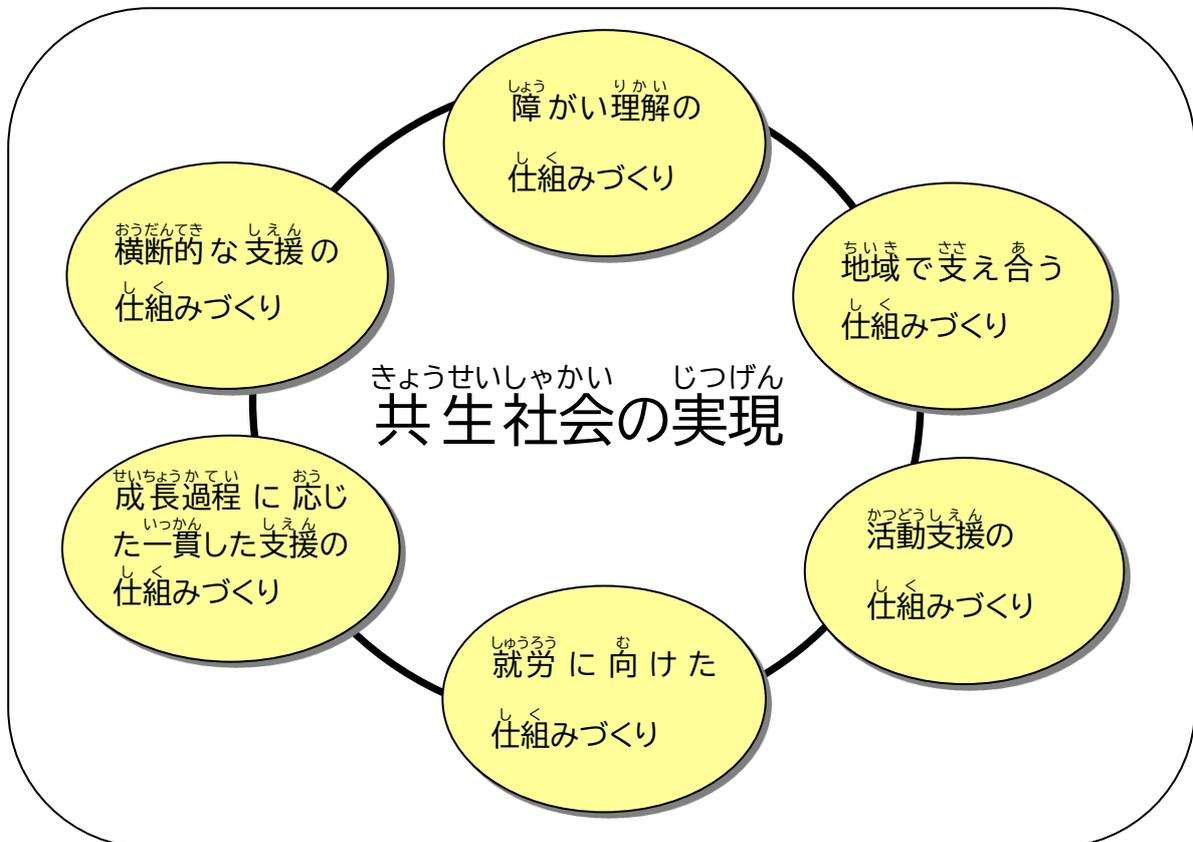
就労を希望する障がいのある人が、その能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるための支援の仕組みをつくっていきます。

5 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが、健やかに成長していくことができるよう、乳幼児期から就学、卒業後まで、切れ目のない一貫した支援の仕組みをつくっていきます。

6 横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域のなかで暮らし続けることができるよう、福祉、保健、医療等の関係機関が課題を共有しながら連携し、地域での相談体制など障がいのある人を支援していくための仕組みをつくっていきます。



第8 計画の推進体制及び評価・見直し

1 庁内の推進体制

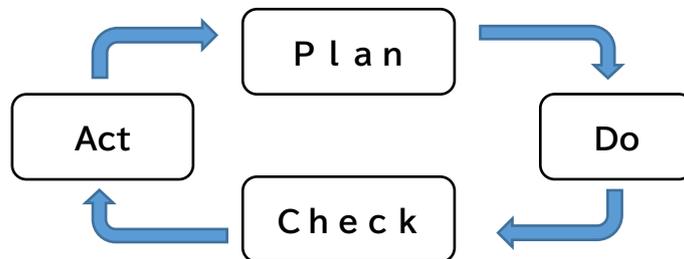
- 本計画は、障がいのある人のライフステージ、日常生活全般に関わる幅広い分野に及んでいます。庁内部署において連携を図りながら、計画に基づく施策の総合的な推進に取り組んでいきます。
- 特に、災害対策や権利擁護など関係課との連携した対応や包括的な相談窓口体制の構築等について、緊密な連携のもと進めていきます。
- 庁内における計画の推進については、関係課長により構成する「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画庁内連絡調整会議」において進行管理を行います。

2 庁外との協働、連携体制

- 保健、医療、福祉、教育、雇用、労働等の関係機関、団体、民間事業者などで構成する「地域自立支援協議会」による進行管理と、障がい福祉サービス事業所で構成する「障がい福祉サービス事業所等連携推進会議」では、その活動などを通して連携強化を図り、計画に基づく施策の推進に取り組めます。
- 計画推進の柱となる6つの仕組みづくりについては、市民参加・協働のもとで地域自立支援協議会の専門部会が中心となって検討し、その実現に向けて取り組めます。

3 計画の評価・見直し

- 計画の推進にあたっては、地域自立支援協議会において点検、評価といった進行管理を行います。進捗状況の確認及び障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。
- また、PDCA サイクルを用いて、「計画(Plan)」・「実行(Do)」・「評価(Check)」・「改善(Act)」のプロセスを実施します。



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第9 【施策体系と仕組みづくり】

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、ひととしての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現

基本理念

基本目標

地域全体で合理的配慮の推進に取り組み、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち
 自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち
 誰もが安心して暮らすことが出来るまち

基本方針

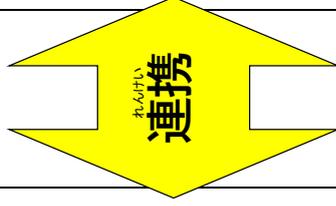
(第1節) 障がいの合理的配慮の推進
 (第2節) 地域で支え合える関係づくり
 (第3節) 自己実現を可能とする活動の推進
 (第4節) 雇用・就業の促進
 (第5節) 障がいのある子どもへの支援の充実
 (第6節) 地域生活支援の充実

分野

啓発・権利擁護
 生活環境
 地域との関わり
 災害対策
 スポーツ・文化芸術・茶暇活動等
 雇用・就業
 育成環境
 地域生活の基盤づくり
 障がい福祉計画
 障がい児福祉計画

基本施策

障がい・障がい者理解の推進
 誰もが使いやすい生活環境の情報アクセシビリティの向上
 地域交流の推進
 地域における支え合いの構築
 避難支援体制の構築
 雪害対策の充実
 スポーツ・文化芸術・茶暇活動の推進
 参加支援体制の整備
 働く・働きたい障がい者の支援
 障がい者を支える企業等の支援
 障がいのある子どもの成長に応じた支援の充実
 子育て支援の充実
 地域生活を支える支援の充実
 相談支援の充実
 精神保健福祉に関する支援の充実
 障がい福祉サービス・相談支援
 地域生活支援事業
 障がい児通所支援等・相談支援
 地域生活支援事業



◆地域自立支援協議会を中心とした市民協働の取組

- 市民協働での仕組みづくり
- 障がい理解の仕組みづくり
- 地域で支え合う仕組みづくり
- 活動支援の仕組みづくり
- 就労に向けた仕組みづくり
- 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり
- 横断的な支援の仕組みづくり

第2節 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 障がいのある人の状況

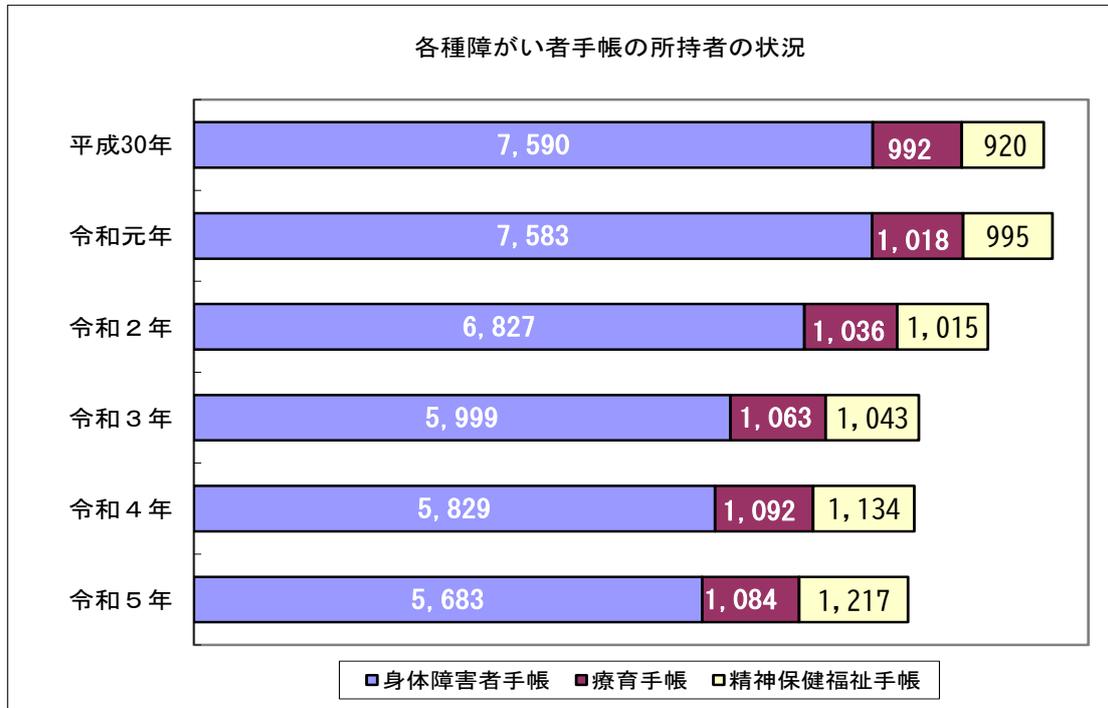
本市の障がい者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で身体障害者手帳が5,683人、療育手帳1,084人、精神保健福祉手帳1,217人、合計7,984人と、平成30年と比較し1,518人(△16.0%)減少しています。本市の人口減少に伴い、身体障害者手帳所持者数の減少していることが主な要因ですが、一方で、精神保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。

各種障がい者手帳の所持者の状況

(単位：人、各年4月1日現在)

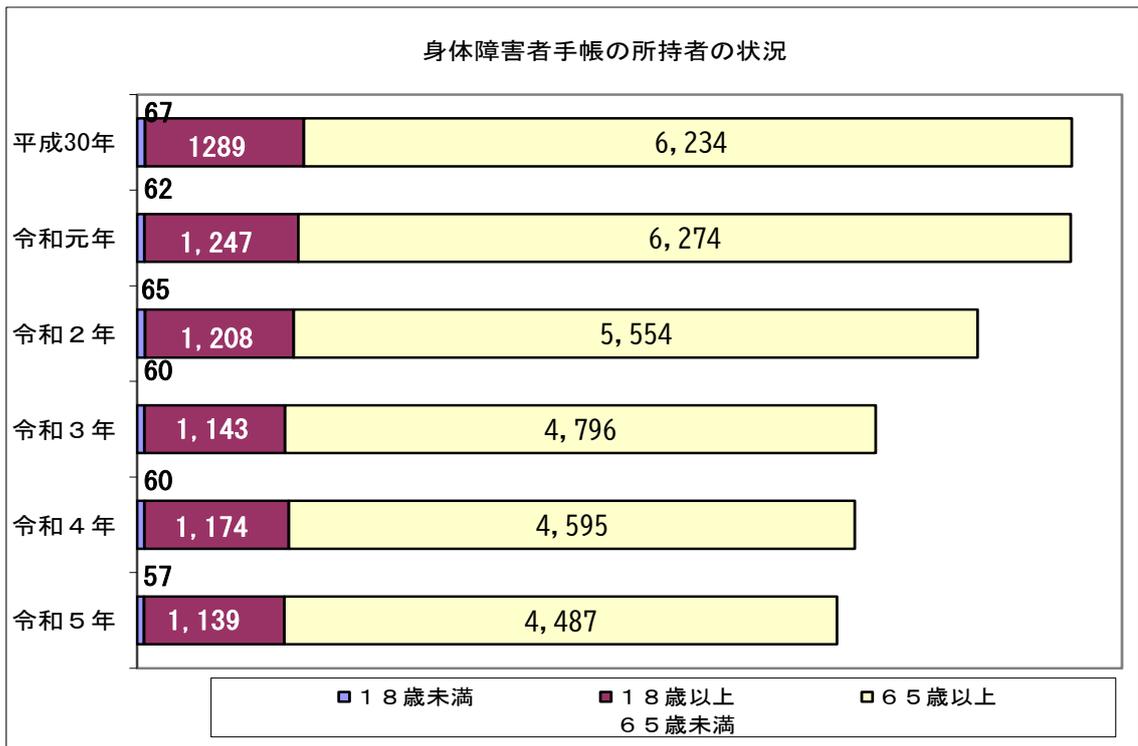
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
身体障害者手帳	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829	5,683	△ 25.1
療育手帳	992	1,018	1,036	1,063	1,092	1,084	9.3
精神保健福祉手帳	920	995	1,015	1,043	1,134	1,217	32.3
合計	9,502	9,596	8,878	8,105	8,055	7,984	△ 16.0
本市人口	121,068	119,876	118,643	116,450	114,980	113,007	△ 6.7
人口に占める割合	7.8%	8.0%	7.5%	7.0%	7.0%	7.1%	

※異なる種別の複数の手帳を所持している人については、重複しています。



1 身体障がい者の推移

年代別の6年間の身体障害者手帳所持者数の状況は、全ての各年代において、毎年減少しています。令和5年4月1日現在65歳以上の手帳所持者が全体の79.0%と高齢化の傾向が継続しています。障がいの等級別では、各等級全てにおいて、毎年減少しています。また、1級及び2級の重度身体障がい者の占める割合は、42%～45%で推移しています。

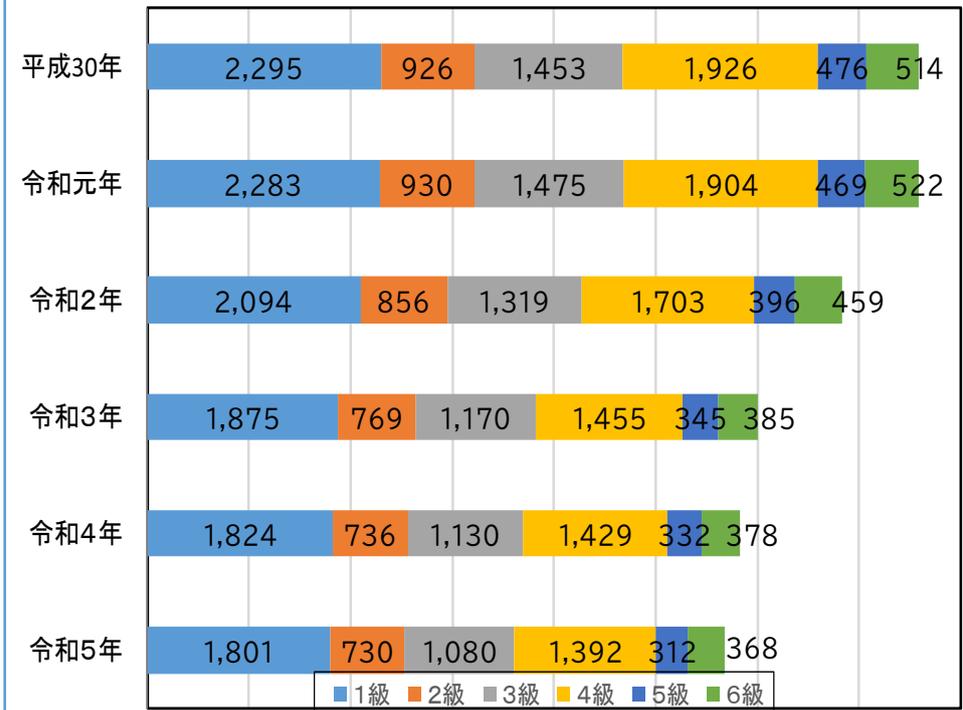


身体障害者手帳所持者の状況(等級別)

(単位:人 各年度4月1日現在)

	へいせい ねん 平成30年	れいわがねん 令和元年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	ぞうげつ 増減率% R5/H30
きゅう 1級	2,295	2,283	2,094	1,875	1,824	1,801	△ 21.5
きゅう 2級	926	930	856	769	736	730	△ 21.2
きゅう 3級	1,453	1,475	1,319	1,170	1,130	1,080	△ 25.7
きゅう 4級	1,926	1,904	1,703	1,455	1,429	1,392	△ 27.7
きゅう 5級	476	469	396	345	332	312	△ 34.5
きゅう 6級	514	522	459	385	378	368	△ 28.4
ごうけい 合計	7,590	7,583	6,827	5,999	5,829	5,683	△ 25.1

身体障害者手帳所持者の状況(等級別)



2 知的障がい者の推移

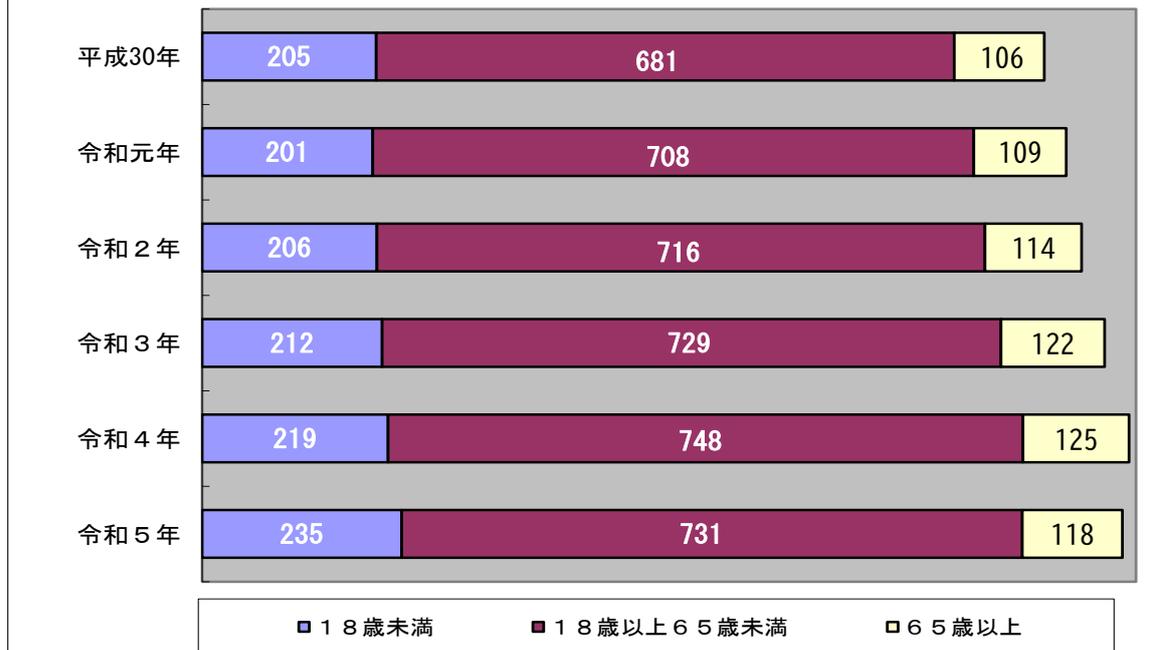
療育手帳所持者数は、6年間で92人（9.3％）増加しています。療育手帳所持者の全ての各年代において増加しています。主な特徴として、年代別では、18歳未満の手帳所持者が、30人（14.6％）増加しており、障がいの程度別では、障がい程度A（重度）51人（15.8％）の増加が挙げられます。

療育手帳所持者数の状況（年代別）

（単位：人、各年4月1日現在）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率%
18歳未満	205	201	206	212	219	235	14.6
18歳以上65歳未満	681	708	716	729	748	731	7.3
65歳以上	106	109	114	122	125	118	11.3
ごうけい合計	992	1,018	1,036	1,063	1,092	1,084	9.3

療育手帳の所持者の状況

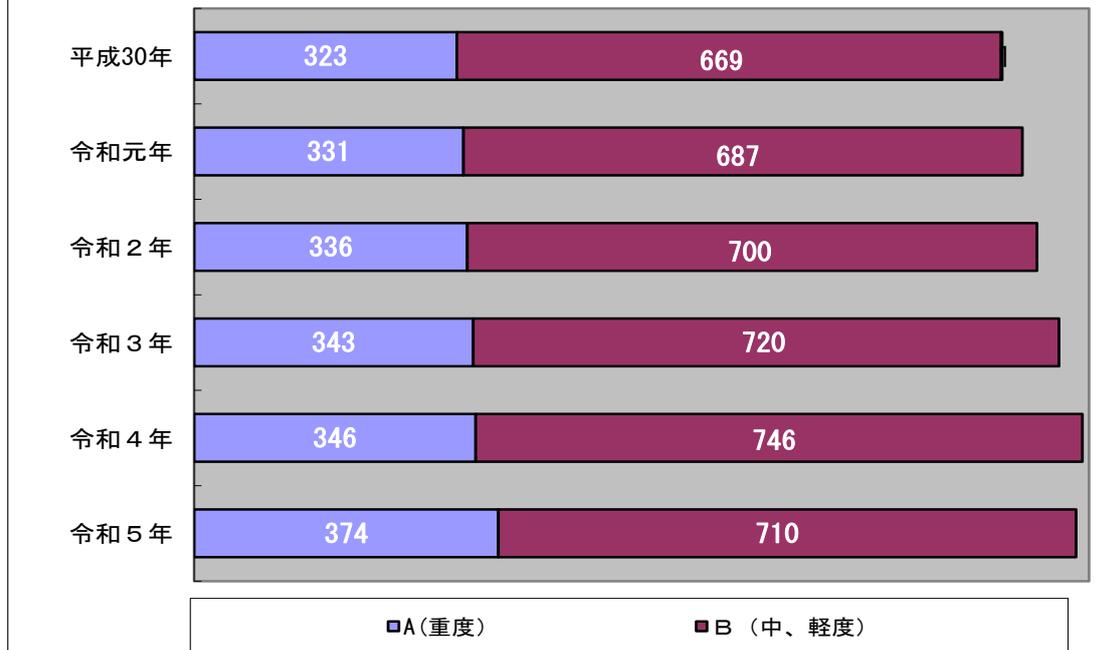


療育手帳所持者数の状況(程度別)

(単位:人、各年4月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
A(重度)	323	331	336	343	346	374	15.8
B(中、軽度)	669	687	700	720	746	710	6.1
合計	992	1,018	1,036	1,063	1,092	1,084	9.3

療育手帳の所持者の状況



3 精神障がい者の推移

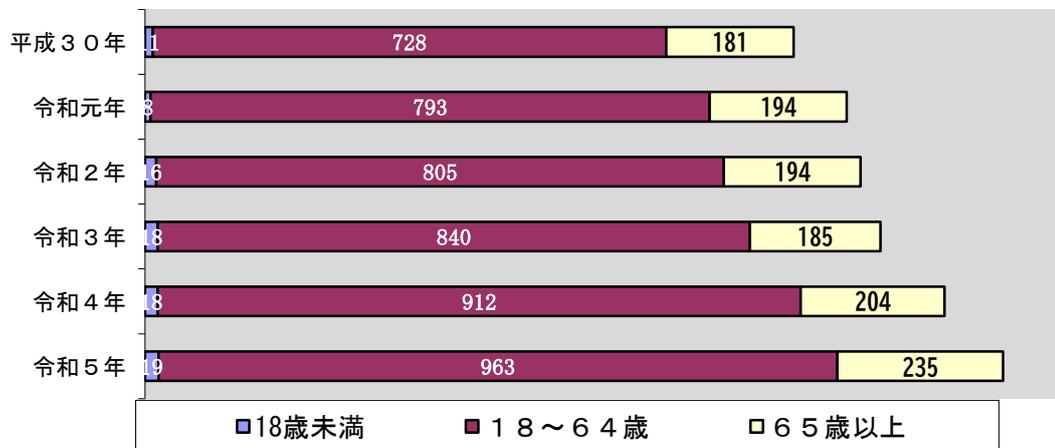
精神保健福祉手帳交付者数は、6年間で297人（32.3%）、自立支援医療（精神通院）受給者数は、232人（12.3%）増加しています。主な特徴として、年代別では、18歳未満の手帳所持者が8人（72.7%）増加しており、等級別では、3級の手帳所持者182人（48.1%）の増加が挙げられます。

精神保健福祉手帳交付状況(年代別)

(単位:人 各年4月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 R5/H30
18歳未満	11	8	16	18	18	19	72.7
18～64歳	728	793	805	840	912	963	32.3
65歳以上	181	194	194	185	204	235	29.8
合計	920	995	1015	1043	1134	1217	32.3

精神保健福祉手帳交付者数の推移

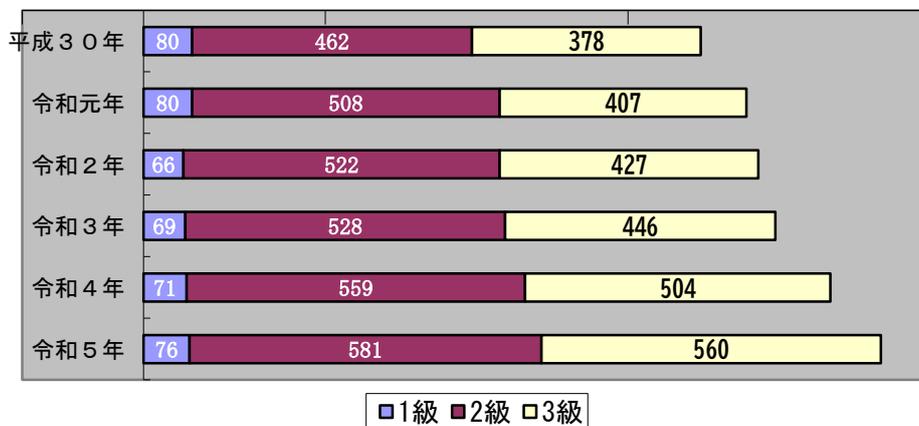


せいしんけんふくし てちようこうふじようきよう
精神保健福祉手帳交付状況

たんい にん かくねん がつ にちげんざい
(単位:人 各年4月1日現在)

	へいせい ねん 平成30年	れいわがねん 令和元年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	ぞうげんつ 増減率% H30/R5
きゆう 1級	80	80	66	69	71	76	△ 5.0
きゆう 2級	462	508	522	528	559	581	25.8
きゆう 3級	378	407	427	446	504	560	48.1
ごうけい 合計	920	995	1015	1043	1134	1217	32.3

精神保健福祉手帳交付者数の推移



じりつ しえん いりよう せいしんかういん じゆきゆりようきよう
自立支援医療(精神通院) 受給状況

たんい にん かくねん がつ にちげんざい
(単位:人 各年4月1日現在)

	へいせい ねん 平成30年	れいわがねん 令和元年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	ぞうげんつ 増減率% R5/H30
じゆきゆり 受給者数	1,890	2,019	2,041	1,942	1,980	2,122	12.3

4 難病患者の推移

平成 25 年から施行された障害者総合支援法により、障がい者の定義が見直され、国が指定する難病患者も新たに障がい福祉サービスの対象となりました。

指定難病に関しては、毎年指定範囲が拡大しており、令和 5 年の特定医療費（指定難病）医療受給者数は、824 人でした。

特定医療費(指定難病)医療受給者数の状況 (単位:人 各年3月31日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率% R5/H30
受給者数	762	751	789	876	790	824	8.1

会津保健福祉事務所調べ

5 障がい者雇用の推移

会津若松管内における障がい者雇用者数は、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で 4.5 人減少しました。一方、令和 4 年度の実雇用率は、2.2 %と 0.18 ポイント増加し、労働者数に占める障がい者雇用の割合は、着実に増加しております。また、全国との比較で 0.05 ポイント低いものの、県との比較で 0.01 ポイント上回っております。

障がい者雇用の状況 (各年6月1日現在)

	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率% R4/H30
会津若松管内						
企業数(件)	204	202	198	207	202	△ 1.0
障がい者雇用数(人)	620.5	621	596.5	628.0	616.0	△ 0.7
実雇用率(%)	2.02	2.16	2.08	2.19	2.20	8.9
福島県の状況						
企業数(件)	1,425	1,464	1,456	1,512	1,520	6.7
障がい者雇用数(人)	4949.5	5126	5170.5	5195.0	5264.5	6.4
実雇用率(%)	2.04	2.11	2.16	2.15	2.19	7.4
全国の状況						
企業数(件)	204	202	198	207	202	△ 1.0
障がい者雇用数(人)	100586	101889	102698	106924.0	107691.0	7.1
実雇用率(%)	2.05	2.11	2.15	2.2	2.25	9.8
法定雇用率(%)	2.20	2.20	2.20	2.30	2.30	4.5

第 2 国 の 障 が い 者 政 策 の 動 向

《 障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 》

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に、障がいのある人の範囲の見直しや障害支援区分の創設、障がいのある人に対する支援、サービス基盤の計画的整備など障がい者福祉施策を講じています。また、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、希望する生活を実現するため、令和 6 年 4 月からは改正障害者総合支援法が施行予定となっています。

【 改 正 の 概 要 】

- ・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- ・ 障がい福祉サービス等についてのデータベースに関する規定の整備

《 障 が い 者 制 度 改 革 》

国では、平成 26 年に障害者権利条約の締結をしました。

この条約は、締約国に対し障がいのある人に健常者と同等の権利を保障し、社会参加の促進に必要な措置を取ることを求めており、日本においては、国内法が未整備であったため、以下のとおり関係法の整備を進めてきた経過にあります。

さらに、令和 4 年 10 月に障害者の権利に関する委員会の総括所見の勧告を踏まえた施策展開が求められています。

【 主 な 法 律 の 施 行 や 改 正 】

- ・ 平成 23 年 7 月 障害者基本法 の改正
- ・ 平成 24 年 10 月 障害者虐待防止法 の施行
- ・ 平成 25 年 4 月 障害者総合支援法 の施行（翌年 4 月に全施行）
- ・ 平成 28 年 4 月 障害者差別解消法 の施行
- ・ 平成 28 年 5 月 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
- ・ 平成 30 年 4 月 改正障害者総合支援法 の施行
- ・ 令和 4 年 5 月 障害者情報 アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法の施行
- ・ 令和 6 年 4 月 改正障害者差別解消法 の施行
（予定） 改正障害者総合支援法 の施行

このような国の動向を踏まえると、障がいのある人が地域で生活する権利を保障する更なる取り組みが市町村に求められています。障がいのある人が地域で主体的に生活できる地域社会を構築するためには、行政だけではなく、市民・事業者の理解と協力による基盤づくりが必要不可欠です。

第2章

障がい者計画

第1節 前障がい者計画の総括

第2節 合理的配慮の推進

第3節 地域で支え合える関係づくり

第4節 自己実現を可能とする活動の推進

第5節 雇用・就業の促進

第6節 障がいのある子どもへの支援の充実

第7節 地域生活支援の充実

第1節 前障がい者計画の総括

前障がい者計画では、基本理念である共生社会の実現に向けて、「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち 自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」を基本目標に、6つの基本方針に沿った9つの分野と6つの仕組みづくりに取り組みました。

本節では、基本方針及び分野の総括及び仕組みづくりごとに総括します。

第1 基本方針及び分野の総括

1 合理的配慮の推進

(1) 啓発・権利擁護

障がい理解に関する啓発については、地域自立支援協議会だよりの発行や講演会及び出前講座の開催、ヘルプマークの配布及び広報などにより、障がい理解を深める取組を行ってきました。

また、虐待や差別の解消のため、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議や障がい者差別解消支援地域協議会において事例の共有・検討を行うとともに、地域虐待防止・差別解消ワークショップの開催などに取り組んできました。

さらに、権利擁護の推進のため、成年後見制度の利用が必要でも申し立てる親族がいな
い場合の市長申し立ての実施や、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方への助成などの取組を継続しています。

これらの取組により、アンケート結果では差別を感じていると答えた人の割合は平成29年度の30.8%から、令和4年度では17.8%となり、13.0ポイント改善されましたが、依然として高い割合となっています。また、障害者差別解消法についても、その内容を知っていると答えた人の割合が9.9%と非常に低い状況にあります。

成年後見制度については、制度が複雑であることや成り手不足などの問題がありますが、令和4年7月に運用を開始した「会津権利擁護・成年後見センター」等関係機関と連携しながら、課題解決に向けた取組を実施していきます。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
差別、偏見を感じている障がいのある人	30.8%	9.0%	17.8%

※障がい者福祉及び障がい児福祉に関するアンケートより

(2) 生活環境

障がいのある人も気軽に外出することができ、生活しやすい環境をつくっていくために、会津若松市福祉まっぷの活用について検討するとともに、市内30か所の公共トイレのバリアフリー調査を行い、改善についての提言を行いました。

学校等の公共施設については、近年、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備、改修により、障がいのある人にも活動しやすい環境の整備が進んでいます。一方で、バリアフリーに未対応の公共施設や民間施設もあることから、障がいのある人も利用しやすい施設となるよう、さらなる整備を進めていく必要があります。

情報アクセシビリティについては、令和5年3月に「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、障がいのある人が日常生活で意思疎通を円滑にできるようICT技術を活用した情報発信、点字や音声、手話言語による情報発信に取り組んできました。

各施設や交通環境等、まち全体の整備が進むことや必要な情報にアクセスし利用できることが「暮らしやすいまち」に繋がるものと考えています。

今後は、公共施設や公共交通機関などのさらなるバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及を図り、障がいのある人の現状を踏まえ、気軽に外出するために必要な支援を充実させる取組が必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
歩道等のバリアフリー化の整備率（延長ベース）	59.5%	68.3%	60.7%

※ひとにやさしい道づくり歩道整備事業での歩道整備見込より

2 地域で支え合える関係づくり

(1) 地域との関わり

障がいのある人の地域における見守りや行事等に参加しやすい環境づくりを推進するため、出前講座や地域ケア会議等において、区長等の地域住民に対する障がい理解の啓発に取り組みました。

しかし、障がい者福祉に関するアンケートでは、むしろ近隣住民との交流がない障がいのある人の割合が増えており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人と地域住民が交流する機会がさらに減少したことが要因として考えられます。

今後は、障がいのある人と地域住民の交流を推進するために、地域住民の障がい理解の啓発と双方の顔の見える関係づくりを行う場を創出する必要があります。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
近隣住民と交流のない障がいのある人	19.2%	10.0%	27.0%

※障がい者福祉に関するアンケートより

(2) 災害対策

災害時に支援が必要とされる方のうち、個人情報提供について同意を得られた方の名簿を作成し、区長や民生委員等の地域の避難支援者等に提供することで、地域全体の情報共有を行いました。

令和4年度からは、個別避難計画作成の同意を促し、同意者については、避難支援者や避難経路の確認を行い、避難支援体制の確保に取り組みました。

また、市総合防災訓練において、障がいのある人と支援者が一緒に避難するなどの福祉避難所の開設訓練を行いました。その他、サービス事業所等連携推進会議を活用し、事業所ごとに作成するBCP(業務継続計画)に関する研修会を開催しました。

しかし、避難行動要支援者支援プランの策定に着手したのは6地区であり、要因としては避難行動要支援者制度の周知等が十分でなかったことがあげられます。

また、福祉避難所については、設営・運営に関する協定を複数事業所と締結し設置数が増加しましたが、目標値の達成には至りませんでした。

今後も、障がいのある人の個別避難計画の作成を通じた避難支援体制の構築並びに福祉避難所の増設に向けた取組が必要です。

雪害対策としては、冬期バリアフリー対策に基づく歩道や融雪施設の整備を進めることにより、安全な歩行環境の創出に努めました。

また、社会福祉協議会と連携し、地域における除雪支援体制を継続し、除雪ボランティアによる障がい者世帯等の除雪支援を行いました。さらに、SNS等を活用したボランティア募集を行いました。

今後も、地域住民の支え合いによる雪害対策の充実に向けた取組が必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和5年度
避難行動要支援者支援プランの策定地区の数	1/16地区	16/16地区	6/16地区

※地区数は民生児童委員協議会の地区数

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和5年度
福祉避難所の設置数	17カ所	38カ所	32カ所

3 自己実現を可能とする活動の推進

(1) スポーツ・文化芸術・余暇活動

スポーツについては、東京パラリンピックを契機にボッチャ等のパラスポーツ(障がい者スポーツ)が広く知られるようになり、障がい者スポーツ指導員をはじめとした関係団体等による障がい者スポーツ教室が広がりを見せています。

文化・芸術面では、障がい福祉サービス事業所やまちなかの商店等において、作品展を開催していることや、あいづまちなかアートプロジェクトにおいて「障がい者アート展」を開催するなど、障がいのある人が自らの作品を発表する機会が増えています。

また、障がいのある人がボランティア学園を受講し、カムカムボランティアとして参加するなど、活動の場が広がっています。

さらに、障がいのある人がスポーツや文化芸術活動、余暇活動に参加する機会を増やすため、情報提供の手法や広報の充実に取り組みました。

今後、障がいのある人が興味関心のある活動に自発的に参加し、余暇活動をさらに充実させるための取組を継続していく必要があります。併せて、スポーツ・文化芸術・ボランティア・地域活動など、様々な活動に参加するための支援体制を整備する仕組みづくりも必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
余暇活動支援センターの利用 人数(のべ利用者数)	3,506人	4,500人	1,907人

※余暇活動支援センター事業成果指標より

4 雇用・就業の促進

(1) 雇用・就業

公共職業安定所や障害者就労・生活支援センター等の関係機関をはじめ、会津商工会議所やあいづわかまつほうじんかいとう 経済団体等と連携しながら、障がいのある人の職場体験や企業等への各種補助・支援制度の周知や障がい者理解促進に向けた啓発活動、障がい者雇用優良事業所顕彰等の取組を進めました。

また、就労系事業所の増加や、関係機関の緊密な支援体制の構築等により、障がいのある人や企業等に対する支援体制の強化につながりました。

市としても、ワークシェアリング事業や会津人參栽培研修事業、障がい者就労施設からの物品等の優先調達等により就労機会等の創出に努めるとともに、「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある人の積極的な採用や、就労支援員の配置による相談支援体制の強化などに取組みました。

こうした取組により、障がい者雇用率の向上に一定の成果があったものの、法定雇用率の達成には至りませんでした。

また、障がいのある人が自立し、安心して働くことができる環境づくりに向けて、一人ひとりの特性や希望等に応じて様々な仕事を選択できることが大切です。職場においては、障がいに関わらず昇任できる制度、体調等に応じた柔軟な勤務形態、相談体制の整備が課題であることから、引き続き、関係機関や企業等と連携して取り組むことが必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
障がい者雇用率 (民間事業者等)	1.86%	2.3%	2.2%

※会津若松公共職業安定所公表の会津地区雇用率推移より

5 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 育成環境

障がいのある児童の育成環境を整え、障がいの早期発見、早期療育を一層推進するため、乳幼児健康診査や5歳児発達相談事業を実施するとともに、教育・保育施設に対して障がいのある子どもの受け入れへの補助を実施してきました。さらに、障がいのある子どもの保護者が安心して子どもを預けることができるよう、日中一時支援事業の拡充やこどもクラブにおける支援員の増員や研修を行うことなどにより、障がいのある子どもの成長段階に応じた安心できる居場所の確保に努めてきました。

また、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置、教育支援委員会による児童生徒の就学先に関する専門的な観点からの助言や、障がい児通所支援事業所による療育の提供の場の増加など、障がいのある子どもが地域で学ぶことのできる環境の整備を進めてきました。

しかし、障がい児通所支援や短期入所をはじめとする社会資源はいまだ不足しており、地域のニーズを十分に満たす状況にはありません。また、障がいの早期発見、早期療育の推進と同時に、障がいのある子どもの保護者の不安に対する相談支援や必要な情報提供、レスパイトの提供や就労継続のための支援など、家族支援のさらなる充実が必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
特別支援教育支援員 配置校の割合	67%	87%	93%

6 地域生活支援の充実

(1) 地域生活の基盤づくり

障がいのある人が安心して地域で生活ができるように、引き続き相談支援体制の充実に努めました。地域障がい者相談窓口は2か所増え4か所に、特定相談支援事業所は、2か所増え15事業所となりました。基幹相談支援機能を持つ障がい者総合相談窓口においては、適切なサービス提供のために、特定相談支援事業所等に対する研修の開催や助言指導を行い相談支援の質向上に取り組みました。

また、親元からの自立や親亡き後を見据えた支援のため、介護者の急病などによる緊急時の預かりや地域移行に向けた体験事業を行うなど、地域生活支援拠点等の整備を促進しました。

しかし、強度行動障がいの人や医療依存度の高い人など、既存のサービス体系や相談体制では支援が困難な人も増えており、重層的支援体制の構築が求められています。

今後も、支援が困難な人への対応のため障がい福祉分野だけでなく、様々な関係機関との連携を図り、支援体制を構築することが必要です。また、引き続き、相談支援体制のさらなる充実及び地域生活支援拠点等の充実が必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和5年度
障がい福祉計画に定める地域移行目標値の達成率（実績値/目標値）	25.0% (5/20)	100%	133.3% (4/3)

(2) 医療・保健

市では、引き続き特定健診や家庭訪問による特定保健指導の実施、市民健康教室等の開催により、こころと身体の健康づくりを推進してきました。また、自殺予防対策の取組として、ゲートキーパー研修会の開催等を行いました。

難病患者に対しては、県保健福祉事務所と連携し、障がい福祉制度の情報提供、支援会議等への参加など、必要な支援体制を継続しています。

引き続き、難病患者が安心して地域生活が送れるよう県保健福祉事務所など関係機関との連携した取り組みが必要になります。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
特定健康診査の実施率	45.8%	60.0%	70.7%

※市特定健康診査等実施計画より

第2 6つの仕組みづくりの総括

前障がい者計画では、関係機関や団体等で構成される「会津若松市地域自立支援協議会」において、6つの仕組みづくりに取り組みました。

その成果として、

- ・自立支援協議会だよりの発行と全戸配布による、障がい理解の促進
- ・ワークショップの開催による障がい者虐待防止や差別解消の取組の周知と地域住民との顔の見える関係の構築
- ・障がいのある方の文化活動の参加促進
- ・障がい者雇用における機会の創出と意識の啓発
- ・子どもの障がいや発達課題に関する相談機関一覧の作成・改訂
- ・相談支援の質向上や相談支援体制の充実強化の取組などがあげられます。

一方で、課題の整理が不十分な分野も見られましたが、新たな仕組みの構築に向けた取組が随所に見られています。

今後も、地域自立支援協議会を中心に、分野ごとの課題抽出や解決に向けた協議を進め、様々な課題に対して地域全体で支え合い、対応できるような仕組みづくりを構築していくことが求められています。

《仕組みづくりの取組状況》

仕組み名	仕組みづくりの具体的な取組	仕組みづくりの主な成果
障がい理解の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会だよりの発行と全戸配布による、障がい理解の促進 ・ワークショップの開催による障がい者虐待防止や差別解消の取組の周知と地域住民との顔の見える関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の障がい理解と合理的配慮推進に向けた周知啓発の継続的な実施 ・関係機関や地域と連携した虐待防止や差別解消の仕組みの構築
地域で支え合う仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と障がい福祉サービス事業所等とのワークショップの開催 ・市総合防災訓練における要配慮者避難訓練及び福祉避難所開設訓練への参加 ・福祉避難所のあり方に関する提言書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人と地域住民の顔の見える関係づくり ・避難行動要支援者対策の充実 ・福祉避難所数の増加

<small>しゅく めい</small> 仕組み名	<small>しゅく ぐたいてき とりくみ</small> 仕組みづくりの具体的な取組	<small>しゅく おも せい か</small> 仕組みづくりの主な成果
<small>かつどうしえん</small> 活動支援の 仕組みづくり	<small>ぶんかかつどう さんかそくしん ぎくひんでんじ</small> ・文化活動への参加促進(作品展示 <small>きかいそうしゆつ</small> の機会創出) <small>かくしゆかつどう</small> ・各種活動についての情報の周知 <small>ほうほう けんとう</small> 方法の検討	<small>しょうがいのあるひと かつどうさんか</small> ・障がいのある人の活動参加 <small>きかい せいゆつ</small> 機会の創出
<small>しゆらうむ</small> 就労に向けた 仕組みづくり	<small>じきぎょう じっし</small> ・ワークシェアリング事業の実施 <small>しょうがいしゃ じやこよう ゆうりょう じぎょう しょう けんしやう</small> ・障がい者雇用優良事業所の顕彰 <small>きぎょうむ</small> ・企業に向けたチラシ等による障が <small>しやこよう けいはつ</small> い者雇用の啓発 <small>のうふくれんけい すいしん</small> ・農福連携の推進	<small>しょうがいしゃこよう せい か</small> ・障がい者雇用における機会 <small>せいゆつ いしき けいはつ</small> の創出と意識の啓発 <small>せつきよくてき こうほう とお</small> ・積極的な広報を通じた経済 <small>だんたい きぎょう れんけい</small> 団体や企業との連携 <small>たよう しゆらう ば かいたく</small> ・多様な就労の場の開拓
<small>せいちやうかてい おう</small> 成長過程に 応じた一貫した支援 の仕組みづくり	<small>ちいきかだい せいり けんとう</small> ・地域課題の整理・検討 <small>じゅうどしんしんしやう じ いりやうてき</small> ・重度心身障がい児や医療的ケア <small>じ しえん かだいせいり</small> 児の支援についての課題整理	<small>あいつばん はいふ</small> ・会津版サポートブックの配布 <small>きやういく ほいくしせつなど たいしやう</small> ・教育・保育施設等を対象とし <small>しょう はったつかだい かん</small> た障がいや発達課題に関す <small>そうだんき かんいちらん きくせい</small> る相談機関一覧の作成・ <small>かいてい</small> 改訂
<small>おうだんてき しえん</small> 横断的な支援の 仕組みづくり	<small>そうだんしえん しつこうじやう けんとう りやうしや</small> ・相談支援の質向上の検討(利用者 <small>じっし ぶんせき</small> アンケートの実施、分析) <small>かいごいこう</small> ・介護移行マニュアル作成運用後の <small>けんしやう</small> 検証 <small>そうだんしえんたいせい じゅうじつきやうか けんとう</small> ・相談支援体制の充実強化の検討 <small>せつち</small> (ワーキングチームの設置) <small>せいしんしやう たいおう ちいきほうかつ</small> ・精神障がいにも対応した地域包括 <small>こうちく けんとう</small> ケアシステム構築の検討(ワーキン <small>せつち</small> グチームの設置)	<small>きかんそうだん けんしゅうかい かいさい</small> ・基幹相談による研修会開催 <small>とう しつこうじやう とりくみ</small> 等による質向上の取組 <small>こうれいぶんや れんけい</small> ・高齢分野との連携による <small>じれいけんとうかい かいさい</small> 事例検討会の開催 <small>そうだんしえんたいせい じゅうじつきやうか</small> ・相談支援体制の充実強化 <small>ていげんしよ きくせい</small> 提言書の作成 <small>せいしんしやう たいおう</small> ・精神障がいにも対応した <small>ちいきほうかつ</small> 地域包括ケアシステム構築 <small>ていげんしよ きくせい</small> にかかる提言書作成

第2節 合理的配慮の推進

第1 啓発・権利擁護

《現状と課題》

- 障がい理解促進の面について、障がい者福祉に関するアンケート(以下「障がい者アンケート」という)及び支援の必要なお子さんの福祉に関するアンケート(以下「子どもアンケート」という)では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたと答えた人の割合は、6年前30.8%から17.8%へ減少しましたが、このうち子どもアンケートでは、64.1%の児童保護者が差別や嫌な思いをしたと回答しており、未だ学校や外出先で差別を感じているのが現状です。
- 障がい者福祉に関する市民アンケート(以下「市民アンケート」という)では、身近に障がいのある人がいない場合、接し方がわからなかったり、コミュニケーションなどに戸惑いを感じたりするという声が寄せられており、障がいのある人との交流などによる障がい理解の促進に努める必要があります。
- 障がいのある人への差別は、障がい特性の理解不足や偏見などから生じることが多く、その払拭のための正しい知識の周知や啓発が課題となっています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 充実した障がい者支援体制が整えられている時代になって、障がい者に対する理解がある世の中になりつつあると思っています。まだ多少なりとも差別がありますが、これから人権問題になるような問題が減っていくことを切に願っています。
- 外部障がいへの理解はある程度進んでいるが、内部障がいへの理解が全く進んでいない。特に職場、上司、人事部門の理解が全くない。
- 障がいの有り無しを気にせず、個性としてとらえてもらい、どこに行くのも何をするのも自由に気にせず、出来たらいいなと思います。
- 私の近所にも施設があります。たまに近くのコンビニで車イスの方が買い物をしてるのを見かけます。店員さんも当たり前のように接客されていますし、他のお客さんもドアを開けてあげるなど、その方が心地よく買い物ができるような空間が出来ていて素晴らしいなと思いました。

《施策の考え方》

障がいの有無に関わらず、全ての人が社会の一員であることを認め合い、支え合える「共生社会」の実現には、幼少期からの交流による障がい理解や、障がいを多様性として理解し思いやる気持ちを育むことが重要と考えています。

障がいのある人の人権が守られ、差別や偏見を受けることなく、合理的配慮のもと、地域で自分らしく暮らすことができるよう、様々な世代の市民や事業者に対し、障がいに関する正しい知識について啓発します。また、差別や虐待の防止について啓発を行い、人権擁護意識の高揚や心のバリアフリーの推進に取り組んでいきます。

＜主な指標＞

項目	現状(令和4年度)	目標(令和11年度)
差別や嫌な思いを感じている障がいのある人	17.8%	9.0%

※障がい者福祉及び障がい児福祉に関するアンケートの合計

《基本施策》

1 障がい・障がい者理解の推進

① 市民等への啓発の推進

市民や事業者に対し、関係機関と連携しながら、障がい特性に応じた対応方法や、共生社会の理念や合理的配慮の必要性などについて情報発信をするとともに、障がいに対する正しい理解が深まるような学習機会の提供を進め、啓発活動の推進に努めます。

② 福祉教育の推進

学校教育において児童・生徒が障がいや障がいのある人への理解と思いやりを深め、他者への配慮ができる人間として成長していけるよう福祉体験活動や道徳教育、インクルーシブ教育の充実等に努めます。

また、教育機関等と保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化し、学校における特別支援教育の推進に努めます。

③ 市における合理的配慮の推進

市職員は、市が施策や事務事業を進める中で、障がい特性に応じた適切な対応や合理的配慮を率先して行うよう努めます。

2 人権擁護の推進

① 虐待の防止

障がい者虐待防止センターと関係団体との連携強化や相談受付体制の周知により、虐待の防止に努めます。また、障がい者虐待の早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者の支援に努めます。

② 差別の解消

様々な機会を通じて差別解消のための周知啓発を行うとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、関係団体と差別事例の把握や差別解消の取組について情報共有を行うことで、地域全体の意識を向上させ、差別の解消に努めます。

③ 権利擁護の充実

判断能力や意思表示が不十分な障がいのある人が、生活の様々な場面で権利侵害や不利益を受けないようにするため、関係機関とともに成年後見制度の利用促進を進めます。また、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、相談体制を充実させるとともに、今後は市民後見人の育成や法人後見を行う団体の支援等を行い、成年後見人の確保に努めます。

第2 生活環境

《現状及び課題》

- 公共施設等については、近年、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備・改修により、障がいのある方も利用しやすい環境整備が進んでいます。
- 情報アクセシビリティについては、市のホームページや市政だよりにおいて、音声や点字、手話言語による情報発信を進めるなど、ICT技術を活用した情報発信の取組を進めています。
- 公共施設等では、ユニバーサルデザインへの対応が充分ではない施設もあることから、今後さらなる整備を進める必要があります。
- 災害時における情報発信や福祉サービスに関する情報提供の充実など、情報アクセシビリティのさらなる向上が課題です。
- 障がい者アンケートでは、外出時の困りごとについて「公共交通機関が少ない」との回答が最も多く、公共交通網の充実や外出環境の整備が求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 歩道の点字ブロックを増やしてほしい。道路の白線が消えている所があるので引いてほしい。段差を無くし、バリアフリーにしてほしい。建物の入り口にスロープを付けてほしい。
- バスや電車などの公共交通機関を充実させていただきたいです。(バスや電車の本数を増やすなど。)
- 市の障がい福祉施策について、あまり詳しい情報や知識がない。パソコンやネット環境がないので、書面で教えてほしい。

「施策の考え方」

「障がいのある人が安心して快適に生活できるまち」は、「誰にとっても安心して暮らせるまち」であることから、障がいのある人が安心して暮らせるための生活環境の整備や情報アクセシビリティの向上は必要不可欠であると考えています。

障がいがあっても地域の一員として、その人らしく安心して生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの理念にもとづいたまちづくりや、必要な情報にアクセスできる環境の整備に取り組んでいきます。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
啓発事業(出前講座等)の実施回数(累計)	4件	79件

「基本施策」

1 だれもが使いやすい生活環境の整備

① ユニバーサルデザインの推進

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。また、ユニバーサルデザインの理念を公共施設や道路の整備等のまちづくりに活かし、誰もが生活しやすい環境づくりに努めます。

② 交通環境の整備

障がいのある人が気軽に移動や外出ができるよう、地域性を踏まえた交通システムの検討を進めます。また、公共交通機関の利用環境や路線等についても、利便性が高まるよう改善に努めます。

2 情報アクセシビリティの向上

① 手話が言語であることの普及

「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」に基づき、手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進について、市民の理解を広めるための施策の取組を促進します。

② 障がい特性に応じた情報環境の整備

障がいの特性に応じ、多様なコミュニケーション手段があることについて、市民、事業者等に対し理解を促し普及するとともに、一人ひとりに合ったコミュニケーション手段を選択して利用できるよう環境の整備に努めます。

また、災害等緊急時の情報提供や避難所での支援について、多様なコミュニケーション手段を活用し、適切な情報発信に努めます。

第3節 地域で支え合える関係づくり

第1 地域との関わり

《現状と課題》

- 市民アンケートでは、「障がいのある人への支援経験」のある人の割合は、6年前の46.1%から48.7%に増加しており、支援への関心が徐々に高まりつつあります。これは、近年多発する自然災害等に対して、身近な地域での助け合い、支え合いが重要であるとする互助の考え方が認識されてきていることが要因の一つになっています。
- 障がい者アンケートでは、「近所とのつきあいがどれくらいあるか」との問いに対し、「あいさつ程度」と回答した障がいのある人は49%であるものの、「ほとんどない」とした障がいのある人は6年前の19.2%から27.0%へ増加しています。また、「日常的にある」と回答した人は22.6%から13.8%へ減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響で、障がいのある人と地域とのつながりの希薄化が進んでいることも考えられます。
- 今後は、障がいのある人と地域住民との顔の見える関係づくりをどのように進め、地域での交流をどのように促進し、地域で連携して支え合う仕組みをどのように構築していくかが課題となっています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 周りで見たことがないから「珍しい」「どう接したら良いか分からない」「自分とは違う」といったバリアが生まれる。日常的に障がいのある人と接点がある地域であってほしいと思う。
- 特別支援学校と地域の学校との交流が増え、みんな助け合って生きていくのが当たり前と思えるような教育や環境整備が進んでほしい。
- 私たち障がい者は「守られる」だけの存在ではありません！

《施策の考え方》

障がいのある人にかかわらず、地域や社会で安心して暮らしていくためには、地域住民とのコミュニケーション、交流が必要だと考えています。

近隣住民との付き合いや、町内会、地域活動、ボランティア活動、余暇活動などに参加することで、交流が生まれます。

障がいのある人もない人も、地域において人と人とのつながりを深め、相互の信頼関係を築くことができるよう、身近な地域における顔の見える関係性づくりや交流を推進することが重要です。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
近隣住民と交流のない障がいのある人	27.0%	10.0%

《基本施策》

1 地域交流の推進

① 地域における交流機会の拡充

障がいのある人も、希望に応じて町内会などの自治組織につながり、地域での行事や活動等に気軽に参加できるような環境づくりに努めます。これにより、地域の自治活動への参加を推進し、障がいのある人と地域双方のニーズに合った交流機会の拡充に努めます。

また、身近な地域において、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、気軽集えるようなサロン活動への支援など、引き続き交流の場の創出に努めます。

2 地域における支え合いの構築

① 地域で支え合う仕組みの構築

地域で日常生活を送る障がいのある人に対して、地域住民やボランティア、福祉関係者等の身近な地域のネットワークによる見守りを行うとともに、障がいのある人が地域の担い手の一人にもなるような支え合いの仕組みの構築に努めます。

第2 災害対策

《現状と課題》

- 東日本大震災以降も、令和元年東日本台風による被害など、様々な自然災害が発生しており、障がい者アンケートでは、災害発生時に「一人で避難できず、避難を助けてくれる人がいない」と回答した障がいのある人が17.5%となっており、災害時の安否確認や支援体制の整備が必要な状況です。
- 災害の発生に備え、まずは地域の避難所の場所や避難ルートを知ることが重要です。また、町内会や民生委員・児童委員等を中心とした地域住民が、要支援者の情報を把握し、安否確認や支援の体制について共有する必要があります。
- 市民アンケートでは、福祉避難所について43.7%の人が「知らない」と回答しており、また、障がい者アンケートの自由記載には「災害時の避難が不安である」との声もあることから、避難場所や避難ルートの確認など平常時からの災害対策について、啓発や情報提供が課題となっています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 台風や地震などの際、近隣の避難所が開設・機能しているか分からず、結局その場にいるしかない。
- 災害時の対応として、どこに行けばいいのか、何を持って行けばいいのか分からず不安だ。
- 特に歩道の除雪がなされておらず、他の障がいのある方はどうしているのだろうと思うことがある。

《施策の考え方》

- 地震や風水雪害など、いつ発生するかわからない災害には、地域の避難所や避難ルートの確認など、平常時からの備えが必要です。また、災害発生時に備えて、地域の実情に応じ、同じ地域に暮らす障がいのある人や高齢者などの支援体制を作り上げていくことが重要です。
- そのため、避難行動要支援者名簿により、要支援者の情報を関係機関や支援者に共有するとともに、個々人に合わせた具体的な計画である個別避難計画の策定と取り組み、支援体制の構築を進めていきます。
- また、避難場所や避難所の確保・周知に努め、障がいのある人が地域において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、取り組んでいきます。

＜主な指標＞

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
個別避難計画の策定率(障がい者)	5.1%	100%

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
福祉避難所の設置数	32カ所	50カ所

《基本施策》

1 避難支援体制の構築

- ① 避難行動要支援者への支援

「避難行動要支援者名簿」により、平時から地域全体で避難行動要支援者の把握と情報共有に努めます。

更に、避難行動要支援者のうち、居住地の災害リスクや重度の障がいがあるなどの福祉的要因等の判断基準に基づき、優先度が高いと判断された方から個別避難計画の作成を進め、具体的な避難支援体制の構築に努めます。
- ② 避難場所・避難所の確保

災害発生時において、障がいのある人が速やかに避難できるよう、一時避難所や避難場所の情報提供に努めます。

また、一時避難所での避難生活を送ることが難しい障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の拡充に努めます。

2 雪害対策の充実

① 除雪支援体制の構築

除排雪の支援を必要としている障がいのある人の把握を進め、社会福祉協議会と連携し、障がい者等の要支援者世帯に対する除雪ボランティア及び、地域住民による間口除雪の協力体制の確保に努めます。

また、障がいのある人が除雪の担い手の一人にもなるような仕組みづくりに努め、障がいのある人と地域とが支え合う体制の構築に努めます。

第4節 自己実現を可能とする活動の推進

第1 スポーツ・文化芸術・余暇活動など

《現状及び課題》

- 障がいのある人が文化芸術活動やスポーツ活動等に参加する機会を増やすため、活動についての情報の周知に取り組んでいます。
- スポーツ活動については、東京パラリンピックを契機にパラスポーツ(障がい者スポーツ)教室の開催が広がりを見せています。
- 文化芸術活動については、作品展の開催等により、障がいのある人が自らの作品を発表する機会が増えています。
- 障がいのある人がカムカムボランティアに登録するなど、ボランティア活動に参加する機会が増えています。
- インターネットによる情報の周知が増えていますが、パソコンやスマートフォンを持たない人にも活動参加の情報を届ける周知方法について、検討する必要があります。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 情報発信の向上と方法の検討(ITを利用することで若い世代などに幅広く発信する。)をお願いしたい。
- 余暇活動を支援する施設や活動をふやしてほしいです。
- 自分の障がいに合う運動をしたい。
- 障がいのある方でも気軽に参加できる様なイベントを開催してほしいです。
- イベント等での交流をきっかけに、共生社会になっていくと良いと思います。
- 外国のように、一歩家を出れば、店にも、レストランにも、どこにでも障がい者がいることが自然であること、そんな日本、そんな会津であってほしい。

《施策の考え方》

障がいのある人にかかわらず、スポーツや文化芸術活動、余暇活動や様々な学びの場への参加は、楽しみや生きがい、自信を持つことにつながるものです。

様々な活動に参加する機会を増やすため、情報提供のあり方やボランティアの受け入れ体制の整備に向け、関係機関との協議を進めます。

また、障がいのある人へ支援を行う団体や障がい当事者団体の活動の支援に努めます。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
団体等補助金活用 団体数(累計)	16件	46件

《基本施策》

1 スポーツ・文化芸術・余暇活動などの推進

① スポーツ活動の推進

障がいのある人が、スポーツを楽しむことができるよう、情報発信に継続して取り組みます。また、障がい者スポーツ指導員をはじめ関係団体等との連携により、パラスポーツ(障がい者スポーツ)の振興を図り、障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動への参加促進に努めます。

② 文化芸術活動の推進

障がいのある人が、文化芸術活動や創作活動を楽しむことができるよう、情報発信に継続して取り組みます。また、地域の文化団体やサービス事業所等との連携を図りながら、文化芸術活動への参加促進に努めます。

③ 余暇活動などの推進

障がいのある人が、自らの意思で活動し、様々な経験を積むことにより、生き生きと自分らしい生活を営めるよう、イベントや地域との交流、学びの場等の情報発信に努めます。

2 参加支援体制の整備

- ① ボランティアによる活動支援
社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、ボランティアに興味のある市民への情報発信や参加機会を提供し、ボランティア体制の拡充に努めます。また、障がいのある人もボランティアに参加できる機会の創出に努めます。

- ② 障がいのある人を支える団体等の支援
障がいのある人の自主的な活動を担っている障がい者団体や家族団体等の活動が広がるよう、団体活動補助金制度の情報提供や、団体間の連携構築などの支援に努めます。

第5節 雇用・就業の促進

第1 雇用・就業

《現状と課題》

- 障がい者アンケートでは、障がいのある人の約53%が「仕事をしたい」と回答していますが、そのうち半数程度が「仕事はしたいがどうしてもかわからない」と回答しており、就労に向けて必要な情報や支援が十分に行き届いていない状況がうかがえます。
- 障がい者アンケートでは、企業等で働く障がいのある方は、正社員としてだけでなく、非常勤や派遣職員、自営業など様々な形態で就労しています。
- 必要な就労支援として、職場の上司や同僚などへの障がい理解や合理的配慮の促進を求める声が多く、次いで、短時間勤務など柔軟な働き方の導入が求められています。
- 法定雇用率の引き上げに伴い、企業における障がい者雇用が進んでいますが、目標である2.3%には達していない状況です。
また、福祉就労についても事業所数の拡大等により利用者が増えていますが、引き続き、量・質ともに充実を図る必要があります。
- 障がいのある方がやりたいと考える仕事として、清掃や軽作業等を希望する声が多い一方、接客や事務、IT産業などを希望する方もおり、多様な働く場の創出が求められています。また、短期間で離職してしまう方も多いことから、就労定着に向けた取組の一層の充実が求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 障がい者枠での雇用において、給料が最低賃金のことが多い。また、非正規の仕事も多く、自立した生活につなげるのが難しい。
- 障がい者になると就職がかなり難しいので、就職が決まるまでの間の経済的な支援を手厚くしてほしい。
- 就ける職種が飲食業や製造業ばかりに感じる。ITなどの業種で雇用を生み出すことはできないか。
- 短時間勤務など働き方の選択肢が広がれば障がい者の社会参加の機会も増えるのではないかと。
- 軽度の障がいの場合、自分だけ「つらい」と言いにくく、ハードな仕事をしてしまい症状が悪化してしまう場合がある。相談しやすい職場づくりが必要。

《施策の考え方》

働くことは、自立した生活の基盤となるだけでなく、自己実現や社会参加につながる重要な取組であり、権利です。

障がいのある人が、必要な支援を利用しながら、自分の能力を発揮し、生き生きと働き続けることができる社会を目指して、関係機関や企業等と連携しながら様々な取組を進めていきます。

《主な指標》

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	16人

《基本施策》

1 働く・働きたい障がい者の支援

① 就労に関する相談支援体制の充実

ハローワークや障害者就業・生活支援センターといった関係機関等と連携しながら、就労に関する悩みを抱える障がいのある方が適切な相談機関やサービス等の利用につながり、希望する仕事や働き方が実現できるよう努めます。

② 誰もが希望する働き方の実現

就労系サービスを適切に提供するとともに、関係機関や企業等と連携しながら、多様な仕事づくりや職場体験等の取組を進め、一般就労を目指す方もそうでない方も、誰もが希望する仕事や働き方が選べる環境づくりに努めます。

2 障がい者を支える企業等の支援

① 障がい者が働きやすい職場づくりの支援

障がい者雇用に積極的な企業等の取組や職場における合理的配慮の事例、就労の定着に向けた取組等の表彰や周知啓発等を通じ、企業等における障がい理解や合理的配慮の促進、就労定着率の向上に努めます。

② 障がい者雇用の推進

「障がい者活躍推進計画」に基づき、市として障がいのある方の雇用や働きやすい職場環境づくりに努めます。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センターといった関係機関等と連携し、企業等に対し相談支援体制の強化を進め、法定雇用率や障がい者雇用数の向上、障がい者の労働環境の改善等につながるよう努めます。

- ③ 福祉事業所と企業、農家等との連携の推進
- 福祉事業所と企業、農家等とのつながりづくりを進め、企業や農家等からの福祉事業所への業務や役務、物品等の発注・調達等の推進に努めます。さらに、連携した商品等の開発、販売といった取組の創出につなげ、企業や農家等と福祉事業所が支えあう地域づくりに努めます。

第6節 障がいのある子どもへの支援の充実

第1 育成環境

《現状と課題》

- 「支援の必要なお子さんの福祉に関するアンケート調査」では、子どもの発達課題や障がいに気づいたきっかけとして、「市で実施する1歳6か月健診、3歳6か月健診」との回答が20.6%で最も多く、乳幼児健診が発達課題の早期発見につながっていると考えられます。
- 子どもが発達課題や障がいの診断を受けたときの家族に対する支援として、手帳制度や各種手当、利用できるサービスなどの福祉制度の説明を求める声が最も多く、福祉制度のさらなる周知を図っていく必要があります。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援の事業所数は増加傾向にありますが、利用者数も大きく増加しており、依然としてニーズの充足には至っていません。障がい児通所支援事業所のさらなる充実が望まれています。
- 障がい児通所給付のほか、日中一時支援事業（タイムケア）の実施によって、保護者の就労支援を行っていますが、アンケートの結果では保護者が就労しやすくするための制度の整備を求める声が最も多く、発達課題や障がいのある子どもの保護者は働きにくさを感じていることがうかがえます。
- これまで、教育における障がい児等の受け入れ推進のための補助や市立学校における特別支援教育支援員の配置を行ってきました。しかしながら、保護者が保育・教育施設に対して望むこととして、未就学児では加配保育士等の配置・増員、就学児であれば障がいや発達課題などに合わせた指導が最も多くなっており、さらなる充実が求められています。
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されるなど、医療的ケアの必要な子どもや重症心身障がい児など、より多くの支援を必要とする子どもが必要な支援を受けながら地域で生活していくことのできる環境の整備が求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 障がいのある子どもがいる家庭が孤立しないような支援環境が整備されることを望みます。なお、障がいのある子どもの保護者同士の交流は非常に意義があると考えていますが、障がいの程度が異なると、逆に話をしにくい側面もあり難しさを感じ

ます。

- 放課後等デイサービスの事業所がまだまだ不足しているように感じます。高校卒業後の進路の選択肢が少なすぎます。
- 療育施設を週に2回9時～13時で利用しています。保育所も通っていて8時～18時まで利用しています。共働きなので、療育施設の利用時間も保育所と同じだととても助かります。

《施策の考え方》

市では、「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち」を子ども・子育て分野の目指す姿として各種施策を進めてきました。

障がいのある子どもや支援が必要な子ども一人ひとりが、必要な支援を受けながら適切な教育を受けることのできる学習環境の整備や、早期発見・早期療育の推進の取組に加え、保護者の身体的・精神的介護負担の軽減や就労支援など、家庭全体への支援体制の充実を図り、育成環境の整備に努めていきます。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
特別支援員配置校の割合	93%	100%

※会津若松市教育大綱・教育振興基本計画に定める目標値

《基本施策》

1 障がいのある子どもの成長に応じた支援の充実

① 療育支援体制の充実

乳幼児健診や発達相談などを通じて、保護者の気づきを促すことで、障がいや発達課題を早期発見できる体制を継続するとともに、障がい特性や医療的ケアの状況など、一人ひとりのニーズに応じた専門的で適切な療育が早期に受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育支援体制の充実につとめます。

② 保育・幼児教育の充実

障がいのある子どもが身近な地域で、同年代の子どもとともに過ごすことができる環境を整えるため、教育・保育施設等での受け入れ体制の充実につとめます。

③ 学校教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりについて、適切な就学の判断や教育に関する相談を継続するとともに、その子どもたちが適切な支援のもと、教育を受けられるよう、合理的配慮の視点に基づいた教育環境や学習環境の整備に努めます。

2 子育て支援の充実

① 育成環境の整備

障がいのある子どもが、同年代の子どもとともに、身近な地域の中で暮らし、学びや遊びを通じて仲間をつくり、健やかに成長することができるよう、合理的配慮の視点に基づいた育成環境の整備に努めます。

② 預かり機能の充実

障がいのある子どもを養育している保護者の身体的・精神的負担の軽減や安心して就労することができるよう、放課後や長期休業期間をはじめ、保護者の急用時などに安心して子どもを預けることができる仕組みの充実に努めます。

③ 相談支援・情報提供体制の整備

障がいのある子どもや障がいの疑いのある子どもの家族の不安や悩みを受け止め、必要な支援につなぐことができるよう、子どもの発達・育児・教育や福祉サービスなどの様々な制度について、気軽に相談でき、必要な情報を手に入れることができる環境の充実に向けて、教育・医療・福祉など各分野で連携を図りながら、保護者を切れ目なく支援できる仕組みづくりに努めます。

第7節 地域生活支援の充実

第1 地域生活の基盤づくり

《現状と課題》

- ヘルパーや通所事業所及び短期入所事業所数の不足等により、本人やその家族が希望する時間帯や曜日にサービスが利用できないことがあるため、サービス提供基盤のさらなる充実が求められています。
- 強度行動障がいや医療的ケアが必要な人など、専門的な支援を必要とする人が利用できるサービスが不足しているため、専門的なサービス提供体制の確保が求められています。
- 障がいのある人の高齢化、障がい程度の重度化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を推進するため、相談支援体制や地域生活支援拠点等の機能のさらなる充実が求められています。
- これまでの「子ども・子育て」、「介護」、「障がい」、「生活困窮」といった分野別の支援体制では解決に結びつかない複雑化・複合化した課題を抱えている人への支援のあり方が、社会全体で問題となっており、分野を問わない横断的な支援体制を構築することが求められています。
- 6年前と比較し、精神保健福祉手帳所持者数は 32.3ポイント、自立支援医療（精神通院）受給者数は 12.3ポイント増加しています。精神疾患のある人の数は、増加傾向にあり、その理解や支援が求められています。
- 精神保健福祉法改正（令和4年）によって、市町村の精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に課題を抱える者」が新たに規定されました。予防的な観点から、こころの不調を感じている人への支援体制を構築することが求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 生活介護事業所の定員がいっぱいで、なかなか利用できない。希望する事業所に行きたくても行けず、空いているところを利用するしかない。
- 強度行動障がいの人や医療的ケアが必要な人が、通所や入所できる事業所が少なく、足りていません。
- 子どもを育てる親として感じることは、将来自分が高齢になった時や、いなくなった時に、障がいのある子どもが自立して生活できるのか、入所できる施設があるのか心配です。
- 困りごとがあったら、すぐに相談できるようにしてほしい。

《施策の考え方》

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、地域生活を送る上で欠かせないサービスの提供基盤を確保し、生活に関する様々な相談に対応する相談支援体制を整備することが重要と考えています。

今後も、サービス提供基盤や地域生活支援拠点等の機能の充実に加え、相談支援体制の充実に努めます。

また、複雑化・複合化した課題を抱えている人、精神疾患のある人やこころの不調を感じている人に対する理解の普及と地域全体で支援する体制の構築に努めます。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
障がい福祉計画に定める入所施設からの地域生活移行目標値の達成率	133%	100%

《基本施策》

1 地域生活を支える支援の充実

① サービス提供基盤の充実

障がいにかかる各種福祉サービスについて、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づきサービス提供基盤のさらなる充実を図るとともに、強度行動障がいや医療的ケアが必要な人など、専門的な支援を必要とする人が、地域で安心して生活できるよう、専門的なサービス提供基盤の充実に努めます。

また、障がいのある人の高齢化、障がい程度の重度化や親亡き後に備え、地域移行を推進するため、地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

② 経済的負担への支援

障がいに応じた利用可能な手当や助成制度等による支援を実施します。また、市政だよりやホームページへの掲載等、様々な手法により制度の周知及び利用促進に努めます。

③ 横断的支援体制の充実

障がいのある人や複雑化・複合化した課題を抱えている人の地域における様々な困りごとに対応できるよう、地域住民や様々な分野の関係機関との連携を推進し、分野を問わない横断的な支援体制の充実に努めます。

2 相談支援の充実

① 相談支援体制の充実

障がいのある人の生活に関する様々な相談に対応するとともに、困りごとを抱えている人の早期発見・早期対応を行うため、相談支援体制の充実に努めます。

また、中核的な相談機関である障がい者総合相談窓口において、相談支援事業所等を対象とした研修の開催等を行うことによって、相談機関のスキルアップに努めます。

3 精神保健福祉に関する支援体制の充実

① こころの健康づくりの推進

精神障がいのある人の有無や程度に関わらず、自分を大切にしながらこころの健康づくりができるよう、ストレスの対処や精神疾患に関する正しい理解の普及を目的とした周知啓発に努めます。

② 精神保健相談体制の充実

ストレスや不安の多い社会の中で、ひとりで思い悩み、こころの問題が深刻化しないよう、こころの不調を感じている人の問題の早期発見・早期対応につながる相談体制の充実に努めます。

③ 包括的な支援体制の充実

精神疾患のある人やこころの不調を感じている人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「保健・予防」、「医療」、「障がい福祉・介護」、「住まい」、「地域の支え合い」、「教育(障がい理解の普及啓発)」、「社会参加」等が確保された包括的な支援体制の充実に努めます。

第3章

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

第1節 基本的な考え方

第2節 前計画の進捗状況

第3節 基本的な障がい福祉サービス等の提供体制の
確保のための目標(成果目標)について

第4節 障がい福祉サービスと障害児通所支援等の
見込量及び確保策について

第5節 地域生活支援事業の実施に関する事項

第6節 関係機関との連携に関する事項

第1節 基本的な考え方

「障がい者計画」の目標を達成するためには、障がいのある人や障がいのある子どもが社会生活を営むうえで必要となる障がい福祉サービス等を安心して利用できる体制が重要です。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においては、国の基本指針に基づいて次に掲げる「基本的な考え方」を設定します。

【第7期障がい福祉計画の基本的な考え方】

- 1 障がいのある人が、訪問や通所等いつでも希望するサービスを受けることができる体制づくりを推進します。
- 2 障がいのある人の地域移行や地域定着をより一層推進するため、グループホームや地域生活支援拠点等の機能充実を図ります。
- 3 障がいのある人が安定した生活を送れるよう、特に、強度行動障がいや高次脳機能障がいの人への支援体制づくりに向け、関係機関との連携を推進します。
- 4 障がいのある人の就労が進むよう、関係機関との連携のもと支援体制の充実を図りながら、取り組みを推進します。
- 5 地域自立支援協議会における事例検討などを通じ、地域課題の把握とその解決に向けた支援体制づくりを進めます。

【第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方】

- 1 障がいのある子どもとその家族が、身近な地域で希望するサービスを受けることができる体制づくりを推進します。
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援など、障がいのある子どもを支援する関係機関と緊密な連携体制を構築します。
- 3 障がいの有無に関わらず、様々な遊びなどを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合うことができる地域づくりを推進します。
- 4 重い障がいや強度行動障がいのある子ども、医療的なケアの必要な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの支援体制づくりを推進します。
- 5 障がいのある子どもが安定した生活を送れるよう、その家族を含めた支援の中核となる相談支援体制のさらなる充実を図ります。

第2節 前計画の進捗状況

第1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ここでは、福祉施設（障がい者支援施設）に入所している人が、希望する場所で生活するための目標と取組内容を設定しました。実績は以下のとおりです。

1 第6期計画の実績

【地域生活移行者数並びに入所者削減数】

	国目標値	市目標値	実績値	備考
基準日 入所者数①	121人			令和元年度末入所者数
地域生活 移行者数② (②/①)	8人 (6.0%)	3人 (2.4%)	4人 (3.3%)	グループホーム2人 自宅2人
入所者 削減数③ (③/①)	11人 (9.0%)	2人 (1.6%)	△6人 (△4.9%)	地域生活移行者数4人 地域生活移行以外の退 所者数11人 新規入所者数21人

【参考：第1期計画から第5期計画までの実績】

	第1期 計画 H18～20	第2期 計画 H21～23	第3期 計画 H24～26	第4期 計画 H27～29	第5期 計画 H30～R2	累計
地域生活 移行者数	4人	9人	7人	6人	6人	32人
入所者 削減数	4人	6人	3人	11人	△6人	18人

○地域における支援体制の維持

居宅介護等の訪問系サービスの提供体制、24時間の相談支援体制や緊急時対応体制の維持に努めました。

しかし、依然として訪問系サービスの不足は課題となっており、提供体制の充実が必要ですが、緊急時の受入や地域生活の体験等の機能を持つ地域生活支援拠点等の活用も重要であることから、その機能を拡充させていく必要があります。

○障がい特性に応じた支援体制の確保

障がい特性に応じた支援を提供できる障がい福祉サービス事業所や相談支援専門員の確保を推進するため、障がい者総合相談窓口による研修を実施するなど、人材の育成に努めました。しかし、強度行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人への支援体制は充足しておらず、さらなる支援体制の確保が必要です。

○グループホームの整備促進

地域生活移行の受け皿として、グループホーム数のさらなる拡充に向け、事業者に対し働きかけを行い、グループホーム数が増加しました。

一方で、未経験者がグループホームの世話人を担う場合もあることから、指定権者である県と連携し、支援の質の向上に取り組む必要があります。

○地域移行支援の利用推進

施設入所者及び精神科病院入院者に対し地域生活移行に向けた相談支援、グループホームや日中系活動事業所の見学など、地域における生活に移行するための支援を行いました。

地域移行支援の提供体制の充実に加え、その後の安定した生活を支える地域定着支援の充実も必要です。

○市民啓発の推進

地域自立支援協議会だよりや福祉のまちづくり講演会等を通じて、障がいや障がいのある人への理解が深まるよう啓発活動を行いました。

今後さらに理解が深まるよう、取組を継続する必要があります。

第2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ここでは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「保健・予防」「医療」「障がい福祉・介護」「住まい」「地域の助け合い・教育（障がい理解の普及啓発）」「社会参加（就労）」が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築するための目標と取組内容を設定しました。実績は以下のとおりです。

1 第6期計画の実績

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

	市目標値	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開催回数	年間2回	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築検討ワーキングチーム		地域自立支援協議会 相談部会
		5回	4回	※4回

※地域自立支援協議会相談部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議を行った回数

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

関係分野	市目標値	実績値	備考
保健関係者	1人	2人	令和3年度から令和5年度の間 に開催した「精神障がいにも 対応した地域包括ケアシステム 構築検討ワーキングチーム」及び 「地域自立支援協議会 相談 部会」への参加者の実人数
医療関係者	8人	6人	
相談支援関係者	17人	21人	
福祉関係者	2人	2人	
介護関係者	1人	2人	
当事者及び家族等	2人	0人	

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

	市目標値	実績値	備考
実施回数	2回	2回	目標設定及び評価 各1回

(4) 精神障がい者の障がい福祉サービス利用の見込み数

	市目標値	実績値	備考
地域移行支援	4人	0人	令和3年度から令和5年度の間に各障がい福祉サービスを利用した精神障がい者の実人数
地域定着支援	2人	0人	
共同生活援助	134人	122人	
自立生活援助	5人	0人	

2 第6期計画の取組とその検証

○保健、医療、福祉関係者による協議の充実

地域自立支援協議会の相談部会に加え、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築検討ワーキングチームを新たに設置し、保健、医療及び福祉関係者等を交え、精神障がいのある人が地域で安心して生活するために必要な支援機能等について協議を行いました。

今後は、協議結果を踏まえ設置した、地域生活に特に不安を抱える障がいのある人の支援方策を協議する「支援者会議」を活用し、課題の解決を図るとともに、その個別課題の積み重ねから分析し、見えてくる地域課題の整理に取り組む必要があります。

○グループホームの整備促進

※再掲(P51参照)

○地域生活移行後の住まいの場としてアパート等を希望する人への支援

アパートや公営住宅等での一人暮らしを希望する人を支援するため、居宅介護等の訪問系サービスの拡充や自立生活援助の整備に向け、事業者に対しニーズや実態を踏まえた説明会の機会を設けました。

しかし、依然として、訪問系サービスはヘルパー不足により希望する時間帯に利用できない場合があり、また、自立生活援助事業所の整備には至らなかったため、引き続き、事業者に対し、指定権者である県と連携し、整備に取り組む必要があります。

○相談支援体制の充実

障がい者総合相談窓口と地域障がい者相談窓口の設置を継続しつつ、相談支援事業所と連携し、障がいのある人の生活に関する様々な相談に対応してきました。

地域障がい者相談窓口については、2ヶ所増設し充実に努めたところですが、未設置圏域への設置に引き続き取り組む必要があります。

また、地域生活移行を推進するため、地域移行支援等を提供する一般相談支援事業所の拡充や、ピアサポーターによる当事者に寄添った相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

○アウトリーチ支援の推進

困りごとを抱えた障がいのある人の早期発見・早期対応を行うため、障がい者総合相談窓口、地域障がい者相談窓口による関係機関と連携したアウトリーチ支援を継続して実施しました。

引き続き、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関及び精神科訪問看護事業所等をはじめとした関係機関と連携したアウトリーチ支援を推進する必要があります。

○地域移行支援の利用推進

※再掲(P51参照)

○市民啓発の推進

※再掲(P51参照)

第3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ここでは、地域生活支援拠点等の整備と機能充実にを図るための目標と取組内容を設定しました。実績は以下のとおりです。

1 第6期計画の実績

【地域生活支援拠点等整備数及び拠点等の検証】

	くにむくひょうち 国目標値	し むくひょうち 市目標値	じっせきち 実績値
ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きよてんとうせいびすう 拠点等整備数	1つ以上	ちいきせいかつしえん 地域生活支援 拠点機能等の 面的整備の すすん きのう 推進、機能のさ らなる充実	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制の導入 ・相談支援体制の再構築 ・緊急時対応機能の拡充 ・体験の機会・場の検討 ・専門的人材の確保・育成 ・地域の体制づくりの継続
ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きよてんとう けんしやう 拠点等の検証	ねん かいじじやう 年1回以上	ねん かいじじやう 年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会にて きよてんじやうきやう 拠点状況の報告及び けんしやう じつし 検証を実施

2 第6期計画の取組と検証

○相談支援体制の再構築

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう障がい者総合相談窓口による24時間対応できる相談支援体制を維持しました。

また、緊急時の支援が見込めない人を事前に把握し、緊急時の連絡調整を行うコーディネート機能について、障がい者総合相談窓口、地域障がい者相談窓口及び相談支援事業所に機能を分散付加し、面的整備を推進しました。

今後も、未設置圏域への地域障がい者相談窓口の増設に取り組むとともに、コーディネート機能の面的整備に向け、さらに多くの相談支援事業所に働きかけを行う必要があります。

○緊急対応機能の拡充

介護者の急病等で支援が受けられない場合に対応できるよう、継続して緊急時入所事業を実施しました。また、短期入所事業所へ地域生活支援拠点等として緊急時受入機能の提供について働きかけを行いました。引き続き、機能拡充に向け多くの事業所の参加が必要です。

○体験の機会・場の検討

地域生活体験の受け皿となるグループホーム数の増加及びグループホームの体験利用が増加傾向にあります。これにより地域生活体験事業の利用減少が続いていることから、今後、当該事業の再編等の検討が必要です。

○専門的人材の確保・養成

障がい者総合相談窓口が実施する研修等を継続して実施し、精神障がいや強度行動障がいのある人に対応できる相談支援専門員の育成・確保に努めました。今後も継続した取組が必要です。

○地域の体制づくり

地域における関係機関の連携を強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる体制づくりを推進するため、サービス事業所ごとに担える拠点機能について、市への届出制を導入し機能拡充を図りました。引き続き、登録事業所数の拡充を図るため、説明会の開催や周知方法の工夫等が必要で

○地域生活支援拠点等の検証等

運用状況の検証等を行うため、地域自立支援協議会において実績の報告を毎年行

いました。今後も親亡き後支援のニーズや地域移行者の拡大が想定されることから、定期的に検証し、地域生活支援拠点等の機能拡充を図る必要があります。

第4 福祉施設から一般就労への移行等

ここでは、就労系サービス事業所等において一定期間の訓練を利用した後、一般企業へ就労する人数の目標と取組内容を設定しました。実績は以下のとおりです。

1 第6期計画の実績

【福祉施設から一般就労への移行】

	国目標値	市目標値	実績値	備考
基準就労数	10人	10人	—	令和元年度
第6期計画 就労数	13人 (基準数の 1.27倍以上)	13人	3人	令和2年度4人 令和3年度8人 令和4年度2人

※基準就労数とは平成28年度において生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業から一般就労した人の数

(参考) 福祉施設から一般就労の移行に向けた実績

第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画	第6期計画
H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~5
7人	16人	19人	27人	22人	集計中

【就労移行支援事業の利用者数】

	国目標値	市目標値	実績値	備考
基準 就労移行支援事業 利用者数	23人	23人	—	令和元年度
就労移行支援事業 利用者数	34人 (令和元年度 未利用者数 1.3倍以上 増)	34人	26人	令和2年度24人 令和3年度28人 令和4年度26人

【就労継続支援(A型)の利用者数】

	くにむくひょうち 国目標値	しもくひょうち 市目標値	じっせきち 実績値	びこう 備考
きじゆんしゆうろうけいぞくしえん 基準就労継続支援 (A型)利用者数	64人	64人	—	れいわがんねんど 令和元年度
しゆうろうけいぞくしえん 就労継続支援(A 型)利用者数	81人 (れいわがんねんど 令和元年度 まつりようしやすう 未利用者数 1.26倍以上 ぞう 増)	76人	60人	れいわ ねんど にん 令和2年度65人 れいわ ねんど にん 令和3年度63人 れいわ ねんど にん 令和4年度57人

【就労継続支援(B型)の利用者数】

	くにむくひょうち 国目標値	しもくひょうち 市目標値	じっせきち 実績値	びこう 備考
きじゆんしゆうろうけいぞくしえん 基準就労継続支援 (B型)利用者数	397人	397人	—	れいわがんねんど 令和元年度
しゆうろうけいぞくしえん 就労継続支援(B 型)利用者数	489人 (れいわがんねんど 令和元年度 まつりようしやすう 未利用者数 1.23倍以上 ぞう 増)	494人	390人	れいわ ねんど にん 令和2年度388人 れいわ ねんど にん 令和3年度374人 れいわ ねんど にん 令和4年度383人

【就労定着支援事業による職場定着率】

	くにむくひょうち 国目標値	しもくひょうち 市目標値	じっせきち 実績値	びこう 備考
しゆうろうていちゃくしえん 就労定着支援の 利用率	わりいじょう 7割以上	わりいじょう 7割以上	わり 一割	れいわ ねんど わり 令和2年度5割 れいわ ねんど わり 令和3年度4割 れいわ ねんど わり 令和4年度一割
しゆうろうていちゃくりつ わりいじょう 就労定着率8割以上 の事業所の割合	わりいじょう 7割以上	わりいじょう 7割以上	わり 一割	れいわ ねんど わり 令和2年度一割 れいわ ねんど わり 令和3年度一割 れいわ ねんど わり 令和4年度一割

○就労支援事業の利用促進

相談支援事業所や就労系事業所をはじめ、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校など関係機関等と連携しながら、適切な障がい福祉サービスや相談・支援機関等の利用をすすめ、障がいのある方の就労の機会の創出や生活・社会参加の場づくりに取り組みました。

就労系サービスの利用にあたっては、引き続き関係機関等と現状や課題を共有しながら、利用ニーズに対して必要な供給につなげられるよう取り組む必要があります。

○就労支援ネットワークの強化・理解促進

就労に向けた課題や悩みを抱える方々を適切な支援につなげられるよう、地域自立支援協議会や障がい者就労支援促進会議、障がい福祉サービス事業所等連携推進会議などを通じ、支援機関や企業等と現状や課題を共有しながら、連携体制の強化や研修を通じた人材育成等に取り組みました。

引き続き、関係機関等の連携強化に努め、就労支援ネットワークの更なる充実を図る必要があります。

○多様な就労の場の拡充

特別支援学校や企業等における職場体験をはじめ、農業分野との連携強化など、企業や関係機関等と連携を図りながら、多様な形態の就労の場の拡充に努めました。

今後も引き続き、企業や関係機関等とともに、誰もが自分らしく活躍できる就労の場づくりに向け、仕事の切り出しや創出に取り組む必要があります。

○企業に対する障がい理解の促進及び相談支援窓口の周知

地域自立支援協議会や障がい者就労支援促進会議等と連携しながら、障がい理解に向けた啓発や障がい者雇用に関する各種優遇制度、相談窓口などを企業等へ周知しました。また、障がいのある人の職場体験の成果の共有や受け入れ先の拡充、障がい者雇用に積極的に取り組む企業の表彰等を行い、企業の障がい者雇用の理解促進に努めました。

引き続き、関係機関等と連携しながら、障がい者雇用の推進や、企業や農家等と福祉事業所との連携強化など、様々な取組を進め、障がいの有無にかかわらず誰もが自分の力を発揮して、ともに支えあう地域づくりに取り組む必要があります。

○職場定着に向けた支援の充実

一般企業で働く障がいのある方の職場定着を進めるために、就労支援事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化しながら、就労定着支援やジョブコーチなど、職場定着に関するサポート制度やサービスの利用を促進しました。

引き続き、関係機関と連携しながら、企業等に対する支援制度の利用促進を図るとともに、障がいのある方の職場定着に向け、きめ細かな支援を進めていく必要があります。

第5 障がい児支援の提供体制の整備等

ここでは、障がいのある子どもが身近な地域で支援を利用できる体制整備に関する目標と取組内容を設定しました。実績は以下のとおりです。

1 第2期計画の実績

(1) 重層的な地域支援体制の構築を旨とするための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【児童発達支援センターの設置箇所数】

	くにもくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	じっせき 実績
せつち 設置 かしよすう 箇所数	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 1箇所	かしよ 2箇所	かしよ 2箇所

【保育所等訪問支援実施事業所数】

	くにもくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	じっせき 実績
じっし 実施 じぎょうしよすう 事業所数	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 5箇所

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数】

	くにもくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	じっせき 実績
じどうはつたつ 児童発達 しえんじぎょうしよ 支援事業所	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 4箇所
ほうかごとう 放課後等 デイサービス じぎょうしよ 事業所	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 4箇所

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

	国目標値	市目標値	実績
関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置

2 第2期計画での取組とその検証

○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

地域における中核的な療育施設である児童発達支援センターは、地域の障がい児通所支援事業所に対する助言等を通して地域全体の支援スキルを向上させる役割が期待されることから、さらなる充実に向けて障がい児通所事業所に対して、地域のニーズの共有を図り、整備に取り組んできました。

また、障がいのある子どもが普段活動する場所へ福祉職員が訪問し、環境調整や必要な支援を行う保育所等訪問支援は、障がいのある子どもが必要な支援を受けながら、身近な地域で生活していくために重要であるため、整備の促進に努めてきました。

障がいのある子どもが必要な支援を受けながら身近な地域で暮らしていくことができるよう、引き続き重層的な地域支援体制の構築を進めていく必要があります。

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児がより身近な地域で、必要な支援を受けながら生活することができるよう、障がい児相談支援事業所や障がい者総合相談窓口と家族のニーズを共有し、周知を図ることで、重症心身障がい児を対象とする障がい児通所支援事業所の整備促進に努めてきました。

しかしながら、家族等のニーズを充足させるには至っていないことから、重症心身障がい児が利用できる事業所の必要性について関係機関等と連携して周知を図り、整備に努めていく必要があります。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

地域自立支援協議会の療育部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置づけ、医療的ケア児支援の課題の洗い出しや検討を行ってきました。

医療的ケア児を対象とした発達などに関する相談支援体制の充実や、その保護者の身体的・精神的負担軽減を図るため、関係機関等が連携して支援を進めていく必要があります。

第6節 相談支援体制の充実・強化等

ここでは、障がいのある人が希望する福祉サービス等をスムーズに利用できるよう、サービス利用計画の作成と利用調整等を行う相談支援体制の充実を図るための目標と取り組まないよう設定しました。実績は以下のとおりです。

1 本市の相談支援体制の概要

本市では、平成12年に「会津若松市障がい者総合相談窓口」を設置し、障がい者相談支援事業を実施しております。平成25年には、「基幹相談支援」の機能を付加し、地域の中核的な相談機関として位置づけました。

その後、市内7つの日常生活圏域ごとに、より身近な地域における相談窓口として「地域障がい者相談窓口」の設置を計画し、平成25年から設置を開始し、第6期計画期間においては、2ヶ所増設しました。

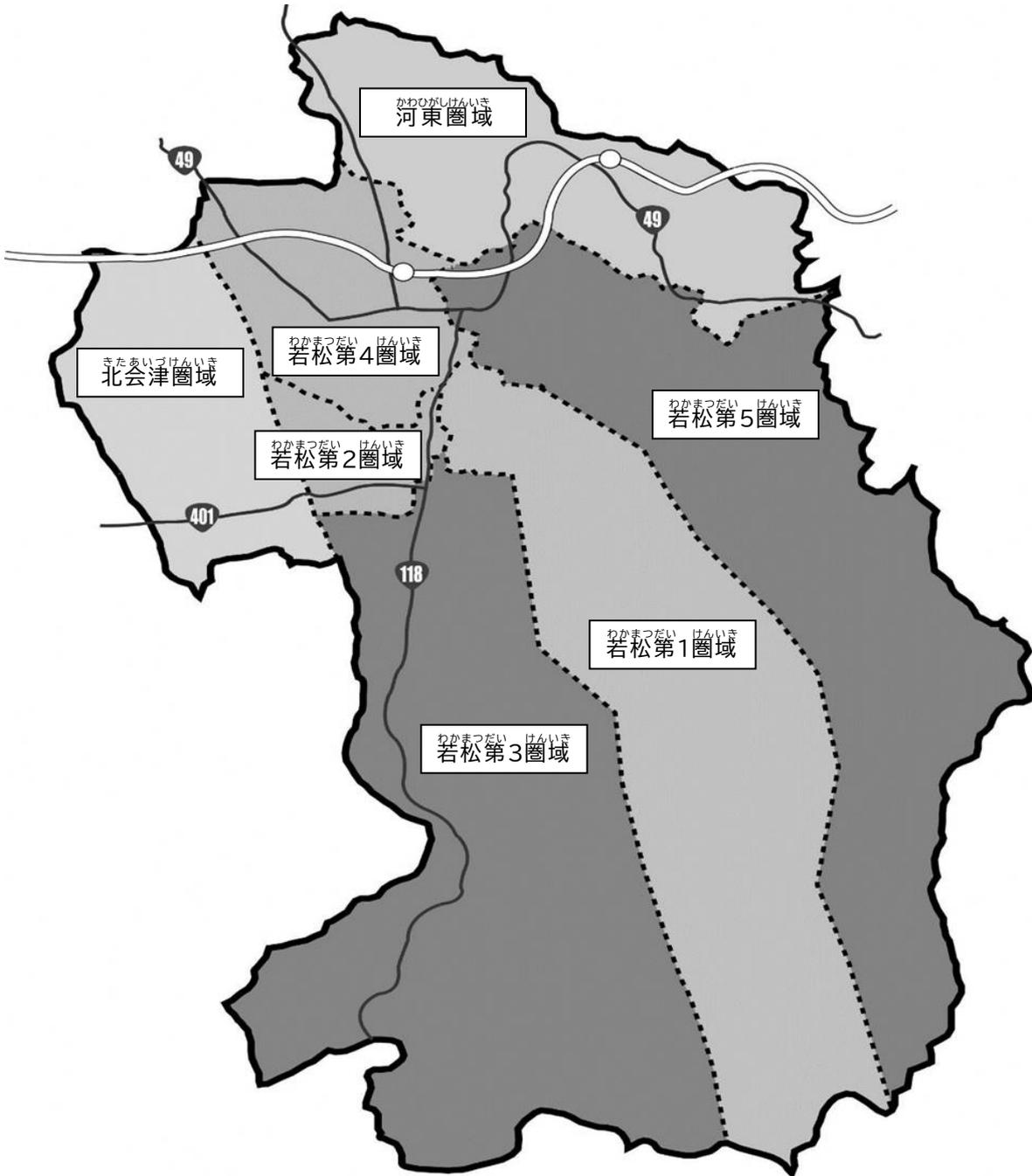
また、平成24年度に創設された「計画相談支援」が、障がい福祉サービス利用者への導入が必須になったことを受け、「計画相談支援」を提供する「相談支援事業所」の開設も進んでいます。

本市では、以上の「障がい者総合相談窓口」「地域障がい者相談窓口」「相談支援事業所」による重層的な相談支援体制を構築しています。

【障がい者相談窓口の設置経過】

設置時期	窓口名称	支援対象小学校区域
平成12年10月	障がい者総合相談窓口	市内全域
平成25年10月	第2地域障がい者相談窓口	謹教小・城西小・小金井小
平成29年12月	第5地域障がい者相談窓口	一箕小・松長小・湊小
令和5年1月	第3地域障がい者相談窓口	門田小・城南小・大戸小
令和5年10月	北会津地域障がい者相談窓口	荒館小・川南小

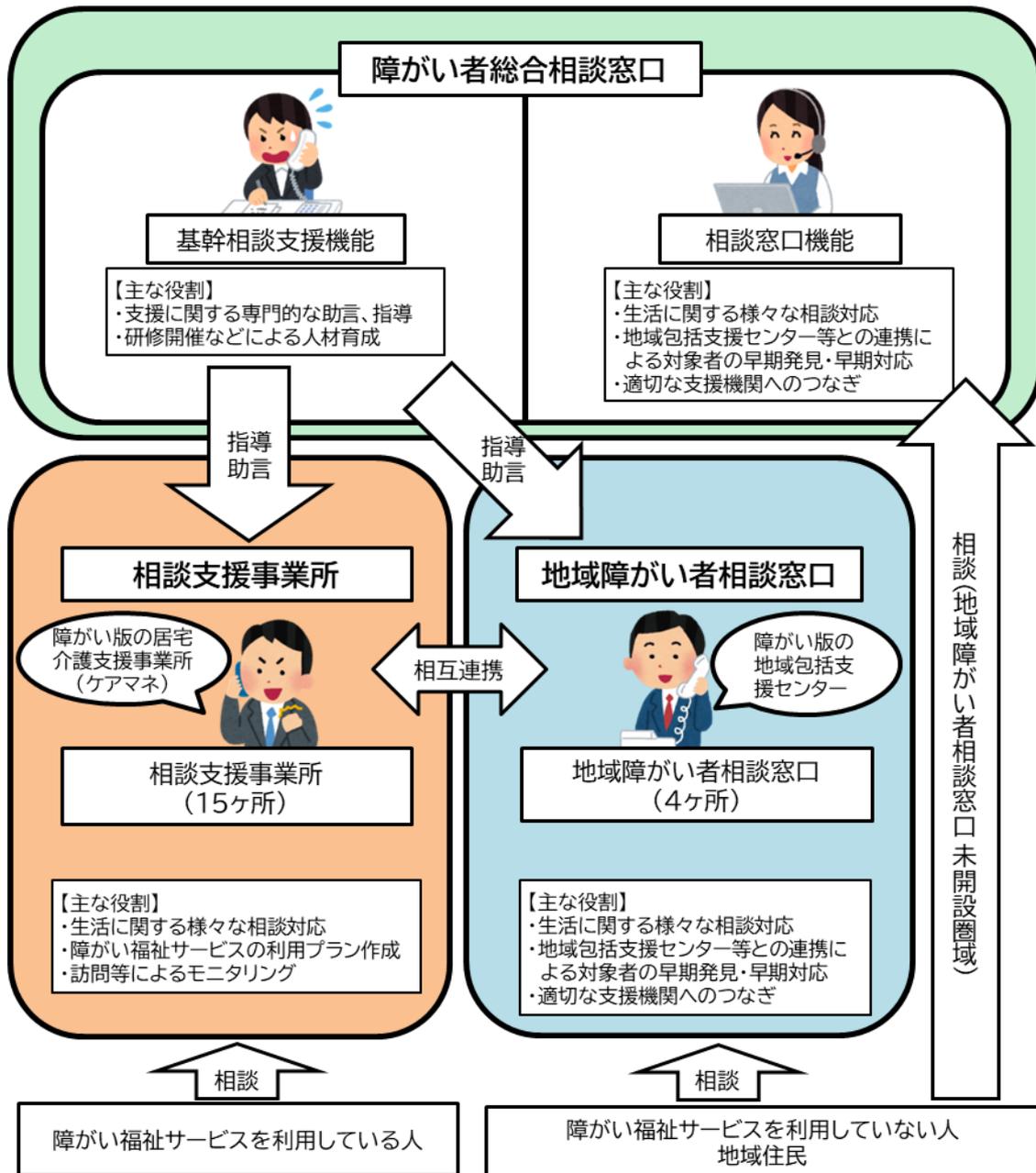
【本市の日常生活圏域】※会津若松市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画抜粋
 日常生活圏域とは、概ね30分以内に駆けつけられる区域とされ、本市では地域コミュニティの単位である小学校複数単位を基本として人口規模等に配慮して設定しています。



圏域名	小学校区域
若松第1圏域	行仁小、鶴城小、東山小
若松第2圏域	謹教小、城西小、小金井小
若松第3圏域	城南小、門田小、大戸小
若松第4圏域	城北小、神指小、日新小、永和小

圏域名	小学校区域
若松第5圏域	一箕小、松長小、湊小
北会津圏域	荒館小、川南小
河東圏域	河東学園

【本市の重層的な相談支援体制(イメージ図)】



名称	支援対象	主な役割	事業所数
障がい者 総合相談 窓口	相談支援 事業所	・支援に関する専門的な助言、指導 ・研修開催などによる人材育成	1ヶ所
障がい者 相談窓口	障がい福祉サー ビス未利用者	・生活に関する様々な相談対応 ・地域包括支援センター等との連携によ る対象者の早期発見、早期対応 ・適切な支援機関へのつなぎ	5ヶ所
相談支援 事業所	障がい福祉サー ビス利用者	・障がい福祉サービスの利用プラン作成 ・訪問等によるモニタリング	15ヶ所

2 第6期計画の実績

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

	市目標値	実績値	備考
障がいの種別や各種 ニーズに対応できる 総合的・専門的な 相談支援の実施	実施	実施	重層的な相談支援 体制にて対応

(2) 地域の相談支援体制の強化

	市目標値	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者 に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	30件 (各年度の目標値)	26件	28件	30件
地域の相談支援事業者 の人材育成の支援件数	12件 (各年度の目標値)	21件	24件	24件
地域の相談機関との 連携強化の取組の実施 回数	8回 (各年度の目標値)	9件	46件	40件
障がい者相談窓口の 設置数	増加 (計画期間内の目標値)	3ヶ所	4ヶ所	5ヶ所

○重層的な相談支援体制による相談機能の充実

障がい者総合相談窓口、地域障がい者相談窓口及び相談支援事業所による重層的な相談支援体制を維持しつつも、それぞれの役割や支援対象の再確認を行い、連携の効率化を図ることで、相談機能の充実に取り組みました。

今後は、改正障害者総合支援法の内容も踏まえ、各相談機関の役割の見直しを行い、重層的な相談支援体制の再構築に取り組む必要があります。

○障がい者総合相談窓口を中心とした関係機関との連携による相談機能の強化

障がい者総合相談窓口による連携会議等を通して、様々な困りごとの相談に対応できるよう、相談支援事業所及び保健・医療機関等の関係機関の連携を推進し、相談機能の強化に取り組みました。

困りごとが複雑化・複合化しており、単独の支援機関だけでは対応が困難な場合もあることから、今後も、関係機関との連携を推進し、相談機能の強化に取り組む必要があります。

○相談支援専門員の安定確保と質の向上

障がい者総合相談窓口による専門的な指導・助言、研修会の開催及び県主催の相談支援従事者養成研修への協力等を通して、相談支援専門員の養成及び定着、相談支援の質のさらなる向上に取り組みました。

引き続き、障がい者総合相談窓口による研修会により、相談支援の質の向上に取り組むとともに、依然として相談支援専門員数は不足しているため、障がい者総合相談窓口や事業者等と連携し、計画的に相談支援専門員の確保に取り組む必要があります。

○身近な地域の相談窓口の充実

住み慣れた地域の身近な相談窓口として、地域障がい者相談窓口の設置を継続し、障がいのある人の生活に関する様々な相談に対応してきました。

地域障がい者相談窓口については、2ヶ所増設し充実を図ったところですが、未設置圏域への増設に引き続き取り組む必要があります。

第7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

ここでは、障がい福祉サービス事業所が提供する支援内容等の質の向上を図るための目標と取組内容を設定しました。実績は以下のとおりです。

1 第6期計画の実績

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

	国目標値	市目標値	実績値
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	2人	2人	1人
サービス等利用計画を通して適正なサービスの利用状況の把握	実施	実施	実施

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	国目標値	市目標値	実績値
システムによる審査結果を分析し、その結果を共有する体制の有無	あり	あり	あり
システムによる審査結果を分析し、その結果を共有する回数	1回以上	1回以上	1回以上

2 第6期計画の取組とその検証

○県及び障がい福祉サービス提供事業所との連携

県実施の指定障がい福祉サービス事業所等集団指導における指導内容を共有しました。

また、国保連合会給付費請求データを審査した請求情報のエラー等について、サービス事業所へ連絡することにより情報共有を行いました。

サービス等利用計画を通した適正なサービスの利用状況の把握については、障がい福祉サービス利用者の「65歳到達による介護保険移行」に際し、1年前(64歳時)のサービス等利用計画に、スムーズな移行に向けた取組等の記載の有無及びサービス調整内容の確認を行いました。

サービス等利用計画については、上記以外にも、通常のサービス支給決定時提出の際に各ケースワーク担当者が内容の確認を行うことで、適正なサービスの利用状況の把握をする機会となっています。

○審査・支払機関(国保連)との連携

国保連合会開催の担当者説明会へ参加し、審査・支払事務への理解を深め、請求事務の適正化に取り組みました。

今後は、障がい福祉サービス事業所の請求内容の審査結果を分析し、その内容に基づき事業所全体と情報共有することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。

第8 訪問系サービス

【第6期計画の実績】

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

障がい福祉サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系	きよたくかいご 居宅介護	実施箇所数	計画値	21(1)	21(1)	21(1)
			実績値	20(2)	22(2)	22(2)
		実利用者数	計画値	162	164	167
			実績値	183	181	165
			うち児童分			
		延べ利用時間	計画値	26,830	27,161	27,658
	実績値		27,200	26,552	28,369	
	うち児童分					
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	実施箇所数	計画値	12(1)	12(2)	12(2)
			実績値	3(0)	3(0)	3(0)
		実利用者数	計画値	10	11	12
			実績値	7	7	7
延べ利用時間		計画値	7,776	8,553	9,331	
		実績値	2,480	2,174	2,420	
どうこうえんご 同行援護	実施箇所数	計画値	6(2)	7(2)	7(2)	
		実績値	7(2)	7(7)	7(7)	
	実利用者数	計画値	33	33	34	
		実績値	33	31	28	
	延べ利用時間	計画値	4,336	4,043	4,165	
		実績値	4,125	3,807	3,907	
こうどうえんご 行動援護	実施箇所数	計画値	1(0)	2(0)	2(0)	
		実績値	1(0)	1(0)	1(0)	
	実利用者数	計画値	7	9	9	
		実績値	8	13	12	
	延べ利用時間	計画値	285	300	300	
		実績値	224	391	547	
じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	実施箇所数	計画値	0(0)	0(0)	0(0)	
		実績値	0(0)	0(0)	0(0)	
	実利用者数	計画値	0	0	0	
		実績値	0	0	0	
	延べ利用時間	計画値	0	0	0	
		実績値	0	0	0	

※各サービスの詳細についてはP106参照

【第6期計画の検証】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全体として実績値は伸び悩んでいることが考えられます。また、重度訪問介護は、施設入所等による利用者減少やグループホーム入居者の利用などで一人当たりの利用時間が少なくなったものと考えられます

障がい福祉サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実施箇所数	計画値	2(2)	2(2)
		実績値	1(3)	1(5)
	実利用者数	計画値	26	26
		実績値	28	26
	延べ利用回数	計画値	2,017	2,017
		実績値	1,954	1,461
就労継続支援 A型	実施箇所数	計画値	5(2)	5(2)
		実績値	5(3)	5(2)
	実利用者数	計画値	68	72
		実績値	63	57
	延べ利用回数	計画値	11,793	12,730
		実績値	12,763	12,304
就労継続支援 B型	実施箇所数	計画値	13(18)	13(18)
		実績値	13(27)	13(28)
	実利用者数	計画値	365	386
		実績値	374	383
	延べ利用回数	計画値	64,896	66,393
		実績値	63,662	63,984
就労定着支援	実施箇所数	計画値	2(0)	2(0)
		実績値	2(0)	2(0)
	実利用者数	計画値	10	10
		実績値	3	3
	延べ利用回数	計画値	1,200	1,200
		実績値	32	15
自立訓練 (機能訓練)	実施箇所数	計画値	0(1)	0(1)
		実績値	0(1)	0(1)
	実利用者数	計画値	2	2
		実績値	0	1
	延べ利用回数	計画値	206	206
		実績値	0	53
自立訓練 (生活訓練)	実施箇所数	計画値	1(1)	1(1)
		実績値	0(1)	0(1)
	実利用者数	計画値	8	8
		実績値	2	2
	延べ利用回数	計画値	744	744
		実績値	420	278
生活介護	実施箇所数	計画値	12(28)	12(28)
		実績値	12(25)	12(23)
	実利用者数	計画値	282	291
		実績値	264	271
	延べ利用回数	計画値	55,680	56,642
		実績値	57,268	57,473

【第6期計画の検証】

就労定着支援の利用者が少なかったことについては、サービス利用条件が就職してから6ヶ月経過しなければならぬことや利用料発生の可能性が他のサービスに比べて高いこと、新型コロナウイルス感染症の拡大により、そもそも就労に至らないケースがあったことなどが影響していると考えられます。自立訓練(機能訓練)は、市内に事業所がないことや他市においても事業所数に限りがあることから実績値は低調でした。

生活介護は、実施箇所数が限られているものの、実利用者及び延べ利用回数が伸びていることから、利用ニーズが高いものと考えられます。

第10 居住系サービス

【第6期計画の実績】

※実数は市内のみ、()内は市外のみ^{じつすう しんない ない しがい じぎょうしよすう}の事業所数

障がい福祉サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居住系	短期入所 ^{たんきにゆうしよ}	実施箇所数	計画値	4(6)	4(6)	4(6)
			実績値	3(2)	3(3)	3(3)
		実利用者数	計画値	80	99	101
			実績値	52	56	86
			うち児童分	4	6	6
		延べ利用回数	計画値	2,408	2,772	2,828
	実績値		1,573	1,790	2,760	
	うち児童分		79	52	60	
	療養介護 ^{りようようかいご}	実施箇所数	計画値	0(4)	0(4)	0(4)
			実績値	0(4)	0(4)	0(4)
		実利用者数	計画値	12	12	12
			実績値	12	12	16
	共同生活援助 ^{きようどうせいかつえんじよ}	実施箇所数	計画値	59(20)	60(20)	61(20)
			実績値	66(21)	71(20)	68(22)
		実利用者数	計画値	223	228	233
			実績値	230	234	240
施設入所支援 ^{しせつにゆうしよしえん}	実施箇所数	計画値	2(22)	2(21)	2(21)	
		実績値	2(21)	2(21)	2(22)	
	入所者数 (年度末)	計画値	125	122	119	
		実績値	128	128	128	

※各サービスの詳細についてはP113参照^{かく しようさい さんしよ}

【第6期計画の検証】

短期入所の実績は、計画値を下回りました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられます。共同生活援助は、市内で事業所の新設開設が進みました。利用実績の増加については、病院や施設からの地域生活への移行による利用に加え、親亡き後を見据えた利用や親元からの自立による利用などにより利用者が増加していることが要因と考えられます。

第11 相談支援

【第6期計画の実績】

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

障がい福祉サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談系	計画相談支援	実施箇所数	計画値	15(26)	15(26)	15(26)
			実績値	14(24)	15(24)	15(24)
		実利用者数	計画値	902	911	920
			実績値	877	878	887
	地域移行支援	実施箇所数	計画値	1(1)	1(1)	1(1)
			実績値	1(0)	1(0)	1(0)
		実利用者数	計画値	5	5	5
			実績値	2	1	1
	地域定着支援	実施箇所数	計画値	1(1)	1(1)	1(1)
			実績値	1(0)	1(0)	1(0)
		実利用者数	計画値	5	2	4
			実績値	0	0	0
自立生活援助	実施箇所数	計画値	1(1)	1(1)	1(1)	
		実績値	0	0	0	
	実利用者数	計画値	5	10	15	
		実績値	0	0	0	

※各サービスの詳細についてはP116参照

【第6期計画の検証】

計画相談支援の実績値は、年々増加しているものの計画値には届きませんでした。これは、障がい福祉サービス利用者が当初の想定ほど伸びなかったことが考えられます。

地域定着支援及び自立生活援助については、人材不足や報酬単価の点などから事業実施が困難であったことが考えられます。

第12 障がい児支援

【第2期計画の実績】

1 障がい児通所支援

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

障がい児通所支援			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実施箇所数	計画値	10(2)	12(2)	12(2)
		実績値	11(2)	12(3)	13(3)
	実利用者数	計画値	75	85	95
		実績値	106	127	152
	の 延べ利用回数	計画値	6,000	6,270	6,540
		実績値	7,434	7,509	7,584
放課後等 デイサービス	実施箇所数	計画値	11(5)	13(5)	13(5)
		実績値	12(4)	13(6)	14(6)
	実利用者数	計画値	150	175	200
		実績値	189	205	222
	の 延べ利用回数	計画値	18,000	18,504	19,008
		実績値	22,397	22,852	23,309
保育所等 訪問支援	実施箇所数	計画値	4(0)	5(0)	5(0)
		実績値	4(0)	6(0)	5(0)
	実利用者数	計画値	25	28	31
		実績値	42	66	84
	の 延べ利用回数	計画値	50	59	68
		実績値	348	383	421
居宅訪問型 児童発達支援	実施箇所数	計画値	0(0)	0(0)	0(0)
		実績値	0(0)	0(0)	0(0)
	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	の 延べ利用回数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

※各サービスの詳細についてはP119参照

2 障がい児相談支援

障がい児相談支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	計画値	9(6)	9(6)	10(6)
	実績値	11(4)	11(4)	11(4)
実利用者数	計画値	210	243	275
	実績値	271	313	337

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	0	1	2
実績値	0	0	0

4 障がいのある子どもに対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備

	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	計画値	24	24	24
	実績値	-	21	19
認定こども園	計画値	41	41	41
	実績値	-	57	73
放課後児童健全育成事業	計画値	122	122	122
	実績値	-	96	102

【第2期計画の検証】

障がい児通所支援及び障がい児相談支援では、すべてのサービスにおいて利用者数及び延べ利用回数がともに目標値を大きく上回りました。これは、市内のサービス提供事業所が増加したことに加え、制度や早期の療育の必要性が周知されてきたことが要因と考えられます。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、効果的な配置のあり方について検討してきましたが、配置には至りませんでした。

障がいのある子どもに対する子ども・子育て支援等の提供体制については、認定こども園等においては目標を大きく上回りましたが、保育所においては目標を下回る年度があったことから、提供体制の整備を進めていく必要があります。

第13 地域生活支援事業

【第6期計画の実績】

※実数は市内のみ、()内は市外のみ

事業名			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
地域自立支援協議会	実施の有無	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
相談支援事業	基幹障がい者相談支援センター	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
	相談支援機能強化事業	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
	居住サポート事業	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
	障がい者相談窓口	計画	4	4	5	
		実績	3	4	5	
	障がい者虐待防止事業	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	実利用者数	計画	27	31	35
			実績	15	13	20
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	計画	有	有	有	
		実績	有	有	有	
手話通訳者派遣事業	手話通訳者数	計画	25	26	26	
		実績	19	19	17	
	実利用者数	計画	92	94	96	
		実績	70	75	80	
	通訳派遣回数	計画	1,510	1,520	1,530	
		実績	1,188	1,176	1,530	
要約筆記者派遣事業	実施箇所数	計画	0(1)	0(1)	0(1)	
		実績	0(0)	0(0)	0(0)	
	実利用者数	計画	3	3	3	
		実績	0	0	1	
	派遣回数	計画	72	72	72	
		実績	0	0	3	

※各事業の詳細についてはP124参照

事業名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
にちじょうせいかつようぐひ 日常生活用具費 じよせいじぎょう 助成事業	介護訓練等 支援用具	計画	16	17	17
		実績	9	5	9
	うち児童分	計画	4	5	5
		実績	2	0	2
	自立生活 支援用具	計画	16	20	20
		実績	16	7	11
	うち児童分	計画	3	4	4
		実績	3	1	4
	在宅療養等 支援用具	計画	20	22	22
		実績	13	18	19
	うち児童分	計画	4	5	5
		実績	1	1	3
	情報意思疎通 支援用具	計画	25	25	25
		実績	19	48	27
	うち児童分	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
	排泄管理 支援用具	計画	2,600	2,610	2,620
		実績	2,621	2,670	2,872
	うち児童分	計画	100	100	100
		実績	115	118	121
住宅改修費	計画	5	5	5	
	実績	2	0	2	
うち児童分	計画	0	0	2	
	実績	0	0	0	
しゅわほうしんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業	講座修了者数	計画	10	10	10
		実績	6	10	10
訪問系	実施箇所数	計画	10(0)	11(0)	11(0)
		実績	10(0)	9(0)	9(2)
	実利用者数	計画	105	112	114
		実績	90	78	90
	うち児童分	計画	5	6	7
		実績	5	5	5
	時間数	計画	4,581	4,664	4,747
		実績	3,735	3,396	3,750
	うち児童分	計画	130	140	150
		実績	102	134	156

事業名			令和3年度	令和4年度	令和5年度			
訪問系	ほうもんにゆうよく 訪問入浴 サービス	実施箇所数	計画	2	2	2		
			実績	2	2	2		
		実利用者数	計画	2	3	4		
			実績	2	4	4		
		うち児童分	計画	1	2	3		
			実績	0	0	1		
		時間数	計画	247	337	427		
			実績	107	286	380		
		うち児童分	計画	90	180	270		
			実績	0	0	27		
		日中系	ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター事業 じぎょう	実施箇所数(Ⅰ型)	計画	0(1)	0(1)	0(1)
					実績	0(0)	0(0)	0(0)
実利用者数(Ⅰ型)	計画			1	1	1		
	実績			0	0	0		
利用回数(Ⅰ型)	計画			269	269	269		
	実績			0	0	0		
実施箇所数(Ⅱ型)	計画			1(0)	1(0)	1(0)		
	実績			1(0)	1(0)	1(0)		
実利用者数(Ⅱ型)	計画			41	44	47		
	実績			29	31	33		
利用回数(Ⅱ型)	計画			3,572	3,689	3,810		
	実績			3,309	3,133	3,140		
実施箇所数(Ⅲ型)	計画			0(1)	0(1)	0(1)		
	実績			0(1)	0(1)	0(1)		
実利用者数(Ⅲ型)	計画			4	4	4		
	実績			4	5	5		
利用回数(Ⅲ型)	計画			374	374	374		
	実績			360	349	350		
日中系	にっちゅういちじしえん 日中一時支援 (タイムケア)事業 じぎょう			実施箇所数	計画	6	6	6
					実績	5	8	10
				実利用者数	計画	66	69	72
					実績	76	77	94
				うち児童分	計画	32	34	36
					実績	44	45	62
		延べ利用回数	計画	4,609	4,703	4,797		
			実績	5,904	5,971	11,325		
うち児童分	計画	2,100	2,120	2,140				
	実績	3,408	3,293	8,625				

事業名			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居住系	福祉ホーム事業	実施箇所数	計画	0(1)	0(1)	0(1)
			実績	0(1)	0(1)	0(1)
		実利用者数	計画	1	1	1
			実績	1	2	1
社会参加促進	余暇活動支援事業	実施箇所数	計画	1	1	1
			実績	1	1	1
		延利用者数	計画	4,480	4,520	4,560
			実績	1,966	1,907	4,560
	自動車運転免許取得費助成事業	助成件数	計画	2	2	2
			実績	1	0	1
	自動車改造費助成事業	助成件数	計画	3	3	3
			実績	2	1	4
	点字の広報等発行事業	実利用者数	計画	25	25	25
			実績	20	18	17
	声の広報等発行事業	実利用者数	計画	35	35	35
			実績	30	30	28
	手話講習会実施事業	受講者数	計画	50	50	50
			実績	17	24	50
点字講習会実施事業	受講者数	計画	10	10	10	
		実績	2	7	5	
就労	ワークシェアリング事業	実利用者数	計画	65	65	65
			実績	39	60	66
		述べ時間数	計画	855	855	855
			実績	193	120	856

【第6期計画の検証】

ガイドヘルパー派遣事業、余暇活動支援事業、ワークシェアリング事業の実績については、令和4年度まで低調で、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられます。

タイムケア事業は、実施事業所の増加に伴い利用者数も増えました。介護者の就労支援や家族の介護負担軽減など潜在的なニーズがあるものと考えられます。

第3節 基本的な障がい福祉サービス等の提供体制の

確保のための目標(成果目標)について

第7期計画では、第6期計画の検証や国の基本指針を踏まえ、各成果目標の目標値を次のとおり設定します。

第1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標(国の目標値)】

(1) 地域生活移行者数

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度までに地域生活へ移行。

(国目標値6.0% + 第6期計画の未達成割合0.0% = 6.0%)

(2) 入所者削減数

令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を令和8年度までに削減。

(国目標値5.0% + 第6期計画の未達成割合4.9% = 9.9%)

1 第7期計画の目標値

(1) 地域生活移行者数

障がい者支援施設を対象に実施したアンケート調査等に基づき、施設として地域生活移行を見込んでいる人数と、グループホーム等の住まいの場や必要な支援があれば地域生活が可能と思われる人数を見込み、目標値を4人とします。

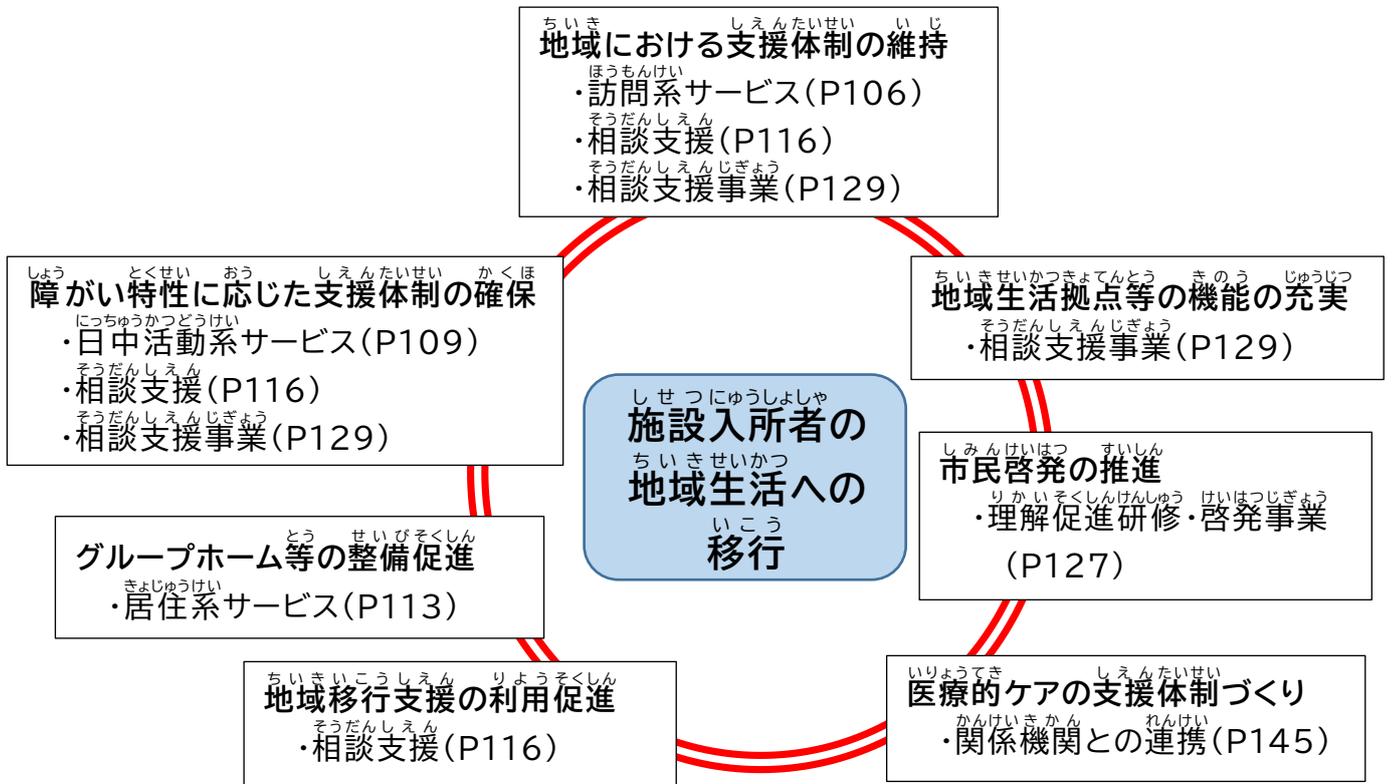
	国目標値	市目標値		備考
		令和8年度末	令和11年度末	
福祉施設入所者数 (a)		128人		基準日: 令和4年度末
(1) 地域生活 移行者数 (b) (b/a)	8人 (6.0%)	2人 (1.6%)	4人 (3.2%)	グループホーム 2人 アパート 2人

(2) 入所者削減数

在宅生活を送る障がいのある人の介護をしている家族の高齢化や、障がいのある人の高齢化・障がい程度の重度化により、在宅生活が困難となり施設入所を希望する人が多い地域の実情を踏まえ、目標値を2人とします。

	国目標値	市目標値		備考
		令和8年度末	令和11年度末	
福祉施設入所者数 (a)		128人		基準日: 令和4年度末
(2)入所者削減数 (c) (c/a)	13人 (9.9%)	1人 (0.8%)	2人 (1.6%)	
目標年次入所者数	115人	127人	126人	

2 関連する障がい福祉サービス等



第2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標(国の目標値)】※都道府県計画において設定

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率(入院3か月後、6か月後、1年後)

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数を見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している精神障がい者の数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後の各種サービスの利用者数の見込みを設定する。

1 第7期計画の目標値

- (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
地域自立支援協議会相談部会及び関係分野からの参加者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行う場を開催します。この協議の場の開催見込数を目標として設定します。

国目標値	市目標値		備考
	令和6～8年度	令和9～11年度	
協議の場の1年間の開催回数	2回	2回	

※毎年の目標値

(2)保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数
 関係者の種別ごとの参加見込数を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値		しもくひょうち 市目標値		びこう 備考
関係者の種別		れいわ 令和6～8年度	れいわ 令和9～11年度	
かんけいしゃ 関係者の 種別ごとの 参加者数	保健関係	1人	1人	しよぞくごと 所属毎に各年 度1人の参加 を見込む
	医療関係	4人	4人	
	福祉関係	21人	21人	
	介護関係	1人	1人	
	当事者及び家族等	1人	1人	

※毎年の目標値

(3)保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標設定及び
 評価の実施見込回数を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値	しもくひょうち 市目標値		びこう 備考
	れいわ 令和6～8年度	れいわ 令和9～11年度	
目標設定の実施回数	1回	1回	
評価の実施回数	1回	1回	

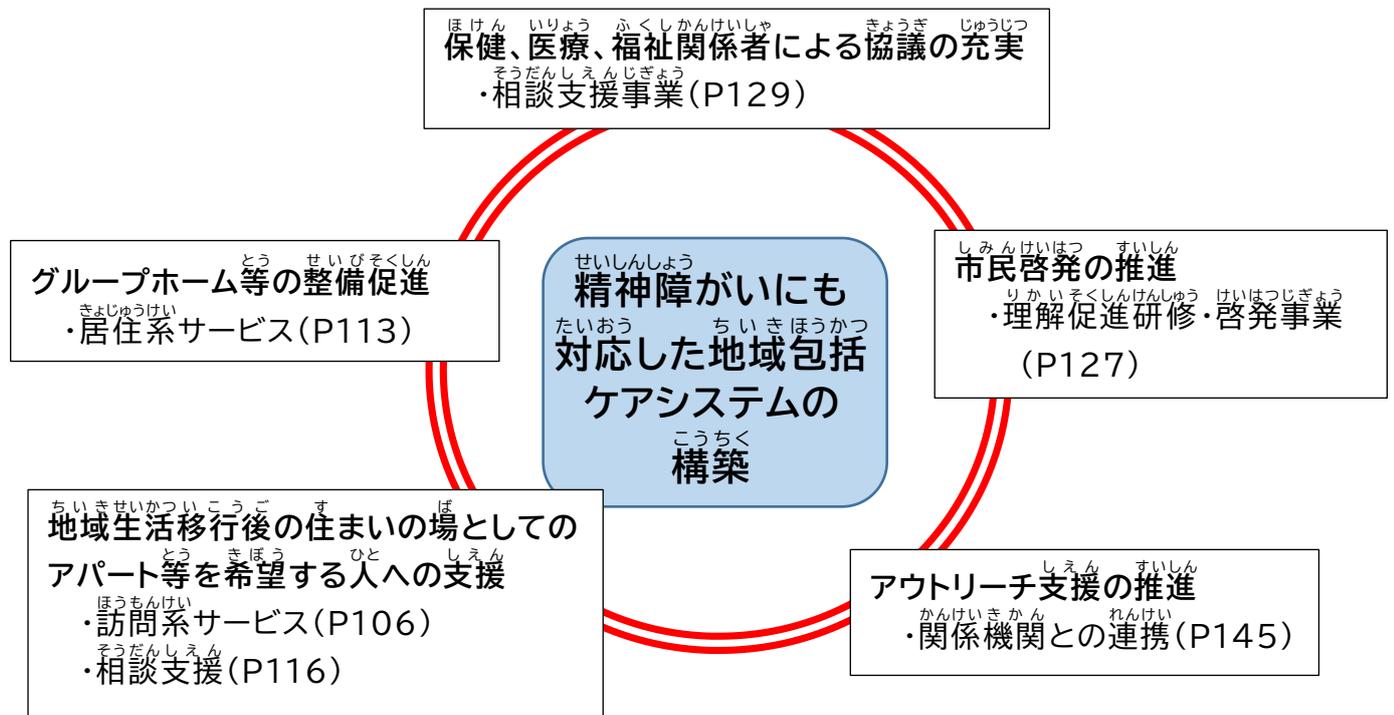
※毎年の目標値

(4)精神障がい者の障がい福祉サービス利用の見込み数
 精神障がいのある人の障がい福祉サービスの利用実績から推計し、サービスの種別
 ごとの利用者の見込数を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値		しもくひょうち 市目標値		びこう 備考
サービスの種別		れいわ 令和8年度末	れいわ 令和11年度末	
サービスの 種別ごとの 利用者数	地域移行支援	3人	3人	
	地域定着支援	3人	6人	
	共同生活援助	125人	128人	
	自立生活援助	6人	12人	
	自立訓練(生活訓練)	3人	3人	

※年度末時点の目標値

2 関連する障がい福祉サービス等



第3 地域生活支援の充実

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 地域生活支援拠点等を整備する。
- (2) コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- (3) 年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- (4) 強度行動障がい等を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

1 第7期計画の目標値

(1) 地域生活支援拠点等の整備

	国目標値	本市の現状	市目標値		備考
			令和8年度	令和11年度	
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備済	継続	継続	面的整備による

(2) コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築

	国目標値	本市の現状	市目標値		備考
			令和8年度	令和11年度	
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築	構築	構築済	継続	継続	相談支援事業所の連携によるコーディネーター体制整備
緊急時連絡体制の構築	構築	構築済	継続	継続	

(3) 運用状況の検討・検証

	くにもくひょうち 国目標値	ほんし げんじょう 本市の現状	し もくひょうち 市目標値		びこう 備考
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度	
うんようじょうきょう 運用状況の けんとう けんしやう 検討・検証	ねん かい 年1回 いじやうじっし 以上実施	ねん かい 年1回 じっしすみ 実施済	けいぞく 継続	けいぞく 継続	ちいきじりつし 地域自立支 えんきやう ぎ かい 援協議会 じっし にて実施

(4) 強度行動障がい児の支援ニーズの把握と支援体制整備

	くにもくひょうち 国目標値	ほんし げんじょう 本市の現状	し もくひょうち 市目標値		びこう 備考
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度	
しえん 支援ニーズの はあく 把握	じっし 実施	み じっし 未実施	じっし 実施	けいぞく 継続	けんいきれんらくかい 圏域連絡会 との連携に より実施を けんとう 検討
しえんたいせい 支援体制の せいび 整備	せいび 整備	み せいび 未整備	せいび 整備	けいぞく 継続	けんいきれんらくかい 圏域連絡会 との連携に よる整備の けんとう 検討

あいづわかまつしちいきせいかつしえんきよてんとう めんてきせいび
【会津若松市地域生活支援拠点等の面的整備のイメージ】 (おもな機能)

① 相談支援体制の充実

- ・計画相談支援、地域相談支援
- ・基幹障がい者相談支援センター
- ・地域障がい者相談窓口
- ・コーディネート機能
- ・24時間相談支援体制



② 緊急時対応機能の拡充

- ・短期入所
- ・緊急時受入機能
- ・計画相談支援・地域定着支援
- ・24時間相談支援体制



③ 体験の機会・場の提供

- ・共同生活援助(体験利用)
- ・地域生活体験機能
- ・居住サポート



ほんにん かぞく
本人・家族

④ 専門的人材の確保・養成

- ・基幹障がい者相談支援センターによる研修会、講座の開催

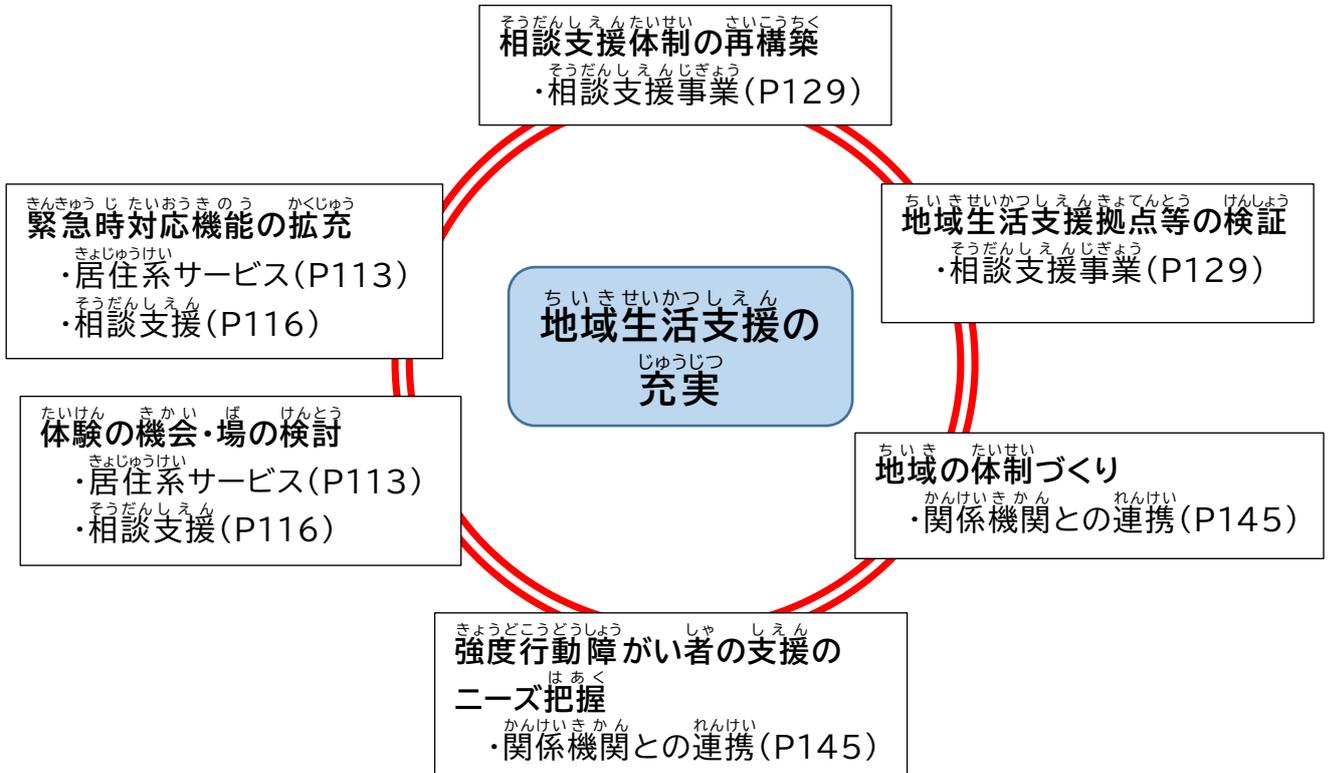


⑤ 地域の体制づくり

- ・地域自立支援協議会
- ・基幹障がい者相談支援センター
- ・コーディネート機能



2 関連する障がい福祉サービス等



第4 福祉施設から一般就労への移行等

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 令和8年度中に一般就労に移行する人の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- (2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所の5割以上とする。
- (3) 就労定着支援事業の令和8年度末の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- (4) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

1 第7期計画の目標値

(1) 福祉施設から一般就労への移行

	国目標値 (令和8年度)	市目標値		備考
		令和8年度	令和11年度	
一般就労移行者数	11人	11人	16人	令和3年度 実績 8人
就労移行支援事業 移行者数	4人	4人	6人	令和3年度 実績 3人
就労継続支援A型事業 移行者数	3人	3人	4人	令和3年度 実績 2人
就労継続支援B型事業 移行者数	4人	4人	6人	令和3年度 実績 3人

(2) 一般就労への移行者が5割以上になる就労移行支援事業所の割合

	国目標値 (令和8年度)	市目標値		備考
		令和8年度	令和11年度	
就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所の5割以上	10割	10割	1事業所のみ

(3) 就労定着支援事業の利用者数

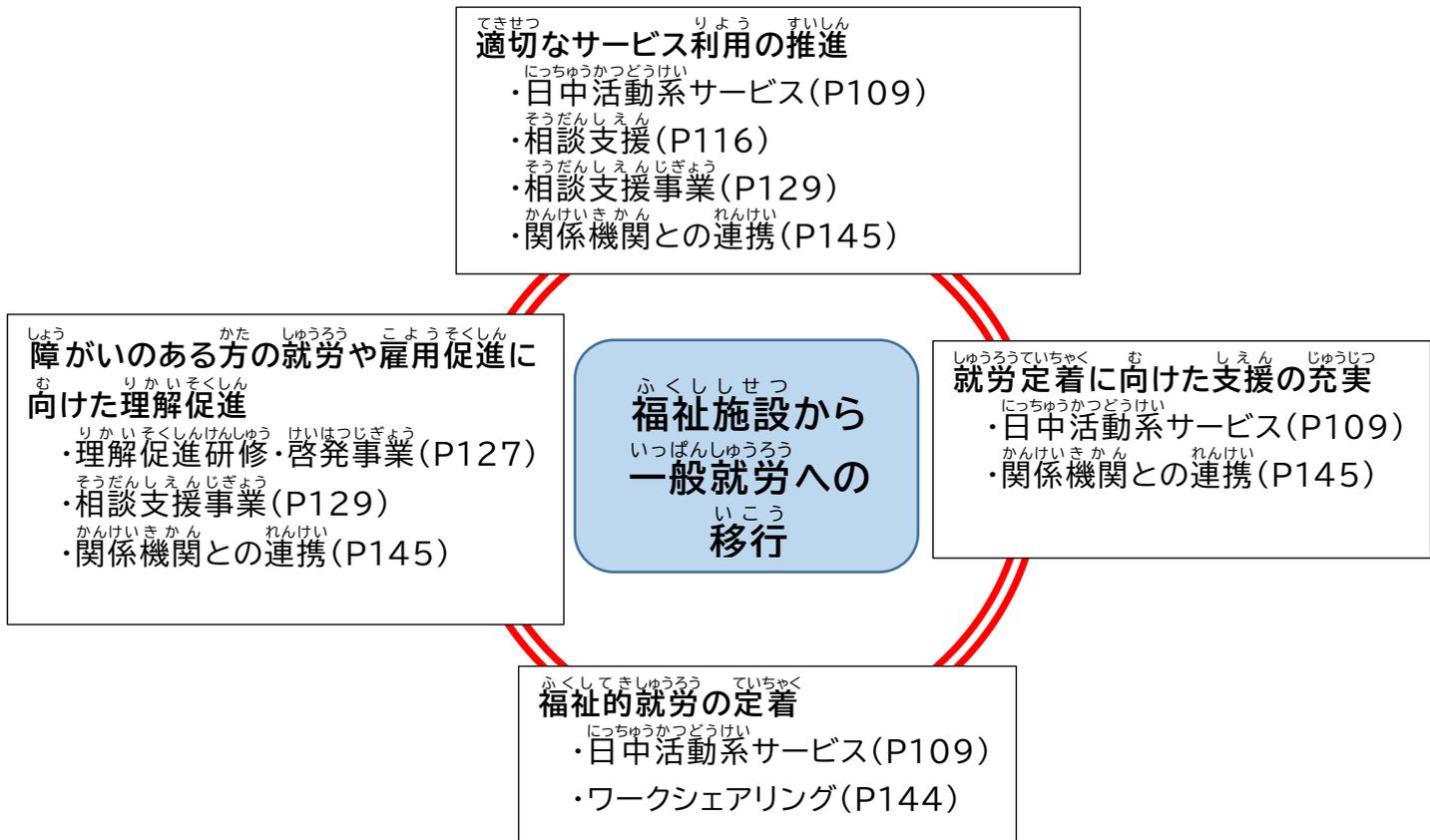
	国目標値 (令和8年度)	市目標値		備考
		令和8年度	令和11年度	
就労定着支援事業の利用者数	5人	5人	8人	令和3年度実績 3人

(4) 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率※が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

	国目標値 (令和8年度)	市目標値		備考
		令和8年度	令和11年度	
就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所全体の2割5分以上	10割	10割	2事業所のみ

※一定期間の就労定着率…就労定着支援事業の利用終了後から、42月以上78月未満の期間(過去6年間の就職者が対象)

2 関連する障がい福祉サービス等



第5 障がい児支援の提供体制の整備等

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
 - 全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所の確保
 - 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
 - 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

1 第3期計画の目標値

第3期障がい児福祉計画では、第2期計画の検証、国の基本指針を踏まえ、障がいのある子どもの支援体制の構築に向けた目標値を次のとおり設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

現在本市には、児童発達支援センターが2箇所設置されており、現時点における各障がい児通所支援事業所との協議状況やアンケートの結果を踏まえ、第3期計画期間中における児童発達支援センターの設置箇所数の目標値を次のとおり設定します。

なお、児童発達支援センターについては、障がいのある子どもとその家族のニーズや事業所運営法人の意向等の状況を踏まえて、目標値以上の拡充を検討します。

また、教育・保育施設や学校等における障がいのある子どもの受け入れや支援のより一層の連携・協力が図られるよう、既存の会議体を活用し、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。

○児童発達支援センターの設置箇所数

	くにもくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	
			れいわねんど 令和8年度	れいわねんど 令和11年度
せつちかしよすう 設置箇所数	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 2箇所	かしよ 2箇所	かしよ 3箇所

○障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制

	くにもくひょうち 国目標値	ほんし 本市の状況	しもくひょうち 市目標値	
			れいわねんど 令和8年度	れいわねんど 令和11年度
すいしんたいせい 推進体制の 構築	こうちく 構築	みこうちく 未構築	こうちく 構築	こうちく 構築

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ4箇所設置されています。

しかしながら、重症心身障がい児や医療的ケア児の利用ニーズが充足されている状況にはないことから、現時点における各障がい児通所支援事業所との協議状況やアンケートの結果を踏まえ、第3期計画期間中における目標値を次のとおり設定します。

○重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

	くにもくひょうち 国目標値	しな 市内 きせつかしよすう 既設箇所数	しもくひょうち 市目標値	
			れいわねんど 令和8年度	れいわねんど 令和11年度
じどうはつたつ 児童発達 しえんじぎょうしよ 支援事業所	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 6箇所
ほうかごとう 放課後等デ イサービス じぎょうしよ 事業所	かしよいじょう 1箇所以上	かしよ 4箇所	かしよ 5箇所	かしよ 6箇所

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本市では、現在、地域自立支援協議会の療育部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けており、第3期計画期間中においても同様に、療育部会において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と協議を行いながら、医療的ケア児の地域生活の支援等の充実を図ります。

また、医療的ケア児が必要な支援を受けながら地域生活を送るため、関係機関の調整を行う医療的ケア児等に関するコーディネーターを第3期計画期間中に配置します。

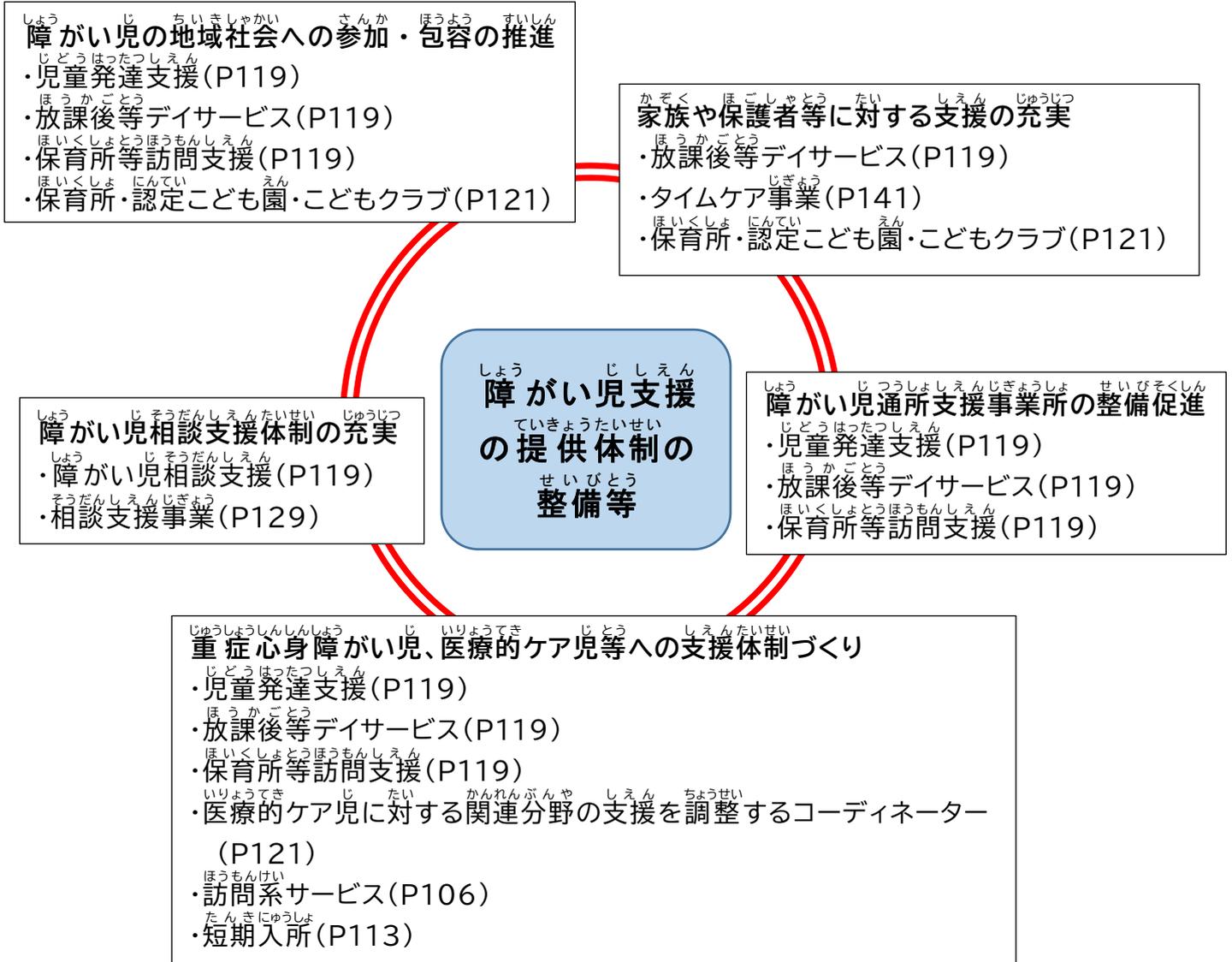
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	くにちもくひょうち 国目標値	ほんし じょうきょう 本市の状況	しもくひょうち 市目標値	
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度
かんけいきかん 関係機関の きょうぎ ば 協議の場の せっち 設置	せっち 設置	せっちずみ 設置済	けいぞく 継続	けいぞく 継続

○医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

	くにちもくひょうち 国目標値	ほんし じょうきょう 本市の状況	しもくひょうち 市目標値	
			れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和11年度
コーディネ ーターの はいち 配置	はいち 配置	みはいち 未配置	はいち 配置	はいち 配置

2 関連する障がい福祉サービス等



第6 相談支援体制の充実・強化等

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 各市町村において、基幹相談支援センターを設置有無の見込みを設定する。
- (2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図るため、以下の取組等の見込みを設定する。
 - ・地域の相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言件数
 - ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 - ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
 - ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- (3) 地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むため、以下の取組等の見込みを設定する。
 - ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
 - ・事例検討会への参加事業者・機関数
 - ・協議会の専門部会の設置数
 - ・協議会の専門部会の実施回数

1 第7期計画の目標値

(1) 基幹相談支援センターの設置

平成25年4月に障がい者総合相談窓口への基幹相談支援機能を付与することで、相談支援体制の充実・強化等の数値目標達成に向けた取り組みを実施してきました。今後は、基幹相談支援センターの設置のあり方等を研究し、設置に努めます。

国目標値	市目標値		備考
	令和8年度末	令和11年度末	
基幹相談支援センターの設置の有無	あり	あり	年度末における目標値

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを設置するまでの間は、基幹相談支援機能を有する障がい者総合相談窓口において、地域の相談支援体制の強化の取組を行うものとし、その取組の見込件数等を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値	し もくひょうち 市目標値		びこう 備考
	れいわ 令和6～8年度	ねんど 令和9～11年度	
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	15件	まいとし 毎年の もくひょうち 目標値
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	12件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	30件	30件	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6件	6件	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	3人	

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

地域自立支援協議会相談部会にサービス提供担当者などの支援関係者を加え、個別事例の検討を行います。この個別事例の検討の実施回数の見込等を目標として設定します。

くにもくひょうち 国目標値	し もくひょうち 市の目標値		びこう 備考
	れいわ 令和6～8年度	ねんど 令和9～11年度	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	まいとし 毎年の もくひょうち 目標値
参加事業者・機関数	23事業者	23事業者	
専門部会の設置数	6部会	6部会	
専門部会の実施回数	12回	12回	

2 関連する障がい福祉サービス等

重層的な相談支援体制による相談機能の充実

- ・日中活動系サービス(P109)
- ・相談支援(P116)
- ・相談支援事業(P129)

基幹障がい者相談支援センターを中心とした関係機関との連携による相談機能の強化

- ・相談支援事業(P129)
- ・関係機関との連携(P145)

相談支援体制の充実・強化

身近な地域の相談窓口の充実

- ・相談支援事業(P129)
- ・関係機関との連携(P145)

福相談支援専門員の安定的確保と質の向上

- ・相談支援(P116)
- ・相談支援事業(P129)

第7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【成果目標(国の目標値)】

- (1) 障がい福祉サービスに係る各種研修の活用
 - ・県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有
 - ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

1 第7期計画の目標値

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

国目標値	市目標値		備考
	令和8年度	令和11年度	
県が実施する研修への市職員参加人数	1人	1人	

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

国目標値	市目標値		備考
	令和8年度	令和11年度	
システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数	あり(1回以上)	あり(1回以上)	

2 関連する障がい福祉サービス等

けんおよ しょうがいふくし えいぎょうじぎょうしょ
県及び障害福祉サービス影響事業所との
れんけい
連携

かんけいきかん れんけい
・関係機関との連携(P145)

しょう しょうがいふくし
障がい福祉サー
ビス等の質の
こうじょう はか
向上を図るため
とりくみ かか
の取組に係る
たいせい こうちく
体制の構築

しんさしはらいきかん れんけい
審査支払機関との連携

かんけいきかん れんけい
・関係機関との連携(P145)

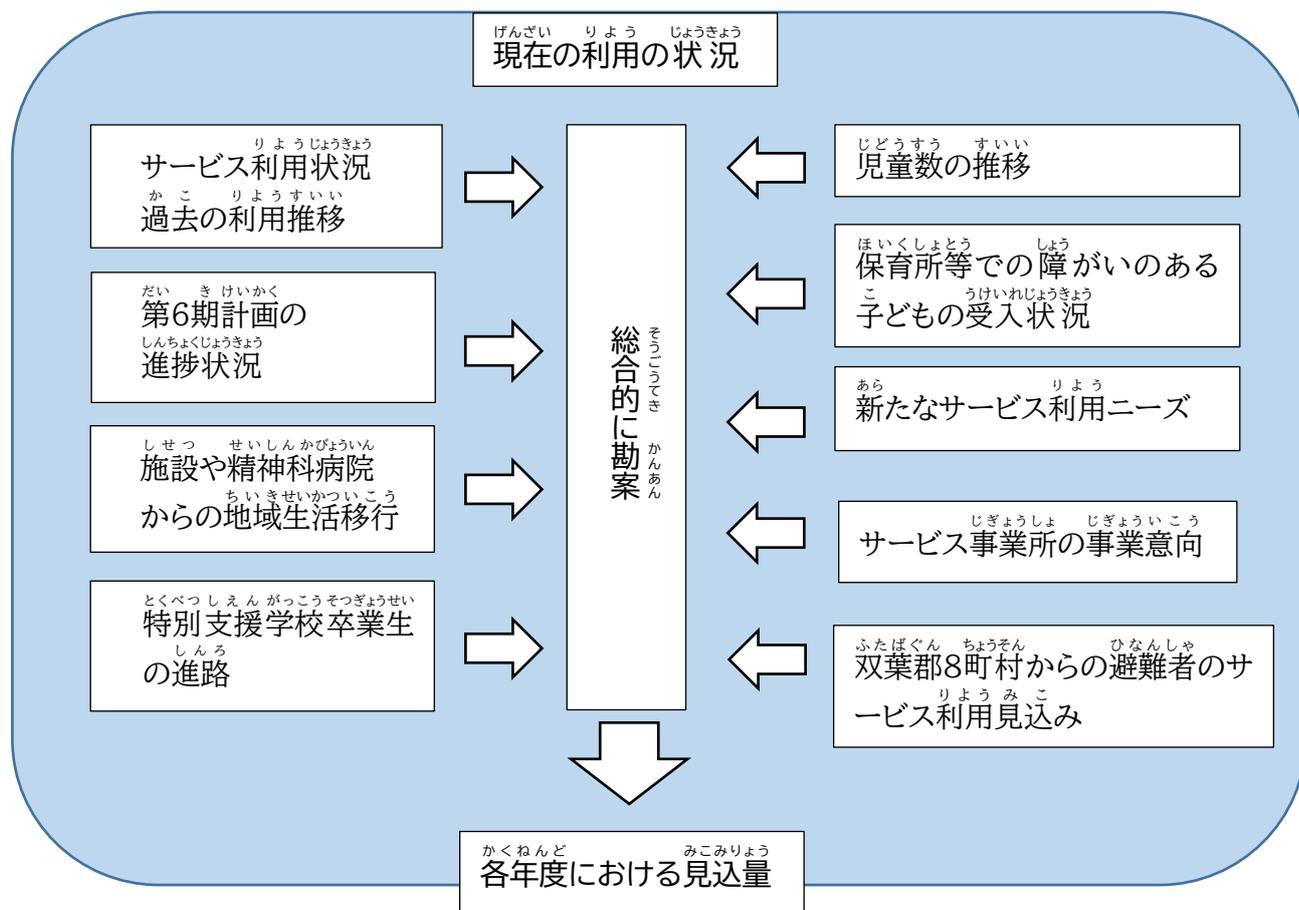
だい せつ
第4節

しょう ふくし およ しょう じつうしよしえんどう みこみりようおよ かくほさく
障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込量及び確保策

だい みこ りようせってい きほんてき かんが かつ
第1 見込み量設定の基本的な考え方

しょう ふくし およ しょう じつうしよしえんどう みこみりよう つぎ じこう そうごうてき
障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込量については、次の事項を総合的に
かんあん さだ
勘案して定めます。

- れいわ ねんどげんざい りよう じようきようおよ りよう すい
・令和5年度現在のサービス利用の状況及びこれまでのサービス利用の推移
- だい きけいかく しんちよくじようきよう れいわ ねんど しんちよくみこみ
・第6期計画における進捗状況(令和5年度は進捗見込)
- にゆうしよしせつおよ せいしんかびよういん ちいきせいかつ いこう よてい
・入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行の予定
- とくべつしえん がっこうそつぎようせい しんろよてい
・特別支援学校卒業生の進路予定
- ちいき じどうすう すい
・地域における児童数の推移
- ほいくしよ にんてい えん ようちえん ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょうどう しよう こ
・保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業等での障がいのある子どもの
うけいれじようきよう
受入状況
- あら りよう
・新たなサービス利用のニーズ
- しょう ふくし およ しょう じしえん かん じぎょう おこな いこう じぎょうしや じようきよう
・障がい福祉サービス及び障がい児支援に関する事業を行う意向のある事業者の状況
- ふたぼぐん ちょうそん ひなんしや りよう みこみ
・双葉郡8町村からの避難者のサービス利用見込み



第2 訪問系サービス

サービスの種類	内容
<p>居宅介護</p>	<p>居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p>
<p>重度訪問介護</p>	<p>重度の肢体不自由や重度の知的障がいのある人又は精神障がいのある人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p>
<p>同行援護</p>	<p>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p>
<p>行動援護</p>	<p>障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。</p>
<p>重度障害者等 包括支援</p>	<p>重度の障がいのある人等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。</p>

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

訪問系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
住宅 介護	実施箇所数	23(2)	23(2)	23(2)	24(2)	24(2)	24(2)
	実利用者数	170	170	170	175	175	175
	うち児童分	5	5	5	5	5	5
	の延べ 利用時間	28,707	28,707	28,707	29,551	29,551	29,551
	うち児童分	515	515	515	515	515	515
重度 訪問 介護	実施箇所数	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
	実利用者数	7	7	7	8	8	8
	の延べ 利用時間	2,420	2,420	2,420	2,766	2,766	2,766
同行 援護	実施箇所数	7(7)	7(7)	7(7)	8(7)	8(7)	8(7)
	実利用者数	29	29	29	30	30	30
	の延べ 利用時間	4,047	4,047	4,047	4,187	4,187	4,187
行動 援護	実施箇所数	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
	実利用者数	13	13	15	15	17	17
	うち児童分	3	3	4	4	5	5
	の延べ 利用時間	593	593	684	684	775	775
	うち児童分	5	5	5	5	5	5
重度 障害者 等 包括 支援	実施箇所数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	の延べ 利用時間	0	0	0	0	0	0

ほうもんけい ひつよう みこみりょうかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○訪問系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

ていきょうたいせい かくほ
【サービス提供体制の確保】

○福祉施設入所者の地域移行も見据え、日常生活において支援を要する障がいのある人の地域生活の基礎となる訪問系サービスの提供体制確保が必要です。関係機関との連携などにより、サービス提供事業所の人員体制の強化や、新規事業所の参入、介護保険分野の事業所から障がい分野への参入促進に努めていきます。

○早朝、夜間、深夜帯における居宅介護並びに重度訪問介護サービスの提供体制の十分な確保が必要です。サービス提供事業所へ体制整備に向けた理解の促進や同行援護並びに行動援護に係る研修について、受講しやすい仕組みとなるよう県に要望していきます。

しつ こうじょう
【サービスの質の向上】

○地域自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等連携推進会議において、訪問系サービスに関する様々な課題の共有や解決に向けた事業所相互の連携強化を図ります。また、有資格者を増やすための研修機会の確保・スキルアップ研修の実施などに取り組み、より利用しやすく質の高いサービスの提供体制の整備を図っていきます。

じんざいかくほ む とく く
【人材確保に向けた取り組み】

○ヘルパー不足やその確保については、全国的な問題であることから、就労していない有資格者と事業所間とのマッチング、処遇改善、地位の向上への取組などの課題を国・県と共有しながら、事業所の拡充や新規参入の促進に努めていきます。

第3 日中活動系サービス

サービスの種類	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に対し、事業所内や企業における実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探しなどの就労支援を行うサービスです。
就労継続支援 A型	一般企業などに就労することが困難な人に対して、就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために必要な支援などを雇用契約に基づいて行うサービスです。
就労継続支援 B型	生産活動などに関する知識向上や維持が期待される人に対し、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上に向けた支援を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、事業所や家族等との連絡調整、指導・助言等の支援を行うことにより就労の継続を支援するサービスです。
就労選択支援	就労を目指す人に対し、関係機関と連携しながらアセスメントを行い、その方の希望や能力に合った職業や福祉サービスへつなげるサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持、向上などのための支援が必要な身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法などの身体機能のリハビリテーション、歩行訓練などを行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、自立した地域生活を営む上で必要となる日常生活能力、社会生活能力の維持、向上を図るためのサービスです。
生活介護	常時介護を要する一定以上の障がい程度の障がいのある人に対し、日中の時間帯において、入浴、排泄、食事などの介護や活動の提供などを行うサービスです。

第7期計画における各年度の見込量

実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

日中活動系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	実施箇所数	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)	1(5)
	実利用者数	27	9	11	13	14	15
	延べ利用回数	1,512	1,950	2,380	2,810	3,030	3,240
就労継続支援A型	実施箇所数	5(2)	5(2)	5(3)	5(3)	5(3)	5(4)
	実利用者数	65	65	70	70	70	75
	延べ利用回数	13,130	13,130	14,140	14,140	14,140	15,150
就労継続支援B型	実施箇所数	16(13)	17(13)	18(13)	19(13)	20(13)	21(13)
	実利用者数	398	407	415	424	433	442
	延べ利用回数	65,700	67,080	68,490	69,930	71,400	72,900
就労定着支援	実施箇所数	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
	実利用者数	3	4	5	6	7	8
	延べ利用回数	36	48	60	72	84	96
就労選択支援	実施箇所数		1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	実利用者数		20	23	25	27	30
	延べ利用回数		400	460	500	540	600

じつすう しな い ない しが い じぎょうしよすう
 実数は市内のみ、()内は市外のみの事業所数

にっちゆうかつどうけい 日中活動系サービス		れい わ ねん ど 令和6年度	れい わ ねん ど 令和7年度	れい わ ねん ど 令和8年度	れい わ ねん ど 令和9年度	れい わ ねん ど 令和10年度	れい わ ねん ど 令和11年度
じりつ 自立 くんれん 訓練 きのう 機能 くんれん 訓練)	じっしかしよすう 実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	じつりようしゃすう 実利用者数	1	1	1	1	1	1
	の りよう 延べ利用 かいすう 回数	65	65	65	65	65	65
じりつ 自立 くんれん 訓練 せいかつ 生活 くんれん 訓練)	じっしかしよすう 実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	じつりようしゃすう 実利用者数	2	2	3	3	3	3
	の りよう 延べ利用 かいすう 回数	386	386	386	386	386	386
せいかつ 生活 かいご 介護	じっしかしよすう 実施箇所数	12(25)	12(26)	12(26)	13(26)	13(26)	14(26)
	じつりようしゃすう 実利用者数	287	295	303	311	320	329
	の りよう 延べ利用 かいすう 回数	60,270	61,950	63,630	65,310	67,200	69,090

【^{にちちゅうかつどうけい}日中活動系サービスの^{ひつよう みこみりょうかくほ}必要な見込量確保のための^{ほうさく とりくみ ほうこう}方策と取組の方向】

【^{しょう とうせい おう しえんたいせい かくほ}障がい特性に応じた支援体制の確保】

○^{しょう}障がいのある人の^{ひと にちじょうせいかつ}日常生活をより^{じゅうじつ}充実したものとしていくためには、^{ほんにん たい}本人に対するアセスメントを^{てきかく おこな}的確に行い、^{てきせつ}適切なサービスにつなげることが必要です。^{ひつよう ひ つづ}引き続き、^{ほんにん きぼう}本人が希望する^{しゅうろう かいご せいかつのうりよく こうじょう かいごしゃ きゅうそく かくほとう}就労や介護、生活能力の向上、介護者の休息の確保等のため、^{そうだん きかん いりょうきかんとう}相談機関や医療機関等と^{れんけい}連携しながら、^{さら}更なるサービス提供体制の^{ていきょうたいせい きょうか と}強化に取り組みます。

^{せいかつかいご}生活介護については、^{りょう たか}利用ニーズが高いにも関わらず、^{かか}提供体制や事業所数が^{ていきょうたいせい じぎょうしよすう じゅうぶん}十分ではない^{げんじょう}現状があります。^{こんご あ}今後、ニーズに合った^{ていきょうたいせい じゅうじつ む}提供体制の充実に向けて、^{けん れんけい はか}県と連携を図りながら^{じんざいいくせい じぎょうしよ かくじゅう しん きさんにゅう そくしん つと}人材育成や事業所の拡充、新規参入の促進に努めていきます。

【^{しゅうろうていちゃく む しえん じゅうじつ ふくしてきしゅうろう ていちゃく}就労定着に向けた支援の充実】【^{ふくし}福祉的就労の定着】

○^{しゅうろうしえん}就労支援については、^{けん かんけいきかん じぎょうしよとう れんけい はか}県や関係機関、事業所等と^{しゅうろういこうしえん じゅうろう}連携を図りながら、^{けいぞくしえんとう}就労移行支援や就労^{ていきょうたいせい かくほ む じぎょうしよ しえんりよく きょうか あら じぎょうしや}継続支援等のサービスの提供体制の確保に向け、^{さんにゅう む はたら おこな}事業所の支援力の強化や新たな事業者の参入に向けた^{おこな}働きかけを行います。

また、あわせて、^{しょうがいしやしゅうぎょう せいかつしえん}ハローワークや障害者就業・生活支援センター、^{きぎょうとう}企業等とともに、^{しゅうろう}就労^{けいぞくしえん いったんしゅうろう いこう ふくしぶんや しょうこうぎょう のうぎょうぶんや れんけいきょうかとう とりくみ}継続支援から一般就労への移行や福祉分野と商工業、農業分野との^{れんけいきょうかとう}連携強化等の取組を^{すす}進めます。

^{くわ}加えて、^{あら}新たに^{はじ}始まる^{しゅうろうせんたくしえん}就労選択支援のほか、^{しゅうろうていちゃくしえんとう}就労定着支援等のサービスの^{ていきょうたいせい}提供体制の^{せいび}整備に努め、^{せいび つと}障がいのある方の^{かた}適切な^{てきせつ}職業選択や福祉サービスの^{りょう}利用、^{しゅうろう ていちゃくとう}就労の定着等の^{そくしん}促進につなげます。

【^{てきせつ}適切なサービス利用の推進】

○^たその他の日中活動系サービスについても、^{りょうきぼうしやひとり}サービス利用希望者一人ひとりが、^{みぢか ちいき}身近な地域において、^{ほんにん きぼう しょう}本人の希望や障がいの^{じょうたい おう}状態に応じた^{てきせつ}適切なサービスを利用することができるよう、^{ちいきじりつしえんきょうぎかい しょう ふくし}地域自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所等^{じぎょうしよとうれんけいすいしんかいぎとう}連携推進会議等において^{かんけい}関係機関の^{きかん れんけいきょうか はか}連携強化を図りながら、^{ていきょうたいせい じゅうじつ つと}サービス提供体制の充実^{そくしん}に努めます。

第4 居住系サービス

サービスの種類	内容
短期入所	在宅で障がいのある人の介護を行う人が、自らの負担軽減や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に障がいのある人を介護できない場合に、障がいのある人が入所施設を短期間利用するサービスです。
療養介護	医療と常時の介護が必要な一定以上の障がい程度の障がいのある人に対し、療養上の管理や医学的管理のもとにおける介護などを行うサービスです。
共同生活援助	共同生活する住まいを提供するとともに、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです。 共同生活援助には、介護サービスを外部に委託する外部サービス利用型、当該グループホームが介護サービスを提供する介護サービス包括型、当該グループホームが介護サービスを提供し、かつ、日中及び夜間を通じて職員を配置する日中サービス支援型の3つの種類があります。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

だい きけいかく かくねんど みこみりよう 第7期計画における各年度の見込量		じっすう しな い ない しがい じぎょうしよすう 実数は市内のみ、()内は市外のみ ^の 事業所数					
きよじゆうけい 居住系サービス		れい わ ねん ど 令和6年度	れい わ ねん ど 令和7年度	れい わ ねん ど 令和8年度	れい わ ねん ど 令和9年度	れい わ ねん ど 令和10年度	れい わ ねん ど 令和11年度
たん き 短期 にゆうしよ 入所	じっし か しよすう 実施箇所数	3(4)	3(4)	3(4)	3(4)	3(4)	3(4)
	じつり ようしやすう 実利用者数	88	88	88	89	90	90
	うち じどうぶん 児童分	8	8	9	9	10	10
	の りよう 延べ利用 じかん 時間	2,771	2,771	2,780	2,780	2,789	2,789
	うち じどうぶん 児童分	71	71	80	80	89	89
りようよう 療養 かいご 介護	じっし か しよすう 実施箇所数	0(4)	0(4)	0(4)	0(4)	0(4)	0(4)
	じつり ようしやすう 実利用者数	15	15	16	16	16	16
きやうどう 共同 せいかつ 生活 えんじよ 援助	じっし か しよすう 実施箇所数	69(22)	70(22)	71(22)	72(22)	73(22)	74(22)
	じつり ようしやすう 実利用者数	243	246	249	252	255	258
しせつ 施設 にゆうしよ 入所 しえん 支援	じっし か しよすう 実施箇所数	2(21)	2(21)	2(20)	2(20)	2(20)	2(20)
	にゆうしよしやすう 入所者数 ねんどまつ (年度末)	128	128	127	127	127	126

○居住系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

【地域生活への移行や親亡き後を見据えた取組】

○病院や施設からの地域生活への移行、親元からの自立や親亡き後を見据えた利用などに備え、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、短期入所や共同生活援助の拡充に向け、県と連携を図りながら、事業所の拡充や新規参入の促進に努めます。

【短期入所事業所の拡充】

○短期入所については、家族が希望する日数や曜日に利用できないことがあるため、県と連携を図りながら、介護保険サービスのショートステイ事業所等による共生型短期入所サービスや、病院等による医療型短期入所サービスの提供基盤の確保に努めます。

また、介護者の急病等に対応するため地域生活支援拠点等事業による緊急時入所事業の継続に努めます。

合わせて、障がいのある子どもを対象とした短期入所施設が少ないことから、18歳以上を対象とした施設において児童の受入体制を構築するなど、サービス提供体制の拡充に努めます。

【グループホーム等の整備促進】

○共同生活援助については、病院や施設から地域移行をする人や、身近に支援者がいる環境での生活を希望する人の住まいとしてのニーズが高い状況です。

また、重度の身体障がいがある人、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいがある人への対応が可能な事業所が不足しているため、県と連携を図りながら提供基盤の拡充に努めます。

だい 5 相談支援系サービス

サービスの種類	内容
<p>けいかくそうだんしえん 計画相談支援</p>	<p>みづか かだい かいけつ りようちようせい こんなん しょう ひと 自ら課題の解決やサービスの利用調整が困難な障がいのある人を たいしょう かだい かいけつ てきせつ りよう む そうだんしえん せんもんいん 対象に、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、相談支援専門員 がサービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング、サービスの調整 とう おこな 等を行うサービスです。</p>
<p>ちいきいこうしえん 地域移行支援</p>	<p>しょう しゃしえん しせつとう にゆうしょ しょう ひとまた せいしんかびょういん 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院 にゆういん せいしんしょう ひと たいしょう す かくほ に入院している精神障がいのある人を対象に、住まいの確保をはじめと してちいきせいかつ いこう かつどう かん しえん おこな 地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。</p>
<p>ちいきていちゃくしえん 地域定着支援</p>	<p>たんしん せいかつ きんきゅうじ しえん み こ しょう ひととう たいしょう 単身で生活し緊急時の支援が見込めない障がいのある人等を対象 に、じょうじ れんらくたいせい かくほ しょう とくせい げんいん しょう きんきゅう 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の じたい ほうもん しえん おこな 事態において訪問、支援などを行います。</p>
<p>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</p>	<p>にゆうしょしせつ とう ひとりぐ しょう ひと 入所施設やグループホーム等から一人暮らしをする障がいのある人を たいしょう ていきてき じゅんかいほうもん ずいじ たいおう えんかつ ちいきせいかつ 対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に む そうだんじょげんとう おこな 向けた相談助言等を行うサービスです。</p>

だい きけいかく かくねんど みこみりょう 第7期計画における各年度の見込量		じっすう しな い ない しがい じぎょうしよすう 実数は市内のみ、()内は市外のみ ^の 事業所数					
そうだんしえんけい 相談支援系サービス		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
けいかく 計画 そうだん 相談 しえん 支援	じっしかしよすう 実施箇所数	16(24)	16(24)	17(24)	17(24)	18(24)	18(24)
	じつりようしやすう 実利用者数	892	898	903	908	914	919
ちいき 地域 いこう 移行 しえん 支援	じっしかしよすう 実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)
	じつりようしやすう 実利用者数	2	2	3	3	3	3
ちいき 地域 ていちゃく 定着 しえん 支援	じっしかしよすう 実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)
	じつりようしやすう 実利用者数	1	2	3	4	5	6
じりつ 自立 せいかつ 生活 えんじよ 援助	じっしかしよすう 実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
	じつりようしやすう 実利用者数	2	4	6	8	10	12

相談支援系サービスの必要な見込量確保のための方策と取組の方向

【計画相談支援の質の向上と安定した提供基盤の確保】

○計画相談支援については、障がい福祉サービスの利用者数の増加が見込まれ、引き続きニーズは高いことから、提供基盤の拡充に努めます。

また、提供事業所の整備が進む一方で、配置されてる相談支援専門員数が1～2人のみの小規模事業所が増加しており、提供するサービスの中立性や公正性の担保や安定的な事業運営が課題となっています。

今後は、より中立・公正かつ質の高いサービス提供と事業運営の安定化を図るため、複数の事業所間で相互にサービス内容をチェックするなどした場合、高い報酬算定が可能となる仕組みである「複数事業所の協働による体制の確保」の活用を促進に努めます。

【地域移行・定着支援の提供基盤の拡充】

○地域移行・定着支援については、提供事業所が限られており実利用者も少ないことから、地域移行が全体的に推進されるよう、施設入所者や精神科入院患者等に対する地域移行の啓発を行うとともに、県と連携を図りながら、提供基盤の拡充に努めます。

【自立生活援助の提供基盤の確保】

○自立生活援助については、単独事業では採算性が見込みにくいなどの理由により提供事業所の確保には至っていません。しかし、施設・病院からの地域移行や親元からの自立などによって単身生活をはじめたばかりの人など、地域生活に特に不安を感じている障がいのある人が、地域で安心して生活するためにはとても重要なサービスであることから、提供基盤の確保に努めます。

第6 障がい児支援

サービスの種類	内容
<p>児童発達支援</p>	<p>未就学の障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービスです。</p>
<p>放課後等 デイサービス</p>	<p>就学している障がいのある子どもを対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。</p>
<p>保育所等 訪問支援</p>	<p>保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などに通う障がいのある子どもを対象に、これらの施設を訪問し集団生活への適応のために専門的な支援を行うサービスです。</p>
<p>居宅訪問型 児童発達支援</p>	<p>重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。</p>
<p>障がい児相談 支援</p>	<p>児童発達支援などを利用している障がいのある子どもとその家族を対象に、生活上の様々な課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング、サービスの調整等を行うサービスです。</p>

第3期障がい児福祉計画における各年度の見込量

1 障がい児通所支援

【第3期計画における各年度の見込量】

実数は市内のみ、()内は市外のみ^{の事業所数}

障がい児通所支援		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	実施箇所数	14(3)	14(3)	15(3)	15(3)	16(3)	16(3)
	実利用者数	154	170	187	206	227	250
	延べ利用回数	9,086	10,030	11,033	12,154	13,393	14,750
放課後等 デイサー ビス	実施箇所数	16(6)	16(6)	17(6)	17(6)	18(6)	18(6)
	実利用者数	236	253	271	291	312	335
	延べ利用回数	26,196	28,083	30,081	32,301	34,632	37,185
保育所等 訪問支援	実施箇所数	5(0)	5(0)	6(0)	6(0)	7(0)	7(0)
	実利用者数	78	85	92	100	109	118
	延べ利用回数	468	508	553	601	653	710
居宅 訪問型 児童発達 支援	実施箇所数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延べ利用回数	0	0	0	0	0	0

2 障がい児相談支援

【第3期計画における各年度の見込量】

実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

障がい児相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	11(4)	12(4)	12(4)	13(4)	14(4)	14(4)
実利用者数	355	378	403	429	457	487

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【第3期計画における各年度の見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
コーディネーターの配置人数	1	1	1	2	2	2

4 障がいのある子どもに対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【第3期計画における各年度の見込量】

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)	定量的な目標(見込み)(人)					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所	24	24	24	24	24	24	24
認定こども園	64	64	64	64	64	64	64
こどもクラブ	101	101	101	101	101	101	101

療育手帳や身体障害者手帳を所持する子ども、障がい児通所支援を利用する子ども、障がい児保育事業・心身障がい児教育事業の対象である子ども、特別支援学級に在籍する子どもの人数から、それぞれの事業における必要量(人数)を見込みました。

第3期計画の各年度では、これらの子どもの保護者から利用希望があった場合は、基本的に希望者全員を受け入れていくことを示しています。

しょう じしえん ひつよう みごみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○障がい児支援の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

しょう じつうしよしえん ていきょうたいせい かくほ しつ こうじよう
【障がい児通所支援の提供体制の確保と質の向上】

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、利用のニーズが高まっており、その傾向は今後も継続するものと見込まれます。そのため、新規法人の参入も含めた新規事業所の開設や既存事業所の定員増加など、さらなるサービス提供体制の確保に努めるとともに、児童発達支援センターを中心とした事例検討や研修等の地域全体の連携した取組によって、地域の障がい児通所支援事業所全体の支援の質の向上を図っていきます。

なお、児童発達支援センターの設置箇所数については、障がいのある子どもとその家族のニーズや事業所運営法人の意向等を踏まえて拡充を検討します。

また、居宅訪問型児童発達支援については、事業所アンケート等の結果を踏まえて本計画期間中の目標値は0としますが、引き続き関係機関へ情報提供を行い、新規参入の促進に努めます。

しょう じ ちいきしゃかい さんか ほうよう すいしん
【障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進】

○障がい児通所支援事業所の職員が教育・保育施設や学校等へ訪問する保育所等訪問支援を活用することで、障がい特性の理解促進や支援ノウハウの共有を図り、それぞれの機関における支援力の向上や障がいのある子どもの活動しやすい環境づくりにつなげていきます。

しょう じ かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ しつ こうじよう
【障がい児やその家族に対する相談支援体制の充実と質の向上】

○障がい児相談支援については、障がい児通所支援の利用ニーズの高まりに伴い、今後も利用者が増えていくものと見込まれます。障がい児相談支援は、障がいのある子どもの成長やその家族の状況に寄り添った相談支援や支援機関をつなぐ中心となる重要な役割が期待されています。今後も引き続き、障がい者総合相談窓口の研修等を通じた相談支援専門員のスキル向上を図りながら、新規事業所の開設や既存の事業所の提供体制の強化に努めます。

いりようてき じ たい しえんたいせい じゅうじつ
【医療的ケア児に対する支援体制の充実】

○本計画期間中に医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族が抱える課題解決や各種支援の調整を行うことで、家族支援を含めた医療的ケア児の地域における「育ち」や「暮らし」を支えていく体制を構築します。

【早期発見・早期支援の実施体制の整備】

○発達障がい児を早期発見・早期支援するため、各種健診や教育・保育施設、医療機関との連携を今後も継続するとともに、家族等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識を得ることで、家庭における適切な対応ができるよう支援体制の整備に努めます。

【子ども・子育て支援等の提供体制の整備】

○障がいのある子どもに対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備にあたっては、障がいのある幼児、児童の教育・保育施設の利用状況を踏まえ、見込み値を算出しました。障がいのある子どもの利用意向があった場合、原則的に全員が利用できる体制を整備していく方針として、今後も引き続き障がいのある子どもの子育て支援施策の充実に努めます。

この他、障がい児への支援については、「子ども・子育て事業支援計画」との整合を図りながら、関係機関との緊密な連携のもと、一層の充実に努めます。

第5節 地域生活支援事業の実施に関する事項

第1 基本的な考え方

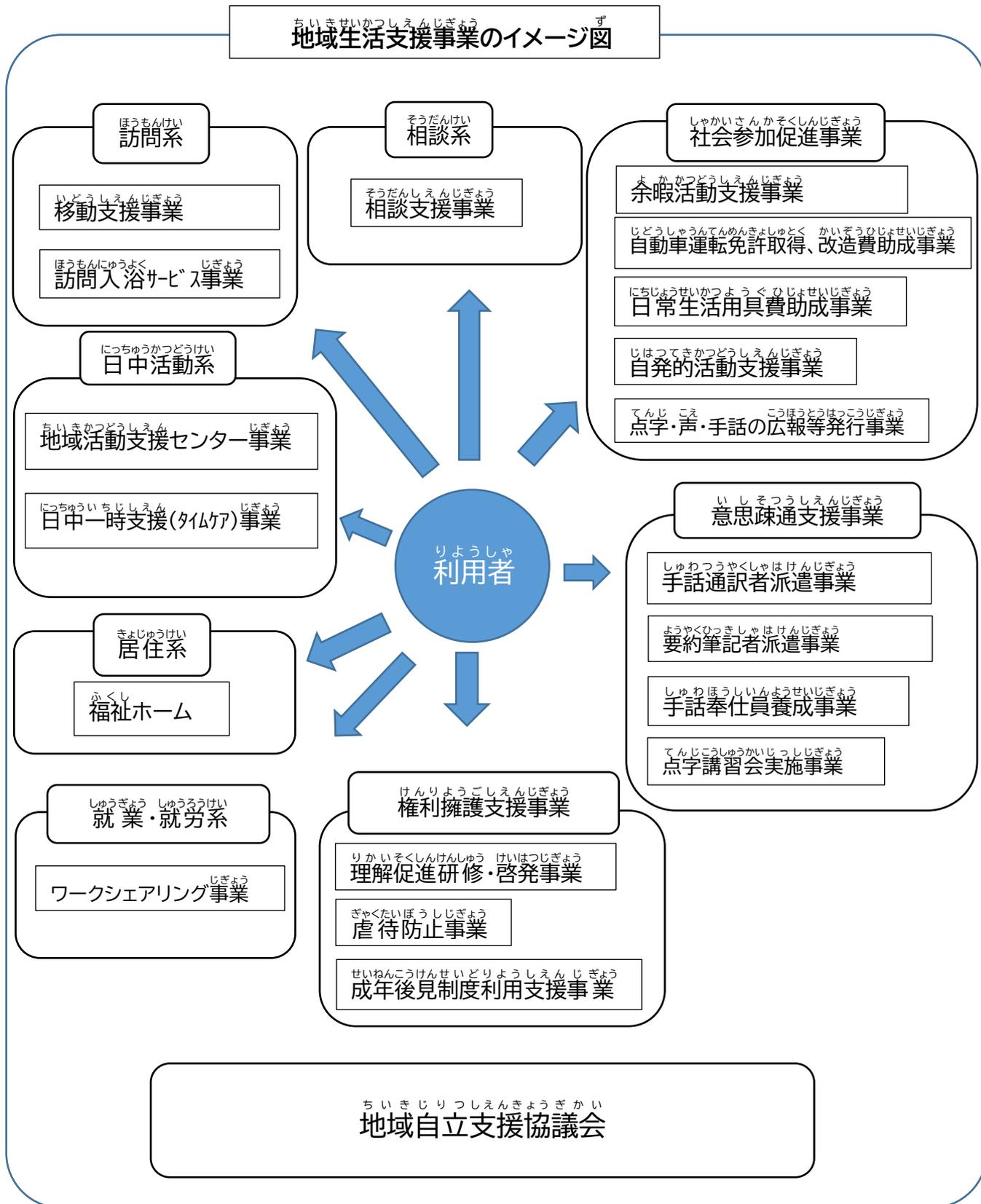
地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。国の基本指針に掲げる以下「7つの成果目標」の達成に向けて、障がい福祉サービスと共に整備を進めていきます。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行(P83)
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(P86)
- ③ 地域生活支援の充実(P89)
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等(P93)
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等(P96)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等(P100)
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P103)

【見込量設定の基本的な考え方】

第4節「障がい福祉サービスと障がい児通所支援等の見込量及び確保策について」と同様の考え方に基づき、令和5年度現在のサービス利用の状況及びこれまでの利用状況や第6期計画の進捗状況、新たなサービス利用のニーズ等を総合的に勘案して定めます。

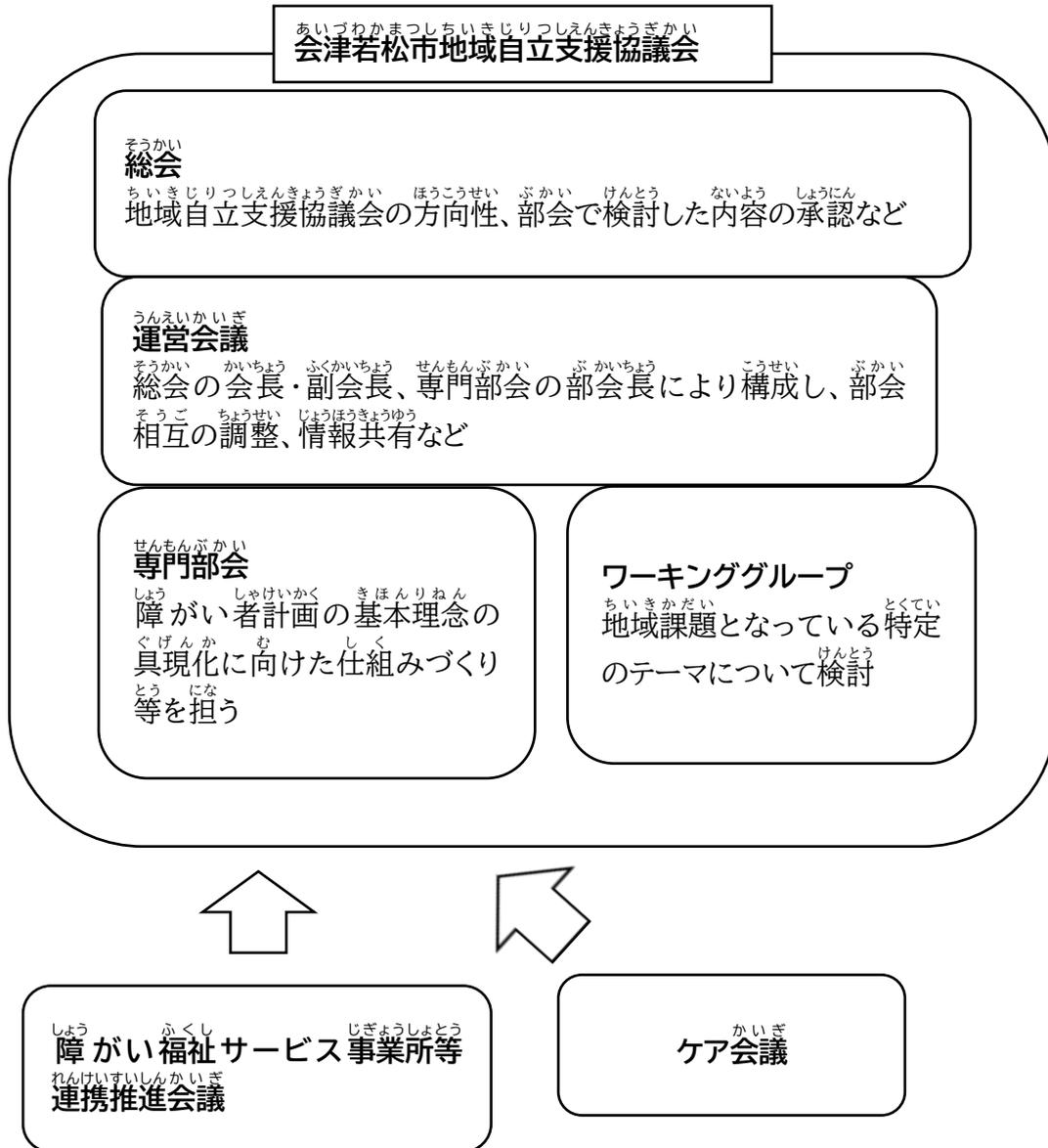
ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業のイメージ図



第2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、障がいのある人が地域で自分らしい生活を営むための支援体制を構築することを目的として、平成19年1月に設置(平成24年度の法改正により協議会を再編し、会議形式から、市が法律に基づく組織として設置)しています。

具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や団体、民間事業者などで構成し、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に掲げる仕組みづくりや同計画の進行管理、個別事例の検討による地域のサービス基盤の開発や改善、障がい福祉サービス事業所等連携推進会議や支援会議から見出された地域課題の解決などを担っています。



第7期計画における各年度の見込量

地域自立支援協議会	令和6～11年度
実施の有無	あり

○地域自立支援協議会の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

地域自立支援協議会については、福祉の枠組みを超えた幅広い連携・ネットワークをより一層強化しながら、主に次の取組を行っていきます。

- ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標達成に向けた取組
- ・相談支援及び障がい児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保
- ・サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の質の向上
- ・個別事例の検討による地域のサービス基盤の開発や改善
- ・地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化
- ・施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発
- ・障がい者虐待防止のための関係機関等との連携強化
- ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理(P D C Aサイクル)

第3 理解促進研修・啓発事業

市民に対して障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

第7期計画における各年度の見込量

理解促進研修・啓発事業	令和6～11年度
実施の有無	あり

○理解促進研修・啓発事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮推進のため、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人への理解を深めることができるよう、理解促進に取り組めます。
- ・障がい者差別解消や障がい理解のための出前講座、地域自立支援協議会だよりの発行、市政だより等を活用した広報活動をしていきます。
- ・「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」に基づき、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段の理解促進に取り組めます。

第4 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族団体、地域住民団体等の自発的活動を支援する事業です。地域全体で障がいのある人を支え合う共生社会の実現を目指します。

具体的には、ピアサポートの実施、災害対策活動、孤立防止活動、社会復帰活動、ボランティア養成・活動に対する支援などがあります。

第7期計画における各年度の見込量

自発的活動支援事業	令和6～11年度
実施の有無	あり

○自発的活動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・障がい者団体等活動費補助制度について、関係団体等へ分かりやすい説明、広報を行うとともに、市民との交流を促進する活動を紹介し、周知を行います。

第5 相談支援事業

本市では、相談支援事業として以下の4つの事業を実施し、障がいのある人やその家族等からの様々な相談対応を行うとともに、障がいのある人の虐待の防止等、権利擁護に関する援助を行っています。

種類	内容
基幹障がい者相談支援事業(基幹相談支援センター事業)	地域の相談支援体制の強化を図るため、その中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備する事業です。
地域障がい者相談支援事業	身近な地域においてきめ細かな相談支援を提供できるように、市内7つの日常生活圏域ごとに「地域障がい者相談窓口」を整備する事業です。
居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人を支援する事業です。
障がい者虐待防止事業	「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人の虐待に関する相談等に応じるとともに、虐待通報や届出を受理し早期対応等を行う事業です。

本市では、平成12年に「会津若松市障がい者総合相談窓口」を整備し、障がい者相談支援事業を実施しております。平成19年4月には「居住サポート」の機能を付加し、住まいの確保に係る支援も提供しています。また、平成25年には「基幹相談支援」の機能も付加し、地域の中核的な相談機関として位置づけました。

その後、市内7つの日常生活圏域ごとに、より身近な地域における相談窓口として「地域障がい者相談窓口」の整備を計画し、平成25年から整備を開始し、第6期計画期間においては、2ヶ所増設しました。

さらに、平成24年度に創設された「計画相談支援」が、障がい福祉サービス利用者への導入が必須になったことを受け、「計画相談支援」を提供する「相談支援事業所」の整備も進んでいます。

本市では、以上の「障がい者総合相談窓口」「地域障がい者相談窓口」「相談支援事業所」による重層的な相談支援体制を構築し、障がいのある人やその家族等からの様々な相談に対応しています。

また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待の防止に取り組み、虐待への早期対応体制を整備するため、同月、「障がい者虐待防止センター」を設置しています。さらに平成27年度に高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを組織し、地域全体で虐待の防止等に取り組む体制を構築しています。

【本市の日常生活圏域】※会津若松市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画抜粋

日常生活圏域とは、概ね30分以内に駆けつけられる区域とされ、本市では地域コミュニティの単位である小学校複数単位を基本として人口規模等に配慮して設定しています。

圏域名	小学校区域
若松第1圏域	行仁、鶴城、東山小
若松第2圏域	謹教、城西、小金井小
若松第3圏域	城南、門田、大戸小
若松第4圏域	城北、神指、日新、永和小

圏域名	小学校区域
若松第5圏域	一箕、松長、湊小
北会津圏域	荒館、川南小
河東圏域	河東学園

【障がい者相談窓口の設置経過】

設置時期	窓口名称	支援対象小学校区域
平成12年10月	障がい者総合相談窓口	市内全域
平成25年10月	第2地域障がい者相談窓口	謹教・城西・小金井小
平成29年12月	第5地域障がい者相談窓口	一箕・松長・湊小
令和5年1月	第3地域障がい者相談窓口	門田・城南・大戸小
令和5年10月	北会津地域障がい者相談窓口	荒館・川南小

第7期計画における各年度の見込量

相談支援事業		令和6～7年度	令和8～11年度
基幹障がい者相談 支援事業（基幹相談 支援センター事業）	基幹相談支援センタ ーの設置の有無	あり 有 （機能付与）	あり 有
地域障がい者相談 支援事業	地域障がい者相談 窓口整備済の圏域数	6	7
居住サポート事業	実施の有無		あり 有
障がい者虐待防止 事業	実施の有無		あり 有

相談支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・基幹障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター事業）について、基幹相談支援センターを
 設置するまでの間は、障がい者総合相談窓口へ基幹相談支援機能を継続的に付与し、引き
 続き、相談支援体制の充実・強化に取り組めます。今後は、基幹相談支援センターの設置のあ
 り方等を研究し、設置に努めます。
- ・地域障がい者相談支援事業については、今後も、残る未整備圏域への地域障がい者相談
 窓口の整備に努めます。
- ・居住サポート事業については、今後も、その機能の維持に努めます。
- ・障がい者虐待防止事業については、今後も、関係機関と連携した障がい者虐待防止の取組
 を実施します。

だい せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう
第6 成年後見制度利用支援事業

ちてきしょう せいしんしょう ほんだんのうりよく ふじゅうぶん ひと けんり ようご せいねんこうけんせいど
 知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の
 りよう しえん じぎょう もうしたてしや かた しちょうもう た ほうしゅう しほら むずか かた
 利用を支援する事業です。申立者がいない方の市長申し立てや報酬の支払いが難しい方への
 ほじょ ほうじんこうけん おこな だんたい しえん おこな
 補助、法人後見を行う団体の支援などを行います。

だい きけいかく かくねんど みこみりよう
第7期計画における各年度の見込量

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
じつりようしやすう 実利用者数	21	22	23	24	25	26
せいねんこうけんせいどほうじんこうけん 成年後見制度法人後見 しえんじぎょう じつし うむ 支援事業 実施の有無	あり 有					

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○成年後見制度利用支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- あいづわかまつしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく もと せいねんこうけんせいど りよう ひつよう かた
 ・ 会津若松市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要な方を
 そうき はっけん かた じんけん まも あいづけんりようご せいねんこうけん
 早期に発見し、その方の人権を守ることができるよう、会津権利擁護・成年後見センタ
 ーなどの関係機関と連携し、制度の広報や関係者に対する研修等の取組を行います。
- な て ぶそくかいしょう しみんこうけんになん いくせい ほうじんこうけん しえん と く
 ・ 成り手不足解消のため、市民後見人の育成や法人後見の支援に取り組みます。

第7 意思疎通支援事業

1 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣する事業です。

第7期計画における各年度の見込量

手話通訳者派遣事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者数	17	18	18	19	19	20
実利用者数	80	82	82	85	85	87
手話通訳者派遣件数	1,530	1,550	1,550	1,600	1,600	1,620

2 要約筆記者派遣事業

聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な人のコミュニケーションを支援するため、要約筆記者を派遣する事業です。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

要約筆記者派遣事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
実利用者数	1	1	1	1	1	1
要約筆記者派遣回数	3	3	3	3	3	3

3 手話奉仕員養成事業

手話奉仕員養成事業は日常会話の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者との交流促進を担う「手話奉仕員」を養成する事業です。会津若松市では「手話講習会」の名称で実施しており、その内容は「入門」と「基礎」の2部構成となっています。

第7期計画における各年度の見込量

手話奉仕員養成事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受講者数	50	50	50	50	50	50
うち修了者数	10	10	10	10	10	10

4 点字講習会実施事業

本事業は点字の技術を身に付けるとともに、学習を通して視覚障がいや視覚障がいのある人への理解を深めてもらうための事業です。

第7期計画における各年度の見込量

点字講習会	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受講者数	10	10	10	10	10	10

○意思疎通支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・手話通訳派遣事業については、手話を言語とする聴覚障がい者の高齢化が進み、医療・介護関係の通訳派遣が増えることが予想されます。またそれを担う手話通訳者の高齢化も進んでいることから、新たな登録手話通訳者の確保や育成にかかる体制づくりに努めていきます。
- ・タブレット等を用いた遠隔手話通訳のさらなる活用に努めていきます。
- ・手話通訳者および要約筆記者派遣事業を必要とする人が制度を利用できるよう、意思疎通支援事業のさらなる周知を図っていきます。
- ・手話奉仕員養成講座については、希望者が参加できるよう、事業の周知に努めます。併せて、手話サークル等の活動への促しや、県が主催する「手話通訳者養成講座」など手話に関する情報提供を行い、手話学習に対する関心を持続できるよう工夫していきます。
- ・手話奉仕員養成講座修了者を対象とした「ステップアップ講座」を実施し、手話学習の機会の継続に努めます。
- ・点字講習会については、周知方法の工夫や内容の充実を図りながら、より多くの市民に障がいや障がいのある人への理解を深めてもらうことができるようにしていきます。

第8 日常生活用具費助成事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などの購入を支援する事業です。

第7期計画における各年度の見込量

日常生活用具費助成事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練等支援用具 件数	けんすう 件数	9	9	9	12	12	12
うち児童分 件数	けんすう 件数	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具 件数	けんすう 件数	11	13	13	15	15	15
うち児童分 件数	けんすう 件数	4	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具 件数	けんすう 件数	20	22	22	23	23	23
うち児童分 件数	けんすう 件数	3	3	3	3	3	3
情報・意思疎通 支援用具 件数	けんすう 件数	30	35	35	40	40	45
うち児童分 件数	けんすう 件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具 件数	けんすう 件数	2,925	2,978	3,031	3,054	3,085	3,138
うち児童分 件数	けんすう 件数	125	128	131	135	139	143
住宅改修費 件数	けんすう 件数	1	2	2	2	2	2
うち児童分 件数	けんすう 件数	0	0	0	0	0	0
合計 件数	けんすう 件数	2,996	3,059	3,112	3,146	3,177	3,235
うち児童分 件数	けんすう 件数	135	137	141	145	149	153

日常生活用具費助成事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- 今後も分かりやすい情報提供に努めるとともに、日常生活用具の利用希望者や対象者への周知に努め、障がいのある人の日常生活の利便性の向上に努めます。
- 日常生活用具の性能向上や新たな品目などの情報収集を行い、利用希望者や対象者のニーズを踏まえた助成対象品目の見直しや追加を行っていきます。

第9 移動支援事業

社会生活に必要な外出又は余暇活動等の参加のための外出をする際に、移動の介護が必要な障がいのある人で、障がい福祉サービスの対象外の人に対して、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援及び移動先での必要な介助を行う事業です。一人を個別に支援する「個別支援型」と複数の人を同時に支援する「グループ支援型」を行っています。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	9(2)	9(2)	9(2)	10(2)	10(2)	10(2)
実利用者数	90	92	92	92	94	94
うち児童分	5	5	5	5	5	5
の延べ時間数(時間)	3,750	3,830	3,830	3,830	3,910	3,910
うち児童分	156	156	156	156	160	160

○移動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・サービス提供体制の確保に向けて、報酬単価を国の報酬改定に合わせて見直すとともに、障がい福祉サービス事業所等連携推進会議などを活用し事業所相互の連携強化や、質の高いサービス提供体制の整備を図ります。
- ・特別支援学校への通学練習の利用など、事業の利用方法について周知を図ります。

第10 地域活動支援センター事業

障がいのある人に、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会参加、交流促進を図る事業です。事業内容によってⅠ型からⅢ型までの3つの類型に分類されます。

類型	事業内容	実利用人数
地域活動支援センターⅠ型	<p>創作的活動や生産活動などの機会の提供に加え、専門職員を配置し、医療、福祉、地域との連携強化のための調整やボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の相談支援事業を併せて実施します。</p>	<p>実利用人数 20人以上</p>
地域活動支援センターⅡ型	<p>創作的活動や生産活動などの機会の提供に加え、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供します。</p>	<p>実利用人数 15人以上</p>
地域活動支援センターⅢ型	<p>創作的活動や生産活動などの機会を提供します。</p>	<p>実利用者人数 10人以上</p>

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみの事業所数

地域活動支援センター事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
I型	実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	延べ利用回数(人日)	269	269	269	269	269	269
II型	実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
	実利用者数	34	34	34	34	34	34
	延べ利用回数(人日)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
III型	実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	実利用者数	5	5	5	5	5	5
	延べ利用回数(人日)	350	350	350	350	350	350
合計	実施箇所数	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)
	実利用者数	40	40	40	40	40	40
	延べ利用回数(人日)	3,919	3,919	3,919	3,919	3,919	3,919

○地域活動支援センター事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスでは対応が難しい利用者のニーズに沿ってサービスが提供できるよう、支援体制の維持を図ります。
- ・他の日中活動との機能・役割を整理しながら、適切なアセスメントによって必要なサービスが提供できるよう今後も取り組みを進めていきます。
- ・重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられていることから、センターの在り方について検討していきます。

第11 その他の事業

訪問系

訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者などに対し、ヘルパーと看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、専用の浴槽で、入浴介助のサービスを行う事業です。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ

訪問入浴サービス事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
実利用者数	4	5	5	5	6	6
うち児童分	0	0	0	0	0	0
の延べ利用回数(人日)	360	450	450	450	540	540
うち児童分	0	0	0	0	0	0

訪問入浴サービス事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

今後も引き続き利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

にっちゅうかつどうけい
 - 日中活動系 -

にっちゅういちじしえん じぎょう
 日中一時支援(タイムケア)事業

しょうがいのある人に、日中における活動の場を提供するとともに、介護を行っている家族の就労支援や一時的な休息の確保を支援する事業です。

だい 7 期計画における各年度の見込量 ※実数は市内のみ、()内は市外のみ
 じっすう しんない ない しがい じぎょうしょすう
 第7期計画における各年度の見込量 ※実数は市内のみ、()内は市外のみ 事業所数

にっちゅういちじしえん じぎょう (タイムケア)事業	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
じっしかしよすう 実施箇所数	11(0)	12(0)	12(0)	12(0)	12(0)	12(0)
じつりようしやすう 実利用者数	79	81	82	83	85	86
じどうばん うち児童分	47	48	49	50	51	52
の りようかいすう にんにち 延べ利用回数(人日)	6,145	6,304	6,385	6,467	6,631	6,717
じどうばん うち児童分	3,445	3,524	3,605	3,687	3,771	3,857

にっちゅういちじしえん じぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
 ○日中一時支援(タイムケア)事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- にっちゅうかつどうけい サービスやしょうがい じつうしよしえん おぎな かぞく の就労支援やレスパイト等のためのニーズがみこまれることから、今後引きつづき、ていきょうたいせい じゅうじつ つと 提供体制の充実に努めます。
- また、しょうがいのある 子どもの 利用においては、つうがくしえん ほごしゃ しゅうろうしえん などのためのニーズが高いことから、けいぞく ていきょうじぎょうしよ ていきょうないよう かくじゅう つと 継続して提供事業所や提供内容の拡充に努めます。

— 居住系 —

福祉ホーム事業

居宅において生活することが困難な人を対象に、低額な料金で住まいの場を提供し、日常生活に必要な便宜を図る事業です。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、の事業所数

福祉ホーム事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
実利用者数	1	1	1	1	1	1

○福祉ホーム事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

・本事業は、精神科病院からの退院者など、自力で生活する能力はあるが、居住先が見つからない方の、一時的な受け皿となっており、地域で生活する場を提供するために、事業を継続していきます。

— 社会参加促進事業 —

1 余暇活動支援事業

余暇における学習機会や活動拠点の提供により、障がいのある人が主体的な活動や地域との交流など様々な社会参加活動を行えるよう支援する事業です。「余暇活動支援センターふらっと」を拠点とし、障がいのある人が気軽に立ち寄れる交流の場を提供するとともに、イベントの開催や自主活動の支援を行っています。

第7期計画における各年度の見込量

実数は市内のみ、()内は市外のみ、の事業所数

余暇活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
のりようしゃすう(人)	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600

よ か かつどうしえんじぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○余暇活動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

・新規利用者が参加しやすくなるよう、引き続き周知活動を行い、地域とのつながりも大切にしながら障がいのある人の自主活動支援を推進します。また、支援が必要な方にはサービス利用等の適切な支援につなげるため、相談支援機関や障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ります。

じどうしゃうんでんめんきよしゅとく かいぞうひよせいじぎょう
2 自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障がい者の活動支援のため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

だい きけいかく かくねんど みこみりよう
第7期計画における各年度の見込量

	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
じどうしゃうんでんめんきよしゅとくひよせいじぎょう 自動車運転免許取得費助成事業 助成件数	1	1	1	1	1	1
じどうしゃかいぞうひよせいじぎょうひよせいけんすう 自動車改造費助成事業助成件数	4	4	4	4	4	4

じどうしゃうんでんめんきよしゅとく かいぞうひよせいじぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○自動車運転免許取得・改造費助成事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

・自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成について、引き続き事業の周知を図ります。

てんじ こえ しゅわ こうほうとうはっこうじぎょう
3 点字・声・手話の広報等発行事業

てんじ しせい てんじ こうほうぎかい
○点字の市政だより、点字の広報議会

視覚障がい者のうち、希望者を対象に、広報紙(市政だより、広報議会)の点字版を提供しています。

こえ しせい こえ こうほうぎかい
○声の市政だより、声の広報議会

視覚障がい者や、パソコン・デジタルオーディオプレイヤーなどの利用者を対象に、広報紙(市政だより、広報議会)の内容を音声で配信しています。

しゅわ しせい
○手話の市政だより

手話を言語としているろう者を対象に、市政だよりの内容を手話言語で配信しています。

第7期計画における各年度の見込量

点字・声・手話の広報等発行事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
点字の市政だより 点字の広報議会	実利用者数	17	17	17	17	17	17
声の市政だより 声の広報議会	実利用者数	28	28	28	28	28	28
手話の市政だより	実施の有無	あり 有					

○点字・声・手話の広報等発行事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- 点字、声の広報等発行事業については、視覚障がい者の情報取得のため支援体制を維持します。点字や音読に係る人材確保や提供体制の整備と、事業の周知に努めていきます。
- 手話の市政だよりについては、令和5年度から実施しています。今後も、手話を言語とするろう者の情報取得と市民の理解促進のため事業の周知に努めていきます。

－就業・就労系－

障がい者ワークシェアリング事業

市役所において、障がいのある人に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価を支払い、就労意欲の喚起を図るための事業です。

第7期計画における各年度の見込量

障がい者ワークシェアリング事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	60	60	60	60	60	60
の延べ時間数(時間)	720	720	720	720	720	720

○障がい者ワークシェアリング事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

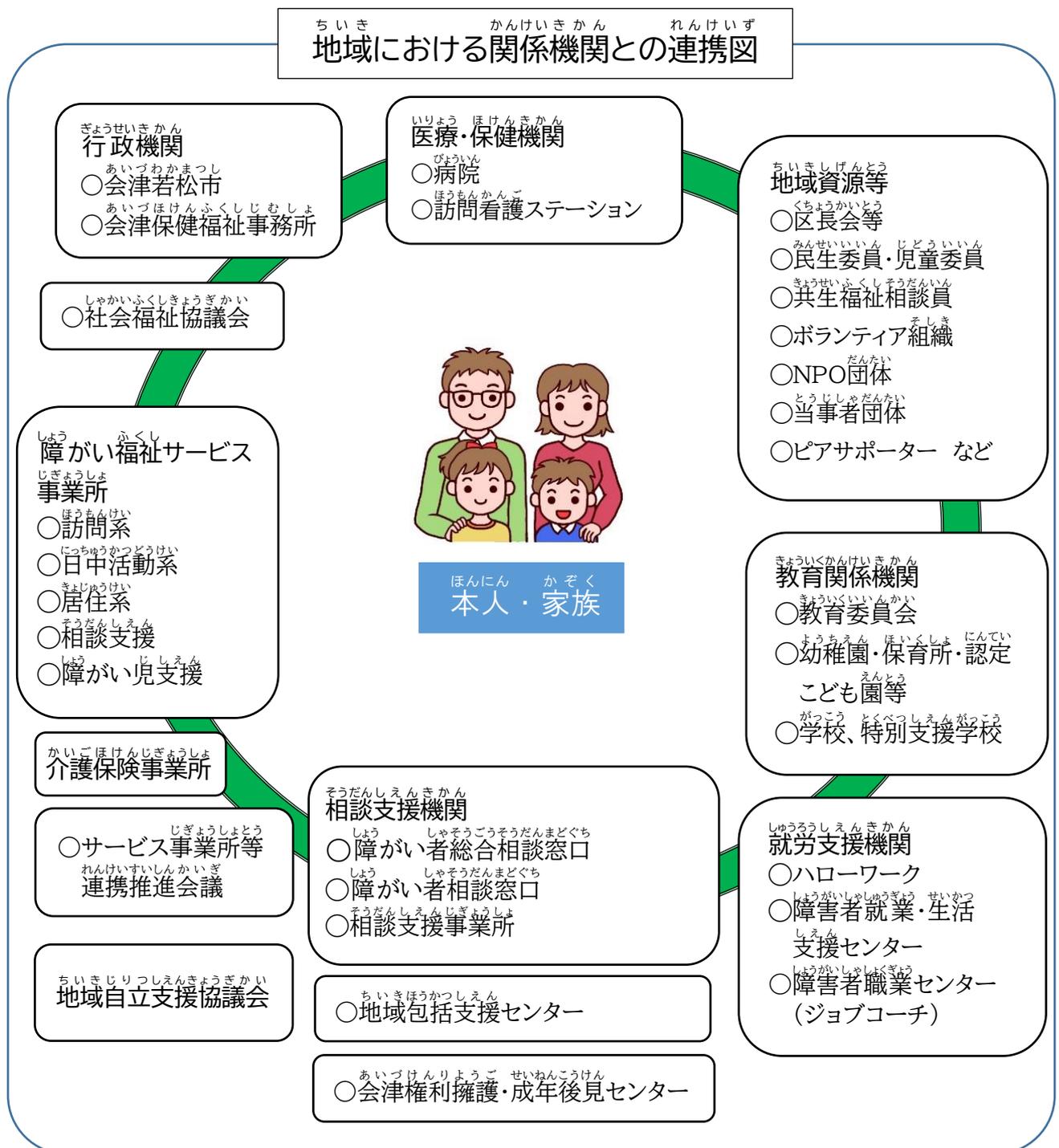
- 業務の固定化の問題を解消し、積極的な参加や事業の周知を進めていきます。
- 障がいのある人の就労意欲の喚起や活躍の場の確保、さらに一般就労を促進するため、市役所における障がい者雇用推進体制の連携強化を図り、市の障がい者雇用のあり方についても検討していきます。

第6節 関係機関等との連携に関する事項

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を実施するにあたって、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるためには、市の福祉関係部局のみではなく、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、ハローワーク、その他の関係機関との連携が必要です。

本市においては、地域における関係機関との連携を進め、「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組めます。

地域における関係機関との連携図



地域における取組

- 地域福祉計画に基づき、障がいのある人が住みやすい地域となるよう見守りや支え合いの支援に取り組んでいきます。
- 区長会や町内会、民生委員・児童委員などと連携しながら、障がいのある人が地域の各種行事や地域活動に気軽に参加できるよう地域交流を推進していきます。また、災害時等の見守りや声かけ支え合い等の支援体制の構築に取り組んでいきます。
- 地域のボランティア団体や当事者団体、ピアサポーターなどの連携を図り、障がいのある人のニーズに対応できるよう努めていきます。また、障がいのある人がボランティア活動に取り組めるピアサポート体制を確保していきます。

【関連する成果目標】

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」(P83)

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」(P86)

関係機関における取組

- 保健機関、医療機関、教育関係機関、障がい福祉サービス事業所、就労支援機関と連携し適切な福祉サービスを提供していきます。
- 障がいの重い人でも訪問支援によって地域生活が可能となるよう、医療関係者や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等における連携強化に努め、地域生活への移行を推進します。
- 保健機関、医療機関、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所など支援者側の支援スキルなどの質の向上を目指し、支援者側の人材育成、支援者間連携体制の強化を図ります。

【関連する成果目標】

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」(P83)

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」(P86)

「福祉施設から一般就労への移行等」(P93)

「相談支援体制の充実・強化等」(P100)

「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」(P103)

行政における取組

- 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する差別の解消を推進します。
- 障がい福祉サービス事業所と行政間の情報の相互提供及び共有化を図るとともに、きめ細かな支援会議を通して利用者のニーズに即した支援に努めます。
- 第7次総合計画や、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康わかまつ21計画等と連携し、調和を図り、障がい福祉の推進に取り組めます。
- 地域自立支援協議会をはじめ、関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活における様々な課題の解決に取り組んでいきます。

○障がいのある人や高齢者、子どもたちをはじめ、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえながら、「お互いさま」の気持ちで地域の全ての人がつながる「お互いさまでみんなをつなぐまち」を目指すべき姿とした「会津若松市版地域包括ケアシステム」の充実にむけて取り組みます。

【関連する成果目標】

「地域生活支援の充実」(P89)

「福祉施設入所者の地域生活への移行」(P83)

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」(P86)

「相談支援体制の充実・強化等」(P100)

その他の機関における取組

○国民健康保険団体連合会(障がい福祉サービス審査支払機関)との連携により、障がい福祉サービス事業所の支援内容の質向上に努めます。

【関連する成果目標】

「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」(P103)